

# 業 務 概 要

令和 8 年度

令和 8 年 6 月

大分県生活環境部食品・生活衛生課



# 目 次

## 第1編 組織及び予算

1 組織及び職員配置	1
2 事務分掌表	3
3 大分県長期総合計画に基づく施策展開	5

## 第2編 主要事業の概要

### I 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

1 生活衛生関係営業の衛生管理	9
2 生活衛生関係営業の自主活動の支援	9

[資料]

I-1 生活衛生関係営業施設数	1 1
2 生活衛生関係営業（六法）監視状況	1 2
3 クリーニング師試験実施状況	1 3
4 公衆浴場入浴料金	1 3
5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等	1 4
6 大分県生活衛生同業組合等一覧表	1 4

### II 生活衛生環境の整備

1 建築物の衛生的な環境の確保	1 5
2 墓地理葬等の適正な運営管理の推進	1 5

[資料]

II-1 建築物衛生管理事業登録数	1 6
2 特定建築物数	1 6

### III 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

1 狂犬病予防対策の推進	1 7
2 動物の愛護及び管理の推進	1 7

[資料]

III-1 「大分県動物愛護管理推進計画」（第3次）	
～人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざして～	1 8
2 犬の登録、狂犬病予防注射頭数	1 9
3 登録、狂犬病予防注射の年度別推移	1 9
4 動物による咬傷事故等の実態調査	2 0
5 犬の捕獲・引取り・返還頭数	2 1
6 猫の引取り・返還頭数	2 1
7 年度別犬猫の引取り頭数及び処分頭数	2 2

8 犬・猫の引取頭数年度別推移	2 3
9 犬・猫の殺処分頭数年度別推移	2 3
10 犬の譲渡実績	2 4
11 猫の譲渡実績	2 5
12 犬・猫の苦情・相談件数	2 6
13 動物愛護教育事業	2 7
14 大分県動物愛護フェスティバル（親子ふれあい動物フェスタ）	2 8
15 犬のしつけ教室	2 8
16 大分県動物愛護推進員等の活動	2 8
17 動物取扱業者の登録・届出状況	2 9
18 動物取扱業等に対する行政による勧告、命令、立入検査件数	2 9
19 特定動物の飼養保管状況	3 0
20 特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査等件数	3 0
21 おおいた動物愛護センター	3 1
22 地域猫活動支援	3 2
23 化製場及び魚介類鳥類等製造貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数	3 3

#### IV 食品安全・安心対策

1 食の安全確保対策事業	3 5
2 食の安全安心確保体制の運営	3 5
3 輸出食品対策	3 5

#### [参 考]

令和8年度の主な事業	3 5
------------	-----

#### [資 料]

IV-1 大分県食の安全確保・食育推進本部関係会議の開催状況	3 7
2 大分県食品安全推進県民会議の開催状況	3 7
3 令和7年度ふぐ処理者新規講習会受講者	3 8
4 令和7年度ふぐ処理者更新講習会受講者	3 8

[食中毒関係]

5	令和7年食中毒事件一覧表	39
6	年次別食中毒発生状況	40
7	過去10年間の月別食中毒発生状況(発生件数)	41
8	過去10年間の月別食中毒発生状況(患者数)	42
9	過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況(発生件数)	43
10	過去10年間の原因施設別食中毒発生状況(発生件数)	44
11	過去10年間の原因食品別食中毒発生状況(発生件数)	45
12	過去10年間の病因物質別食中毒発生状況(発生件数)	46
13	過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況(発生件数)	47
14	過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係 (発生件数)	48
15	大分県下のフグによる食中毒事件(昭和45年～)	49

V 食品衛生対策の推進

1	令和8年度食品衛生監視員等配置状況	50
2	令和8年度大分県食品衛生監視指導計画の概要	51

[資料]

V-1	旧食品衛生法に基づく許可を要する食品営業施設	54
	改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設	55
2	届出を要する食品関係営業施設	56
3	旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況	57
	改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況	58
4	届出を要する食品関係営業施設監視状況	59
5	令和7年度食品等事業者施設への監視指導結果	60
6	食品関係の違反・苦情について(保健所別)	61
7	食品・乳等収去検査状況(検査施設別)	62
8	食品等の収去検査結果(項目別)	63
9	食品・乳等収去試験状況(年度別)	64
10	食品衛生講習等の実施について	65

VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

1	と畜場及び食肉衛生対策	66
2	食鳥肉衛生対策	67

[資料]

VI-1	と畜場の設置状況・と畜検査体制	67
2	大分県畜産公社の輸出相手国と登録要件	67
3	輸出状況	68
4	と畜検査頭数	70
5	と畜検査頭数の推移	71
6	年度別病畜検査頭数	72
7	獣畜のとさつ禁止又は廃棄の原因	72
8	BSE（牛海綿状脳症）検査体制	73
9	認定小規模食鳥処理場	74

<b>VII</b>	<b>食の安心対策及び食育の推進</b>	<b>75</b>
1	食の安心確保対策	76
2	食品表示の適正化	76
3	次世代へつなぐ食育推進事業	76

[参考]

	令和8年度の主な事業	76
--	------------	----

[資料]

VII-1	令和7年度リスクコミュニケーション推進事業の実施状況	78
2	食品表示に関する情報の事務処理フロー	79
3	「食品表示110番」の受付状況	80
4	食品表示合同立入調査の結果	81
5	食品偽装表示対策チームの構成と担当法令等	82
6	大分県食の安全確保・食育推進本部食育幹事会の開催状況	83
7	大分県食育推進会議の開催状況	83
8	「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況	84
9	食育の普及・啓発	85
10	製菓衛生師試験実施状況	86

<b>VIII</b>	<b>食品ロス削減</b>	<b>87</b>
-------------	---------------	-----------

[参考]

	令和8年度の主な事業	88
--	------------	----

〔注〕表の見方

1 「大分市」あるいは「大分市保健所」として別掲された数値のあるもの以外は、大分市保健所の実績を含まない統計表となっている。

2 表中に用いた各保健所等の略称とその正式な名称は、以下のとおりである。

略 称	名 称
東 部 - - - - -	東部保健所
国 東 - - - - -	東部保健所 国東保健部
中 部 - - - - -	中部保健所
由 布 - - - - -	中部保健所 由布保健部
南 部 - - - - -	南部保健所
豊 肥 - - - - -	豊肥保健所
西 部 - - - - -	西部保健所
北 部 - - - - -	北部保健所
高 田 - - - - -	北部保健所 豊後高田保健部
衛環研 - - - - -	衛生環境研究センター
センター - - - - -	動物愛護センター

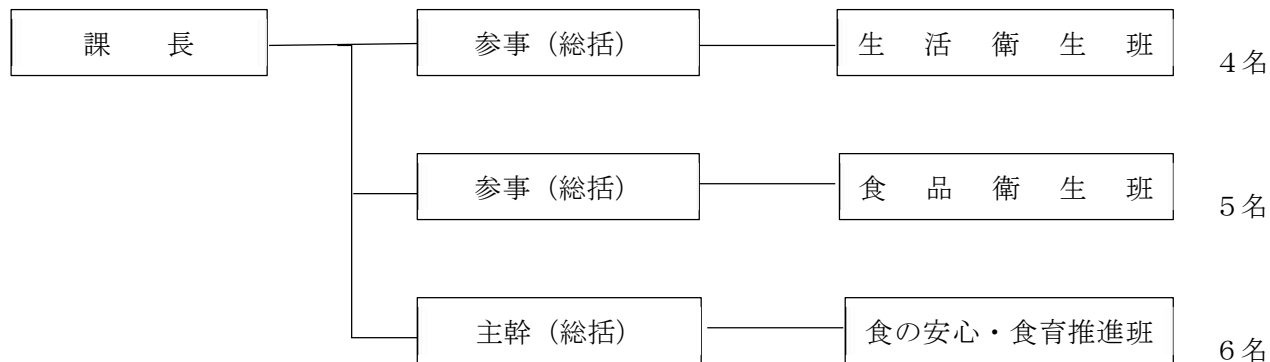
# 第1編 組織及び予算

## 1 組織及び職員配置

(令和8年4月1日現在)

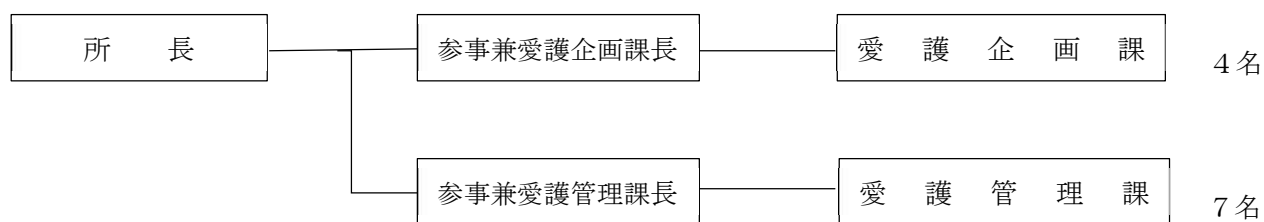
### (1) 組織

#### ① 本庁 (19名)

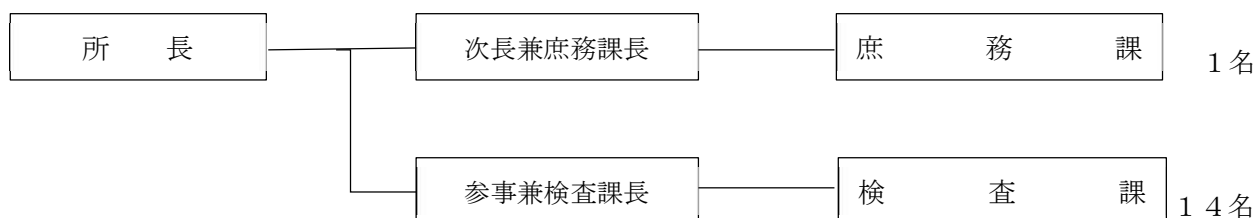


#### ② 地方機関

##### 大分県動物愛護センター (14名)



##### 食肉衛生検査所 (18名)



(2) 職員配置

本 庁

		職 員					計	非常勤嘱託	
		事務	技 術						
			獣医師	薬剤師	化学	管理 栄養士			農業
本 庁	課 長		1				1		
	参事（総括）		1	1			2		
	主幹（総括）	1					1		
	生活衛生班	1	1		2		4	1	
	食品衛生班 （うち兼務職）		1 (1)	4 (2)			5 (3)		
	食の安心・食育推進班	3				2	1	6	
	計	5	4	5	2	2	1	19	1

地方機関

		職 員		計	非常勤嘱託	
		事 務	技 術			
			獣医師			
愛 護 セ ン タ ー	大 分 県 動 物	所 長		1	1	
	参 事 兼 課 長 （うち併任職員）	1		1 (1)	2 (1)	
	愛 護 企 画 課	1		3	4	5
	愛 護 管 理 課 （うち併任職員）	3 (3)		4 (4)	7 (7)	
	計	5		9	14	5
衛 生 検 査 所	大 分 県 食 肉	所 長		1	1	
	次 長	1			1	
	参 事 兼 課 長			1	1	
	庶 務 課	1			1	1
	検 査 課			14	14	9
	計	2		16	18	10

## 食品・生活衛生課 事務分掌表

生活衛生班

分 掌 事 務
1 狂犬病予防法の施行に関する事
2 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関する事
3 大分県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関する事
4 愛玩動物看護師法の施行に関する事
5 化製場等に関する法律の施行に関する事
6 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関する事
7 理容師法の施行に関する事
8 美容師法の施行に関する事
9 クリーニング業法の施行に関する事
10 旅館業法の施行に関する事
11 住宅宿泊事業法の施行に関する事
12 興行場法の施行に関する事
13 公衆浴場法の施行に関する事
14 墓地、埋葬等に関する法律の施行に関する事
15 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関する事
16 動物愛護センターに関する事
17 その他環境衛生に関する事

食品衛生班

分 掌 事 務
1 食品安全基本法の施行に関する事
2 大分県食の安全・安心推進条例の施行に関する事
3 食品衛生法の施行に関する事
4 大分県食の安全確保推進本部、大分県食品安全推進県民会議に関する事
5 大分県食品安全行動計画に関する事
6 食中毒予防及び発生時の対応に関する事
7 森永ヒ素ミルク、カネミ油症食中毒に関する事
8 フグの衛生確保に関する事
9 と畜場法の施行に関する事
10 牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に関する事(厚生労働省の所管に係る事項に限る。)
11 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関する事
12 食肉衛生検査所に関する事
13 その他食品衛生に関する事

食の安心・食育推進班

分 掌 事 務
1 食育基本法の施行に関する事
2 大分県食育推進条例の施行、その他の食育の総合的な推進に関する事
2 食品表示法の施行(健康増進室及び地域農業振興課の所掌に係る事項を除く。)に関する事
3 製菓衛生師法の施行に関する事
4 食品安全基本法の施行(リスクコミュニケーション)に関する事
5 大分県食育推進計画に関する事
6 大分県食育推進会議及び大分県食育推進幹事会等に関する事
7 おおいた食育人材バンクに関する事
8 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に関する事(地域農業振興課の所掌に係る事項を除く。)
9 その他食育の推進に関する事

### 3 大分県長期総合計画に基づく施策展開

【 食品・生活衛生課 】

施策名	消費者の安心や生活衛生の向上と動物愛護の推進		
	政策名	誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進	政策・施策コード

#### 【施策の概要】

- ①生活衛生営業・民泊対策
- i 経営の健全化・業者の組織化を促進することにより、生活衛生関係営業の衛生水準の向上を図る。
  - ii 民泊施設の監視・指導を行うとともに、関係法令の周知を図る。
- ②狂犬病予防・動物愛護対策
- 安全で心豊かな社会の実現を図るために、人と動物の共生を推進する。

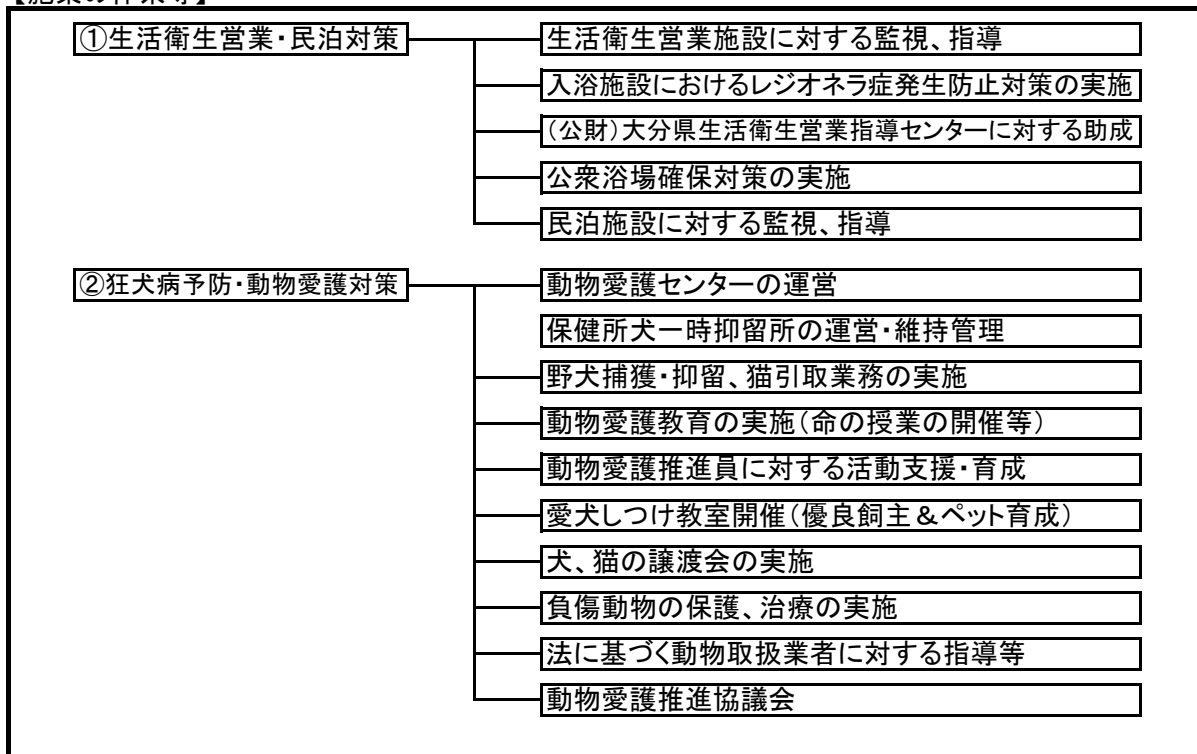
#### 【施策を取り巻く社会経済情勢】

- ①外部環境
- i 生活衛生関係営業は中小零細企業が多く、衛生水準確保のための人的・資金的余力不足
  - ii 健全な民泊の普及を図るための法律「住宅宿泊事業法(民泊新法)」の施行
  - iii ペット動物飼養者等のマナー不足による近隣住民とのトラブルや苦情の発生
  - iv 動物由来感染症発生の危惧
- ②内部環境
- i 生活衛生関係業者の価値観の多様化による「組合離れ」の進行
  - ii 第3次大分県動物愛護管理推進計画の策定(R3年3月策定、R8年3月改訂)
  - iii 動物の愛護及び管理に関する法律改正(R元年6月)による動物愛護管理体制の見直しが必要

#### 【施策の課題、進むべき方向性】

- ①生活衛生営業・民泊対策
- 衛生水準の維持・向上には経営の安定が必要であることから、国とともに(公財)大分県生活衛生営業指導センターが行う経営相談事業等に対して助成する。併せて営業施設・民泊施設に対する監視指導や法令の周知を行う。また、営業施設については、自主管理組織としての同業組合の指導・育成に努める。
- ②狂犬病予防・動物愛護対策
- 狂犬病予防法に定める事務を行うとともに、動物愛護センターを中核とした、飼い主の飼育マナーの徹底や犬・猫の譲渡、不妊去勢などの取り組みを推進し、放棄される犬・猫の殺処分を減らすとともに、「犬・猫など身近にいる動物と人が共生する社会の実現」を目指す。

#### 【施策の体系等】



## 【施策を構成する事業】

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	監視指導	生活衛生営業施設の許可、監視・指導、入浴施設のレジオネラ症発生防止対策等 民泊施設の届出の受理、監視・指導、法令の周知等	2,992	継	○
2	営業対策事業	(公財)大分県生活衛生営業指導センターに対する助成、公衆浴場確保対策等	20,789	継	
3	狂犬病予防事業	西部・北部地区の野犬捕獲・抑留	6,622	継	
4	動物愛護協働推進事業	猫の不妊去勢手術補助 災害拠点体制の整備 さくら猫プロジェクトの推進	26,894	継	○
5	動物愛護センター運営費	動物愛護センター運営に要する経費 負傷動物・不妊去勢手術アドバイザーの設置 猫の適正飼養普及啓発 動物愛護教育事業(命の授業) 大分県獣医師会に対する動物愛護思想普及委託、猫引取業務の実施、動物取扱業者に対する指導 動物愛護に関する普及啓発 動物愛護推進協議会 動物愛護フェスティバル	178,729	継	
	合計		236,026		

### 3 大分県長期総合計画に基づく施策展開

【 食品・生活衛生課 】

施策名	食の安全・安心の確保と未来へつなぐ食育の推進		
	政策名	安全・安心を実感できる暮らしの確立	政策・施策コード

#### 【施策の概要】

- ①食の安全の確保； 生産から消費に至る全ての行程における食の安全確保対策を推進する。
- ②食の安心の確保； 消費者と生産者の相互理解、食に関する正しい知識の普及を促進する。
- ③HACCPの推進； 食の安全確保のため、HACCPの普及と定着を推進する。
- ④食育の推進； 食育を推進し、県民一人ひとりの「えらぶ・つくる・たべる」力の修得を図る。

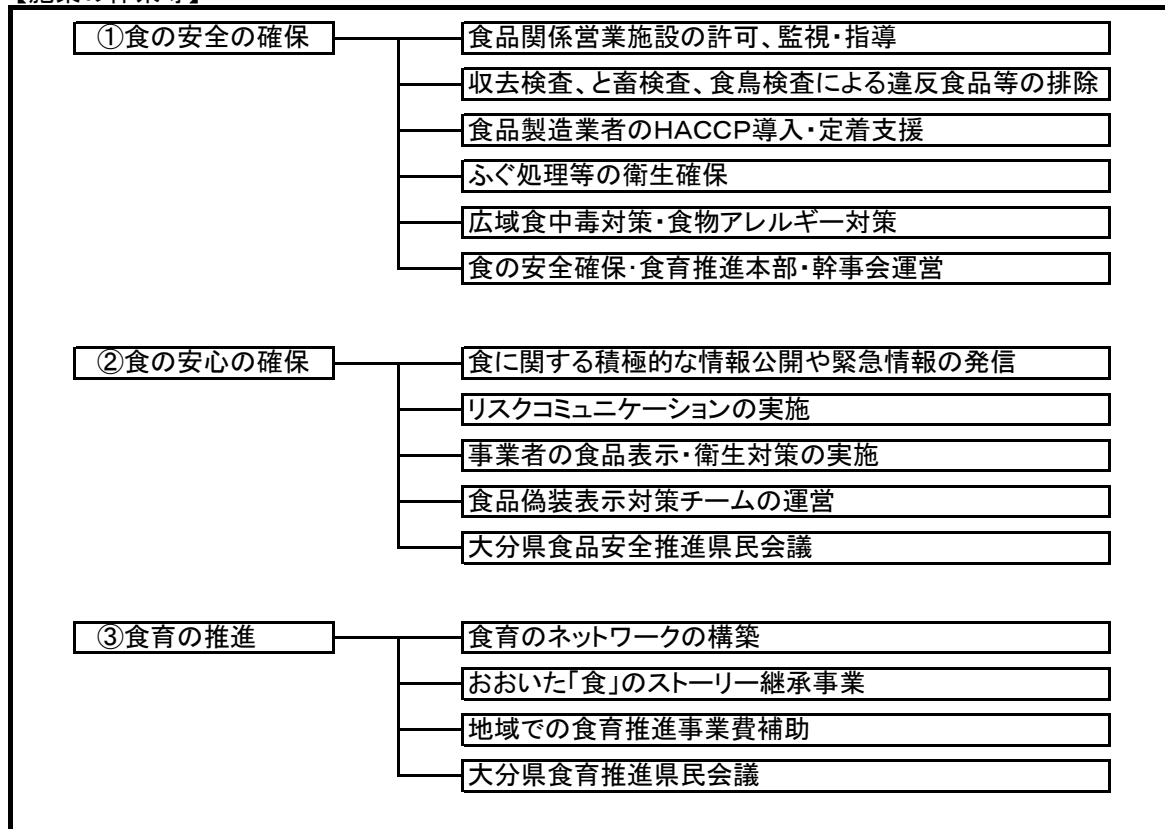
#### 【施策を取り巻く社会経済情勢】

- ①外部環境
  - i 安全な食品を求める県民の要請は一段と強まっている。
  - ii HACCPが義務化されているが、普及と定着には衛生管理計画の作成や導入後の指導等が必要。
  - iii 食生活の乱れに起因する様々な問題点(生活習慣病の増加、若年層の情緒不安定等)が指摘されている。
- ②内部環境
  - i 大分県食の安全・安心推進条例施行(H17年4月)
  - ii 第6次大分県食品安全行動計画策定(R5年3月)
  - iii 大分県食育推進条例施行(H28年4月)
  - iv 第5期大分県食育推進計画策定(R8年3月)

#### 【施策の課題、進むべき方向性】

- 大分県食の安全・安心推進条例、大分県食育推進条例等に基づき各種施策を実施する。
- ①食の安全の確保；大分県食品安全行動計画の推進
  - ②食の安心の確保；(同上)
  - ③HACCPの推進；(同上)
  - ④食育の推進；大分県食育推進計画の推進

#### 【施策の体系等】



## 【施策を構成する事業】

(単位:千円)

事業名		事業内容	事業費	新 継	重
1	次世代へつなぐ食育推進事業	食育のネットワークの構築	10,937	継	○
		おおいた「食」のストーリー継承事業			
		地域での食育推進事業費補助			
2	食の安全・安心推進事業	食の安全確保・食育推進本部、食品安全推進県民会議の運営	33,251	継	○
		HACCPによる衛生管理の導入・定着支援			
		食品衛生相談体制整備			
		広域食中毒への対応			
		食物アレルギー事故予防対策			
		消費者を対象とした食の安全・安心に関する講習会の開催			
		食品関連事業者に対する講習会の実施			
		放射能汚染対策			
3	BSE検査事業	県内でと畜される感染疑い牛のBSE検査	1,070	継	
4	食品衛生監視指導推進事業	食品関係営業施設の許可、監視・指導、食品衛生自主管理体制推進、製菓衛生師試験実施等	24,057	継	
5	食品検査事業	食品収去検査、食中毒原因物質検査、食品検査施設における精度管理等	22,484	継	
		残留農薬等のポジティブリスト制度対応検査			
6	食肉衛生検査所運営費	と畜検査及び食肉衛生検査所の運営	54,613	継	
合計			146,412		

## 第2編 主要事業の概要

### Ⅰ 生活衛生関係営業の衛生管理と振興

県民の生活と密接な関わりを持つ生活衛生関係営業の振興と衛生管理の向上を図り、県民生活をより一層豊かで安心できるものとするため、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく営業対策事業、「営業六法」に基づく関係営業施設の監視指導を行っている。

#### 1 生活衛生関係営業の衛生管理

##### (1) 営業六法に基づく監視・指導

理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法に基づき各営業施設の衛生措置に関する立入検査を行っている。特に、本県におけるレジオネラ症防止対策を強化するため、大分県公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例を令和2年に改正し、公衆浴場等入浴施設に対するレジオネラ症防止対策に積極的に取り組んでいる。

##### (2) 民泊の安全・安心確保対策

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、同法は書類による届出のみで年間180日以下の営業が可能なことから住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、民泊施設提供者の監視・指導を行っている。旅館業の営業施設と同様に現地調査等を行い、法律が遵守されていることを確認することで県民と宿泊者の安全・安心の確保を図っている。

#### 2 生活衛生関係営業の自主活動の支援

##### (1) 生活衛生同業組合等の指導

生活衛生関係営業の健全な発展を通じて、衛生水準の維持・向上を図り、利用者又は消費者の利益の擁護を図るため、営業者が自主的に組織した各生活衛生同業組合に対する指導を行っている。

また、公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターへの助言・指導を通じ、生活衛生関係営業者への経営の近代化・合理化、経営指導相談及び利用者の苦情処理事業等を推進し、生活衛生関係営業の経営の強化と公衆衛生の向上を図っている。

##### (2) 生活衛生営業振興助成事業

生活衛生関係営業の振興及び活性化を通じた経営の安定化により、衛生水準の維持向上を図るため、平成18年度からセンターのホームページ（携帯電話用含む）を構築し、行政と営業者間のみならず、消費者に対し、同業組合の魅力等を積極的に情報発信することとしている。

##### (3) 生活衛生関係営業の振興に向けた支援

令和7年度から生活衛生関係営業の振興を目的に、地域の課題解決につながる取組への支援及び衛生水準や技術力向上のために実施する研修会費用の補助を行っている。

#### (4) 公衆浴場確保対策

一般公衆浴場の入浴料金は、現在も物価統制令による統制額に指定されており、併せて近年における生活様式の変化に伴う自家風呂の普及による利用者の減少及び燃料費・人件費等の諸物価の高騰による経営不振のため年々廃業が続き、地域住民の保健衛生上問題があることから、営業者の経営の安定を図るため、令和4年度に有識者や消費者及び業界団体等からなる公衆浴場入浴料金委員会を開催し、統制額を改定するとともに、燃料費に対する補助を行うなど公衆浴場の確保に努めている。

[資料]

I-1-1(1) 生活衛生関係営業施設数

令和8年3月31日現在

業種	旅館業				興行場			公衆浴場		美容所	クリーニング所							
	旅館・ホテル	簡易宿所	内グリーン ツアーズム	下宿 計	映画	スポーツ	その他	計	一般		その他	計	クリーニング	取次	無店舗取次	計		
東部	284	217	6	2	503	5	0	17	22	67	144	211	195	534	16	150	0	166
国東	23	47	15	0	70	0	0	0	0	0	9	9	43	77	4	6	0	10
中部	38	79	62	0	117	0	0	0	0	0	5	5	96	175	12	55	1	68
由布	209	236	39	1	446	0	0	1	1	8	49	57	31	52	9	21	2	32
南部	34	58	26	0	92	0	1	1	2	0	9	9	98	242	11	13	0	24
豊肥	64	79	28	0	143	1	0	2	3	5	50	55	82	120	10	22	0	32
西部	186	170	51	2	358	3	0	5	8	16	95	111	126	309	26	119	0	145
北部	56	134	94	0	190	2	0	5	7	8	34	42	178	426	14	56	0	70
高田	12	69	56	0	81	1	0	0	1	1	5	6	29	67	2	4	0	6
小計	906	1,089	377	5	2,000	12	1	31	44	105	400	505	878	2,002	104	446	3	553
大分市	98	12	0	7	117	6	0	6	12	16	51	67	391	1,308	54	128	4	186
県計	1,004	1,101	377	12	2,117	18	1	37	56	121	451	572	1,269	3,310	158	574	7	739

I-1-1(2) 住宅宿泊事業施設数 令和8年3月31日現在

住宅タイプ	戸建住宅	共同住宅	寄宿舎	長屋	計
受理件数	146	37	1	3	187
うち廃止	30	23	0	0	53
稼働件数	116	14	1	3	134

I-2-1(1) 生活衛生関係営業(六法)監視状況 (令和7年度)

区分	保健所等											小計	大分市	県計	
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田						
旅館	施設数	503	70	117	446	92	143	358	190	81			2,000	117	2,117
	監視数	108	11	5	71	4	23	29	13	6			270	30	300
	監視率	21.5%	15.7%	4.3%	15.9%	4.3%	16.1%	8.1%	6.8%	7.4%			13.5%	25.6%	14.2%
興行場	施設数	22	0	0	1	2	3	8	7	1			44	12	56
	監視数	0	0	0	0	0	0	0	1	0			1	0	1
	監視率	0.0%	-	-	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%			2.3%	0.0%	1.8%
公衆浴場	施設数	211	9	5	57	9	55	111	42	6			505	67	572
	監視数	12	6	2	17	6	30	10	8	5			96	49	145
	監視率	5.7%	66.7%	40.0%	29.8%	66.7%	54.5%	9.0%	19.0%	83.3%			19.0%	73.1%	25.3%
理容所	施設数	195	43	96	31	98	82	126	178	29			878	391	1,269
	監視数	3	2	1	2	0	18	1	2	0			29	10	39
	監視率	1.5%	4.7%	1.0%	6.5%	0.0%	22.0%	0.8%	1.1%	0.0%			3.3%	2.6%	3.1%
美容所	施設数	534	77	175	52	242	120	309	426	67			2,002	1,308	3,310
	監視数	32	0	2	1	9	13	10	24	2			93	84	177
	監視率	6.0%	0.0%	1.1%	1.9%	3.7%	10.8%	3.2%	5.6%	3.0%			4.6%	6.4%	5.3%
クリーニング	施設数	166	10	68	32	24	32	145	70	6			553	186	739
	監視数	0	1	0	0	1	1	0	3	2			8	6	14
	監視率	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	4.2%	3.1%	0.0%	4.3%	33.3%			1.4%	3.2%	1.9%
合計	施設数	1,631	209	461	619	467	435	1,057	913	190			5,982	2,081	8,063
	監視数	155	20	10	91	20	85	50	51	15			497	179	676
	監視率	9.5%	9.6%	2.2%	14.7%	4.3%	19.5%	4.7%	5.6%	7.9%			8.3%	8.6%	8.4%

I-2-1(2) レジオホラ検査報告状況 (令和7年度)

区分	保健所等											小計	大分市	県計	
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田						
旅館 公衆浴場	施設数	240	17	9	139	16	60	139	42	11			673	71	744
	報告件数	196	17	9	118	10	49	118	40	11			568	63	631
	報告率	81.7%	100.0%	100.0%	84.9%	62.5%	81.7%	84.9%	95.2%	100.0%			84.4%	88.7%	84.8%

I-2-1(3) 住宅宿泊事業監視状況 (令和7年度)

住宅宿泊事業	施設数	134	45	34%
	監視数			

### I-3 クリーニング師試験実施状況

年度	区分	クリーニング師	
		受験者数	合格者数
13		11	9
14		14	13
15		13	13
16		13	12
17		11	9
18		17	16
19		9	7
20		19	18
21		10	10
22		14	14
23		17	16
24		12	12
25		18	17
26		7	6
27		17	14
28		17	15
29		15	14
30		19	14
31		22	17
R2		22	15
R3		33	22
R4		18	13
R5		13	12
R6		10	8
R7		23	12

### I-4 公衆浴場入浴料金

#### 1 入浴料金の統制額

令和8年3月31日現在

大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
430円	160円	80円

#### 2 施行年月日

令和4年12月27日

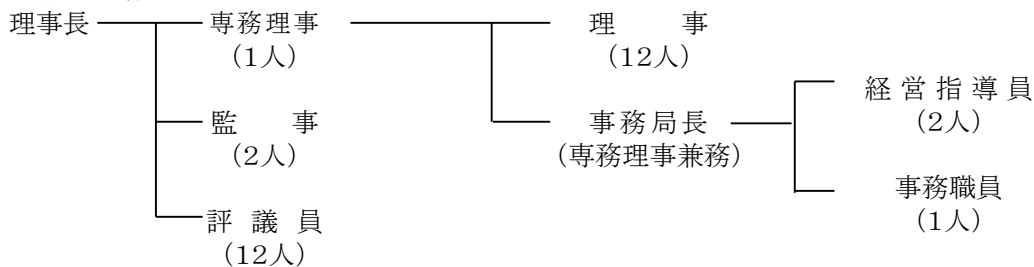
## I-5 公益財団法人大分県生活衛生営業指導センターの事業概要等

1 指 定 昭和58年3月15日

2 事業概要

- (1) 生活衛生関係営業の経営相談・経営指導事業
- (2) 消費者・利用者の苦情処理事業
- (3) 標準営業約款の登録に関する事業
- (4) 講習会・研修会等開催事業
- (5) 情報・資料収集及び広報事業
- (6) 生活衛生関係営業の振興事業
- (7) 生活衛生関係営業の景気動向調査等
- (8) 上記各号に付帯する事業

3 組 織



(理事長・専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定するとされている。  
(経営指導員のうち、1名は事務局長が兼務している。)

## I-6 大分県生活衛生同業組合等一覧表

令和8年4月1日現在

組 合 名	組合事務所所在地	電話番号	組員数
大分県クリーニング生活衛生同業組合 理事長 村井 浩	大分市高城新町14-27 GRC opus takajo2 306	097-574-9318	27
大分県理容生活衛生同業組合 理事長 後藤辰己	大分市日岡3丁目6-4	097-574-6611	379
大分県興行生活衛生同業組合 理事長 田井 肇	大分市府内町2-4-8 シネマ5内	097-536-4512	44
大分県飲食業生活衛生同業組合 理事長 井上富義	大分市大手町2丁目2-11 ヤマヒラ 荘ビル2F	097-536-2556	800
大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長 西田陽一	別府市北浜2-10-19 グランメール ビル4F	0977-22-0401	392
大分県美容業生活衛生同業組合 理事長 河野正也	大分市田室町3-6	097-554-5878	576
大分県鮪商生活衛生同業組合 理事長 河野智幸	速見郡日出町2543の1 幸喜屋内	0977-72-2421	20
大分県喫茶飲食生活衛生同業組合 理事長 田中晶美	大分市横尾1351番地 クラサドーム 大分 レストランドリーム内	097-528-7706	51
大分県食肉生活衛生同業組合 理事長 清田浩徳	大分市大字光吉936番地の3 第7 大分ユースコーポ7105号室	097-529-6544	33
大分県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 佐藤昭次郎	大分市新春日町1-2-33 ベルデイ ン新春日201	097-544-6164	103
公益財団法人大分県生活衛生営業指導センター 理事長 井上富義	大分市長浜町1丁目12-3 今田ビル 3F	097-537-4858	

## II 生活衛生環境の整備

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、建築物衛生管理事業の登録と登録業者の事業所・特定建築物の立入検査、ビル管理者に対する指導を行っている。

また、墓地等の経営については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、その永続性を確保するため、経営許可の権限を持つ町村への助言指導と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定に基づく認定を受けた公益法人に対する指導監督を行っている。

### 1 建築物の衛生的な環境の確保

#### (1) 特定建築物への立入検査、ビル管理者への指導

多数の人が利用又は使用する建築物（※特定建築物）は、建築物の高層化及び郊外型店舗展開に伴い、その数は漸増（昭和48年度末44施設、令和7年度末381施設）している。

この特定建築物における衛生確保のため、建築物管理基準の遵守状況等に関する立入検査とビル管理者に対する指導に努める。

#### (2) 建築物衛生管理事業の登録と登録業者事業所への立入検査、指導

特定建築物の維持管理を行うには専門的知識や技術が必要であり、法定の水準を備えた者について、知事の登録制度を設けており、登録業者事業所への立入検査、指導に努める。

##### ※ 特定建築物

興行場、百貨店、店舗、事務所、学校（学校教育法第1条に規定する学校を除く。）、旅館、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場で総延床面積（特定用途部分）が3,000㎡以上並びに学校（学校教育法第1条に規定する学校）で総延床面積（特定用途部分）が8,000㎡以上の建築物

### 2 墓地埋葬等の適正な運営管理の推進

墓地等の経営許可に関する事務については、平成7年4月1日に市町村に権限移譲し、「墓地、埋葬等に関する法律」の事務はすべて市町村の権限となった。地方分権一括法の施行に伴い、11年度に各市町村が墓地埋葬に関する条例を制定しており、これらの許可等にあたっては、住民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生、その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう市町村を支援してきた。

平成24年4月1日からは、第二次地方分権一括法の施行に伴い、各市が県と同じ権限を有することとなったため、各町村の支援を引き続き行う。

また、公益財団法人が経営する墓地等については、非営利性と永続性の原則に基づき、墓地等の許可権限がある市町村長との緊密な連携に努め、適正管理を推進する。

## Ⅱ－１ 建築物衛生管理事業登録数

令和8年3月31日現在

区分 保健所	清掃業	空気環境 測定業	空気調和 用ダクト 清掃業	飲料水 水質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	排水管 清掃業	ねずみ こん虫等 防除業	環境衛生 総管理業	合計
東部	12	0	0	0	12	0	7	5	36
国東	4	0	0	0	5	0	0	0	9
中部	2	0	0	0	2	0	0	0	4
由布	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部	2	0	0	0	4	1	0	0	7
豊肥	4	1	0	0	3	0	2	0	10
西部	7	1	0	0	8	1	2	0	19
北部	6	1	0	0	20	1	1	3	32
高田	1	0	0	0	0	0	0	0	1
小計	38	3	0	0	54	3	12	8	118
大分市	30	5	0	2	42	3	14	10	106
県計	68	8	0	2	96	6	26	18	224

## Ⅱ－２ 特定建築物数

令和8年3月31日現在

区分 保健所	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	合計
東部	2	2	18	9	3	41	6	81
国東	0	0	0	4	0	3	1	8
中部	0	0	2	1	0	1	1	5
由布	0	1	1	2	0	8	1	13
南部	0	2	5	5	0	2	1	15
豊肥	1	1	6	2	0	1	1	12
西部	0	1	10	4	0	14	3	32
北部	1	3	16	9	1	6	4	40
高田	0	0	2	1	0	0	0	3
小計	4	10	60	37	4	76	18	209
大分市	2	11	39	85	7	20	9	173
県計	6	21	99	122	11	96	27	382

### Ⅲ 狂犬病予防対策及び動物の愛護と管理の推進

#### 1 狂犬病予防対策の推進

狂犬病は、依然として世界のほとんどの地域で発生しており、世界保健機構（WHO）の推計によると、全世界で年間およそ6万人が狂犬病で死亡していると報告されている。国内においては昭和33年以降、動物における狂犬病の発生は認められていないが、海外で犬に咬まれ、帰国後に狂犬病を発症して亡くなる事例が平成18年に2例、令和2年5月に1例、報告されている。

我が国では、狂犬病予防注射率の低下、外国船による不法な犬の持ち込み及び外国からのコンテナに迷入している動物の逸走などにより、狂犬病が侵入する危険性が指摘されている。このような中、県では、市町村及び（公社）大分県獣医師会と連携し、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施に関する普及・啓発を実施している。

また、飼い方指導や野犬等の捕獲業務は、動物愛護センター及び保健所の狂犬病予防員（獣医師）とセンター・保健所に配置した「飼い犬指導員」を中心に実施している。

#### 2 動物の愛護及び管理の推進

県は、平成18年10月に国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための指針」に即して、平成20年3月に「大分県動物愛護管理推進計画」（以下「計画」）を策定した。動物愛護管理法及び基本指針の改正に伴い県の計画を見直し、平成26年3月に第2次計画を、令和3年3月に第3次計画を策定し、これに基づき動物愛護管理に係る各事業を実施している。令和7年度は計画の5年目にあたり、目標設定の見直しや新たな施策を盛り込む改訂を行った。

また、動物愛護管理行政を一層推進するため、動物愛護管理の拠点施設として平成31年2月17日に大分市と共同でおおいた動物愛護センターを設置し、センターを中核とした動物愛護管理の推進に取り組んでいる。

##### （1）動物愛護教育の推進

小学生等を対象とした学校教育経験者等による命の教育の実施

##### （2）犬猫の譲渡の促進

###### ア 動物愛護センターでの譲渡

- ・犬の譲渡会（月2回）、猫の譲渡会（月2回） 日曜日
- ・随時譲渡 センター開庁日

###### イ 保健所での譲渡事業（西部保健所、北部保健所、豊後高田保健部）

##### （3）動物の適正飼養啓発・指導事業

ア マイクロチップ装着など所有者明示やしつけ、終生飼養、猫の室内飼育など動物の適正飼育の啓発・指導

イ 動物取扱業者や特定動物飼養者への指導

##### （4）飼い主のいない猫の繁殖抑制対策の推進

ア 市町村が行う地域ボランティア等への不妊去勢手術費助成事業への補助

イ 所有者のいない猫に対する不妊・去勢手術を実施（さくら猫プロジェクト）

## Ⅲ-1 第3次大分県動物愛護管理推進計画の改訂



### 1 計画の目的・位置づけ・期間

- (1) 目的 人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる大分県をめざす
- (2) 位置づけ ① 「動物の愛護及び管理に関する法律」第6条に基づく計画  
 ② 国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」に即した計画  
 ③ 大分県長期総合計画「安心・元氣・未来創造ビジョン2024」の部門計画
- (3) 期間 令和3年度～令和12年度の10年間（令和7年度は計画の5年目にあたり、見直しを実施）

### 2 改訂の概要

基本目標	主要な施策内容	追加、変更する施策の主な例
1 動物を愛護し、動物との暮らしを 楽しみ、動物の終生飼養に責任をもつ  2 動物の特性や飼い方、しつけの方法 を理解し、他人に被害を与えたり迷惑 をかけたりしないよう適正飼養する  3 各地域で動物愛護管理の取組をする 人材を育成し、人と動物が共生できる 社会の実現を目指す	(1) 犬・猫の処分頭数減少への取組	①市町村の不妊去勢手術助成事業の促進 ②多頭飼育対策の強化 <b>新</b>
	(2) ボランティアとの連携・支援	①ボランティア確保・育成の取組強化 ②クラウドファンディングの実施 <b>新</b>
	(3) ペット防災の推進	①ペット同行避難訓練の推進 <b>拡</b> ②災害時動物ボランティアの育成 <b>拡</b>
	(4) 公衆衛生獣医師の確保 <b>新</b>	①公衆衛生獣医師の確保
	(5) 動物由来感染症対策	①SFSTS（重症熱性血小板減少症候群）対策 <b>新</b>

### 3 計画の指標

主要指標 犬・猫の殺処分頭数 196頭（令和12年度）

その他の指標： ・ 特定動物飼養施設、動物取扱業者(※)監視回数 年1回以上の立入検査  
 ※ 繁殖を伴う犬猫等販売業者のうち、飼養頭数が30頭を超える施設  
 ・ 動物愛護教育の参加人数 年5,000人以上

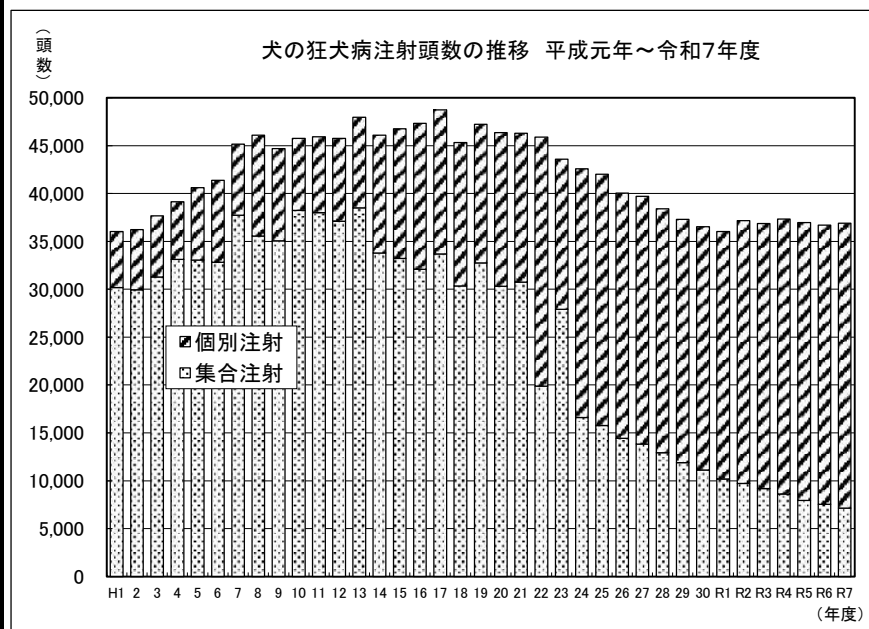
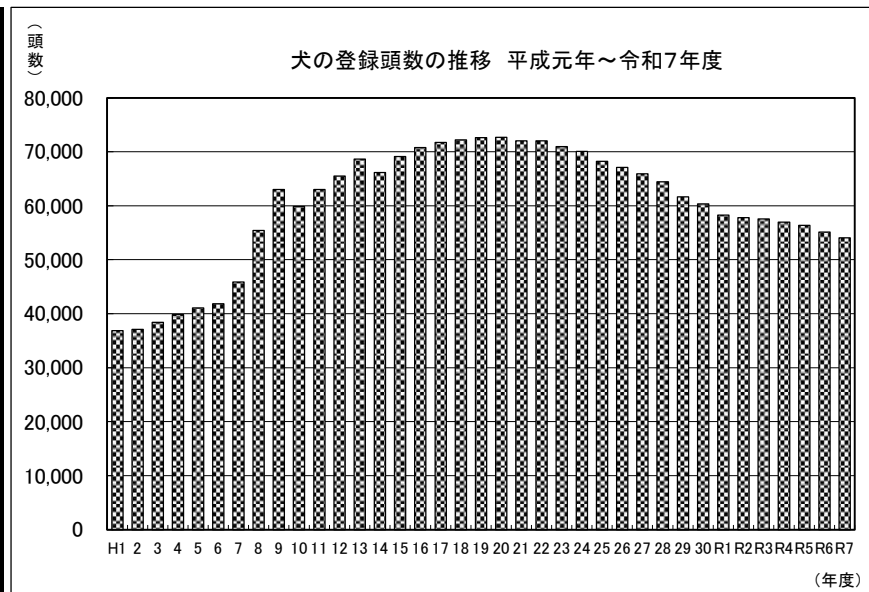
### Ⅲ-2 犬の登録、狂犬病予防注射頭数

(令和7年度)

	動物愛護センター						西部	北部	高田	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減	
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥									
登録頭数	677	76	199	166	206	254	254	591	74	2,497	2,031	4,528	4,466	62	
転入頭数	186	17	37	7	30	59	72	76	3	487	274	761	849	-88	
死亡頭数	555	89	188	102	195	295	636	385	46	2,491	1,687	4,178	4,243	-65	
転出頭数	134	9	27	13	31	50	42	60	11	377	374	751	838	-87	
累計登録頭数	9,116	1,282	2,416	2,316	2,629	3,302	4,134	7,095	900	33,190	20,899	54,089	55,104	-1,015	
狂犬病 予防注射 頭数	集合	1,102	472	414	521	517	1,207	784	1,219	318	6,554	586	7,140	7,533	-393
	個別	4,143	412	1,021	722	1,078	971	2,223	3,334	409	14,313	15,448	29,761	29,146	615
	合計	5,245	884	1,435	1,243	1,595	2,178	3,007	4,553	727	20,867	16,034	36,901	36,679	222

### Ⅲ-3 登録、狂犬病予防注射の推移(年度別)

年度	登録頭数	狂犬病予防注射頭数		
		集合注射	個別注射	合計
H1	36,924	30,194	5,811	36,005
2	37,112	29,953	6,272	36,225
3	38,380	31,277	6,367	37,644
4	39,839	33,111	6,032	39,143
5	41,110	33,060	7,535	40,595
6	41,870	32,810	8,560	41,370
7	45,851	37,751	7,395	45,146
8	55,416	35,558	10,523	46,081
9	63,015	35,055	9,635	44,690
10	59,849	38,237	7,524	45,761
11	63,061	38,010	7,927	45,937
12	65,520	37,100	8,652	45,752
13	68,627	38,512	9,446	47,958
14	66,164	33,783	12,297	46,080
15	69,098	33,232	13,522	46,754
16	70,790	32,077	15,263	47,340
17	71,747	33,669	15,059	48,728
18	72,231	30,357	14,975	45,332
19	72,641	32,771	14,447	47,218
20	72,690	30,322	16,042	46,364
21	72,048	30,757	15,536	46,293
22	72,056	19,868	26,014	45,882
23	70,956	27,925	15,637	43,562
24	70,117	16,589	25,989	42,578
25	68,233	15,762	26,232	41,994
26	67,124	14,431	25,605	40,036
27	65,926	13,837	25,874	39,711
28	64,416	12,951	25,437	38,388
29	61,643	11,899	25,405	37,304
30	60,362	11,129	25,402	36,531
R1	58,291	10,181	25,862	36,043
R2	57,768	9,721	27,443	37,164
R3	57,552	9,165	27,680	36,845
R4	56,932	8,624	28,690	37,314
R5	56,393	7,965	28,985	36,950
R6	55,104	7,533	29,146	36,679
R7	54,089	7,140	29,761	36,901



注1：平成7年度から犬の登録は犬の生涯1回となった。  
 注2：平成9年度から大分市の中核市移行に伴い大分市の狂犬病予防業務は大分市保健所が実施  
 注3：平成12年度から犬の登録業務、予防注射業務は市町村で実施  
 ※ 数字は、大分市を含む。

### Ⅲ-4 動物による咬傷事故等の実態調査

(令和7年度)

咬傷事故の総件数		42		
人以外の動物のみの咬傷事故の件数		-		
咬傷犬数				
咬傷犬の登録状況等	飼い犬	飼い主判明	登録	40
			未登録	1
	野犬		-	
	死亡	その他	2	40
飼い主・家族	人以外の動物	-	1	
それ以外	それ以外	-	1	
計	計	43		
咬傷事故発生時における犬の状況		犬舎等にけい留中	11	
けい留して運動中	6			
放し飼い	-			
野犬(放浪犬)	14			
その他				
咬傷事故発生時における被害者の状況		犬に手を出した	10	
けい留しようとした	5			
配達・訪問等の際	10			
通行中	7			
遊戯中	3			
その他	7			
咬傷事故発生後の犬の状況		捕獲	-	
引取り	1			
飼養継続	40			
逸走	1			
その他	-			
咬傷事故発生場所		犬舎等の周辺	18	
公共の場所	23			
その他	1			

※1頭が複数の事故を起こしている事例や複数頭が1つの事故を起こしている事例があるため、咬傷事故件数や咬傷事故頭数等の合計は合致しない。

### Ⅲ-5 犬の捕獲・引取り・返還頭数

(令和7年度)

		動物愛護センター						西部	北部	高田	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減	
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥									
捕獲	成犬	16	6	8	5	2	12	18	47	14	128	79	207	236	-29	
	子犬	-	-	-	-	-	-	12	-	-	12	-	12	-	12	
	合計	16	6	8	5	2	12	30	47	14	140	79	219	236	-17	
犬引取頭数	所有者有	成犬	4	2	-	1	1	-	1	-	1	10	14	24	16	8
		子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	4	2	-	1	1	-	1	-	1	10	14	24	16	8
	所有者無	成犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全引取	成犬	4	2	-	1	1	-	1	-	1	10	14	24	16	8
		子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		合計	4	2	-	1	1	-	1	-	1	10	14	24	16	8
捕獲+引取 (環境省報告 引取頭数)	成犬	20	8	8	6	3	12	19	47	15	138	93	231	252	-21	
	子犬	-	-	-	-	-	-	12	-	-	12	-	12	-	12	
	合計	20	8	8	6	3	12	31	47	15	150	93	243	252	-9	
犬返還頭数	成犬	13	5	4	5	1	9	14	40	12	103	68	171	161	10	
	子犬	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	合計	13	5	4	5	1	9	14	40	12	103	68	171	161	10	

### Ⅲ-6 猫の引取り・返還頭数

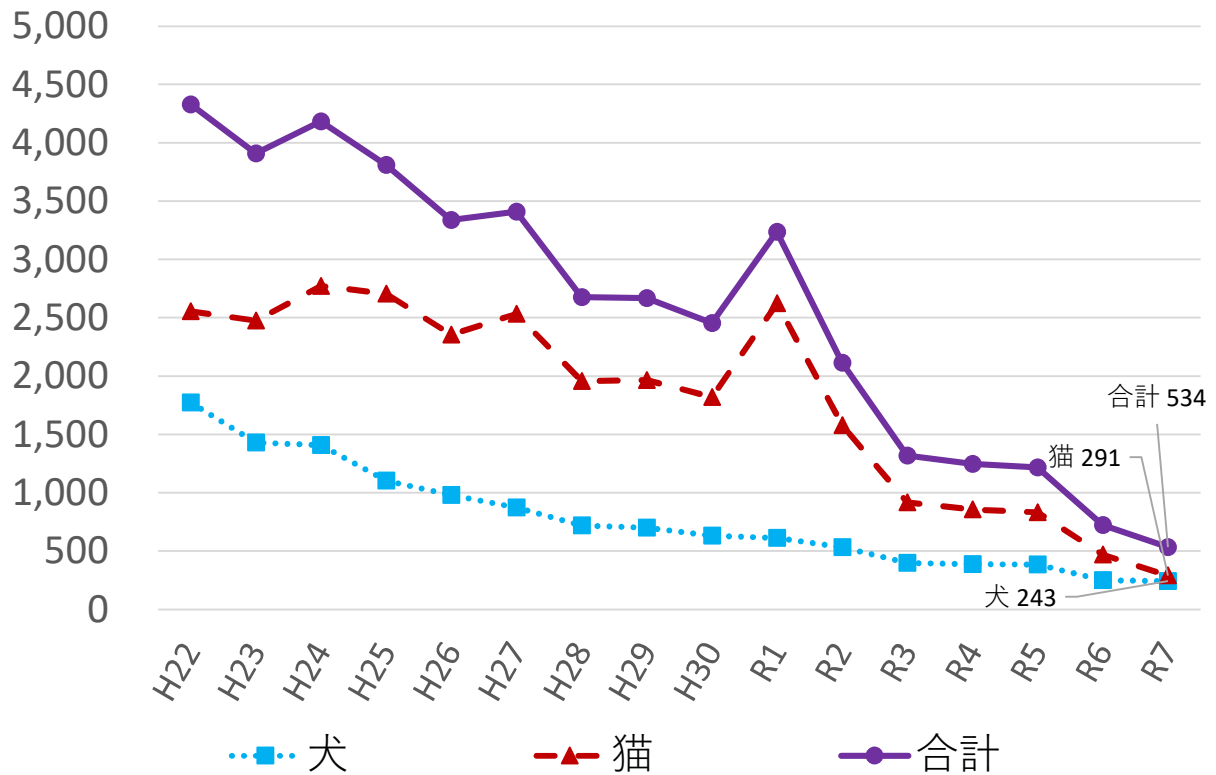
(令和7年度)

		動物愛護センター						西部	北部	高田	県小計①	大分市②	計①+②	前年度	増減	
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥									
猫引取頭数	所有者有	成猫	6	5	-	13	19	8	27	5	4	87	24	111	143	-32
		子猫	-	-	-	-	13	2	1	9	-	25	-	25	32	-7
		合計	6	5	-	13	32	10	28	14	4	112	24	136	175	-39
	所有者無	成猫	8	-	1	1	9	3	4	4	-	30	23	53	120	-67
		子猫	17	1	4	-	9	4	7	14	2	58	44	102	175	-73
		合計	25	1	5	1	18	7	11	18	2	88	67	155	295	-140
	全引取	成猫	14	5	1	14	28	11	31	9	4	117	47	164	263	-99
		子猫	17	1	4	-	22	6	8	23	2	83	44	127	207	-80
		合計	31	6	5	14	50	17	39	32	6	200	91	291	470	-179
猫返還頭数	成猫	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-5	
	子猫	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	3	
	合計	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	5	-2	

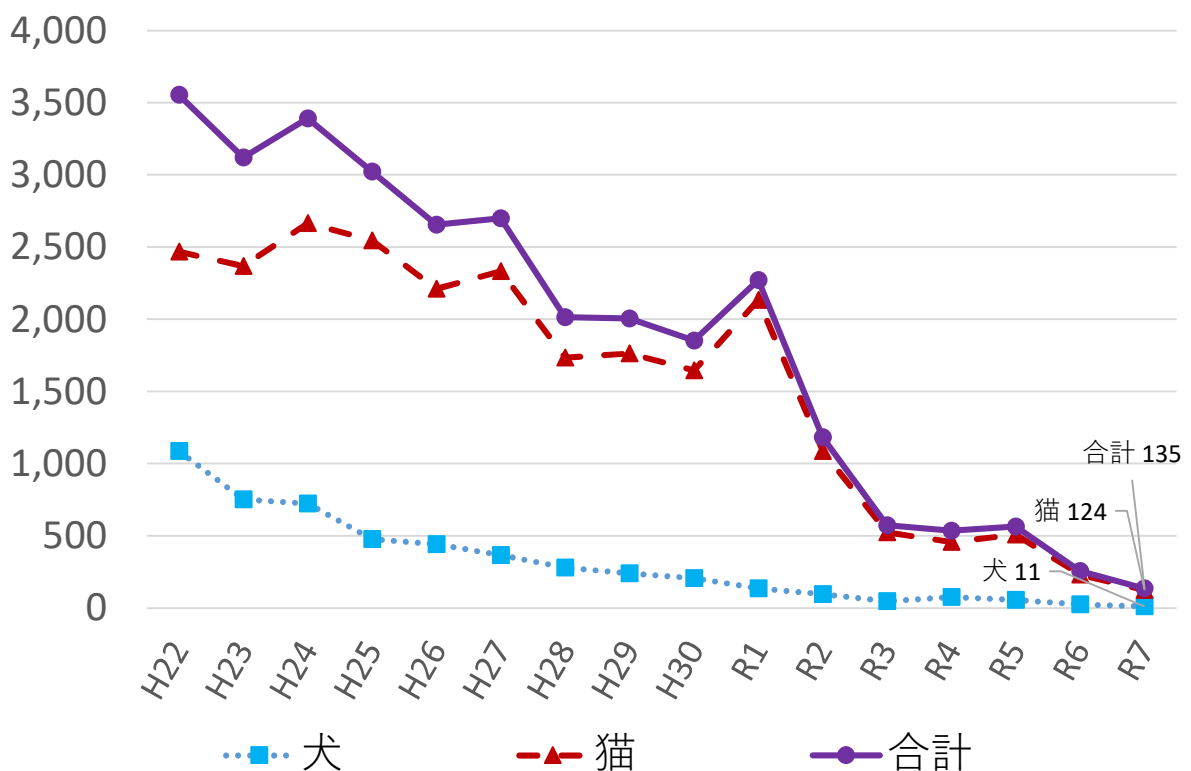
### Ⅲ－７ 年度別犬猫の引取り頭数及び処分頭数(大分県全体)

年度	犬			猫			合計		
	引取頭数	処分頭数	処分率	引取頭数	処分頭数	処分率	引取頭数	処分頭数	処分率
平成16	3,472	3,120	89.9%	2,530	2,529	100.0%	6,002	5,649	94.1%
平成17	3,326	2,827	85.0%	2,461	2,461	100.0%	5,787	5,288	91.4%
平成18	3,149	2,607	82.8%	2,723	2,720	99.9%	5,872	5,327	90.7%
平成19	3,032	2,481	81.8%	2,420	2,377	98.2%	5,452	4,858	89.1%
平成20	2,381	1,747	73.4%	2,592	2,509	96.8%	4,973	4,256	85.6%
平成21	2,112	1,439	68.1%	2,285	2,219	97.1%	4,397	3,658	83.2%
平成22	1,774	1,086	61.2%	2,555	2,468	96.6%	4,329	3,554	82.1%
平成23	1,431	753	52.6%	2,477	2,368	95.6%	3,908	3,121	79.9%
平成24	1,409	724	51.4%	2,773	2,666	96.1%	4,182	3,390	81.1%
平成25	1,103	478	43.3%	2,707	2,545	94.0%	3,810	3,023	79.3%
平成26	981	443	45.2%	2,356	2,211	93.8%	3,337	2,654	79.5%
平成27	875	366	41.8%	2,534	2,332	92.0%	3,409	2,698	79.1%
平成28	720	279	38.8%	1,957	1,735	88.7%	2,677	2,014	75.2%
平成29	702	240	34.2%	1,967	1,764	89.7%	2,669	2,004	75.1%
平成30	633	207	32.7%	1,820	1,646	90.4%	2,453	1,853	75.5%
令和元	612	137	22.4%	2,625	2,134	81.3%	3,237	2,271	70.2%
令和2	534	95	17.8%	1,580	1,088	68.9%	2,114	1,183	56.0%
令和3	400	48	12.0%	919	524	57.0%	1,319	572	43.4%
令和4	389	77	19.8%	858	457	53.3%	1,247	534	42.8%
令和5	385	56	14.5%	833	508	61.0%	1,218	564	46.3%
令和6	252	25	9.9%	470	231	49.1%	722	256	35.5%
令和7	243	11	4.5%	291	124	42.6%	534	135	25.3%

### Ⅲ－８ 犬・猫の引取頭数年度別推移



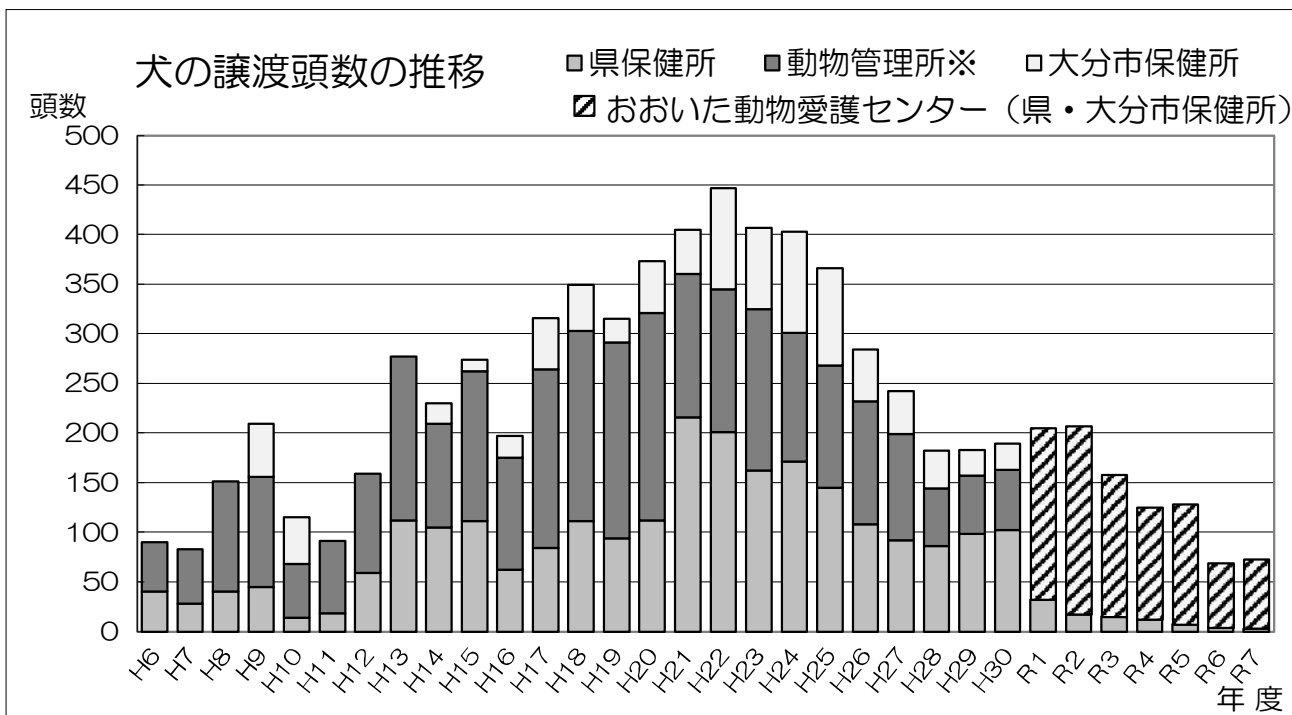
### Ⅲ－９ 犬・猫の殺処分頭数年度別推移



### Ⅲ-10 犬の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所※	大分市保健所	合計	累計
H6	40	50	-	90	90
H7	28	55	-	83	173
H8	40	111	-	151	324
H9	45	111	53	209	533
H10	14	54	47	115	648
H11	18	73	0	91	739
H12	59	100	0	159	898
H13	112	165	0	277	1,175
H14	105	104	21	230	1,405
H15	111	151	12	274	1,679
H16	62	113	22	197	1,876
H17	84	180	52	316	2,192
H18	111	192	46	349	2,541
H19	94	197	24	315	2,856
H20	112	209	52	373	3,229
H21	216	144	45	405	3,634
H22	201	144	102	447	4,081
H23	162	163	82	407	4,488
H24	171	130	102	403	4,891
H25	145	123	98	366	5,257
H26	108	124	52	284	5,541
H27	92	107	43	242	5,783
H28	86	58	38	182	5,965
H29	98	59	26	183	6,148
H30	102	61	26	189	6,337
年度	県保健所	おおいた動物愛護センター	合計		
R1	32	173	205	6,542	
R2	17	190	207	6,749	
R3	15	143	158	6,907	
R4	12	113	125	7,032	
R5	7	121	128	7,160	
R6	4	65	69	7,229	
R7	3	70	73	7,302	

※ H30年度は2月まで動物管理所、3月からは動物愛護センター  
 県保健所は令和元(R1)年度から西部保健所、北部保健所、北部保健所豊後高田保健所分

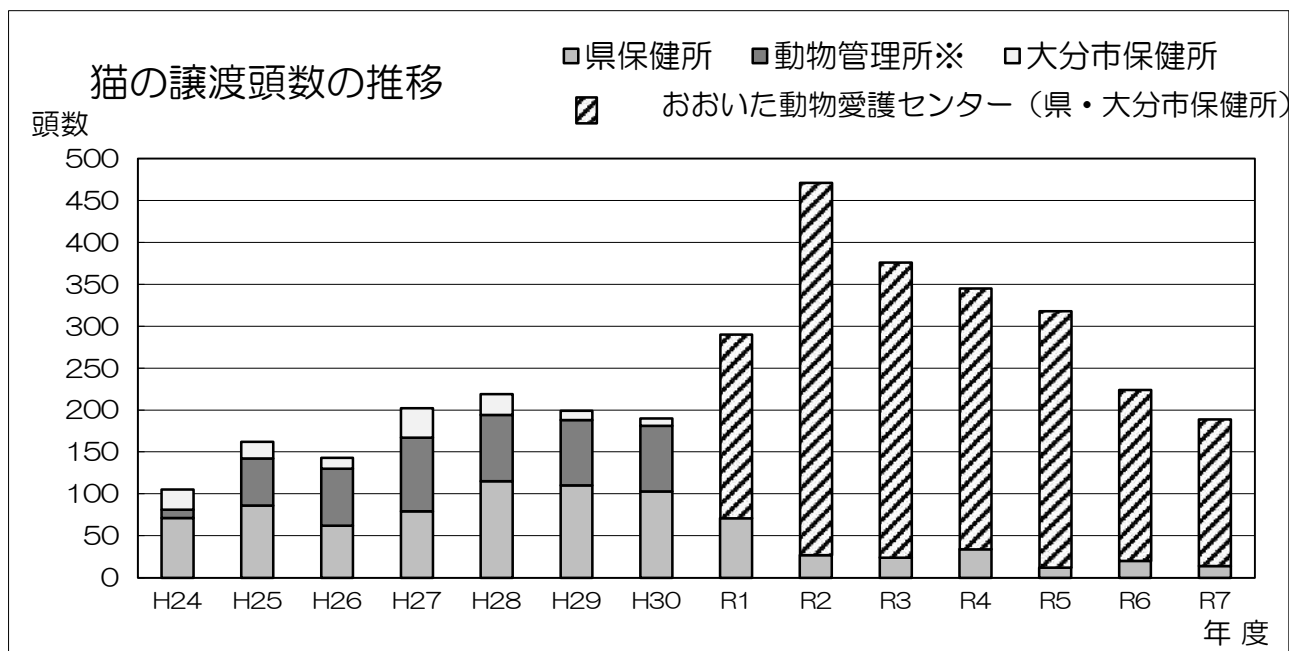


### Ⅲ-11 猫の譲渡実績

年度	県保健所	動物管理所※	大分市保健所	合計	累計
H24	71	10	24	105	
H25	86	56	20	162	267
H26	62	68	13	143	410
H27	79	88	35	202	612
H28	115	79	25	219	831
H29	110	78	11	199	1,030
H30	103	78	9	190	1,220
年度	県保健所	おおいた動物愛護センター	合計		
R1	71	219	290		1,510
R2	27	444	471		1,981
R3	24	352	376		2,357
R4	34	311	345		2,702
R5	12	306	318		3,020
R6	20	204	224		3,244
R7	14	175	189		3,433

※ H30年度は2月まで動物管理所、3月からは動物愛護センター

県保健所は令和元(R1)年度から西部保健所、北部保健所、北部保健所豊後高田保健所分



Ⅲ-12 犬・猫の苦情・相談件数

(令和7年度)

苦情・相談統計	動物愛護センター										大分市②	計①+②	前年度	増減
	東部		国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田				
	16	21	6	7	1	6	10	12	65	11				
引取依頼	21	6 <td>4 <td>9 <td>5 <td>15 <td>45 <td>35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td></td></td></td></td></td></td>	4 <td>9 <td>5 <td>15 <td>45 <td>35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td></td></td></td></td></td>	9 <td>5 <td>15 <td>45 <td>35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td></td></td></td></td>	5 <td>15 <td>45 <td>35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td></td></td></td>	15 <td>45 <td>35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td></td></td>	45 <td>35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td></td>	35 <td>7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td> </td>	7 <td>147</td> <td>1</td> <td>148</td> <td>171</td> <td>-23</td>	147	1	148	171	-23
捕獲依頼	8	5 <td>1 <td>-</td> <td>1 <td>-</td> <td>20 <td>11 <td>4 <td>50</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>71</td> <td>-10</td> </td></td></td></td></td>	1 <td>-</td> <td>1 <td>-</td> <td>20 <td>11 <td>4 <td>50</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>71</td> <td>-10</td> </td></td></td></td>	-	1 <td>-</td> <td>20 <td>11 <td>4 <td>50</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>71</td> <td>-10</td> </td></td></td>	-	20 <td>11 <td>4 <td>50</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>71</td> <td>-10</td> </td></td>	11 <td>4 <td>50</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>71</td> <td>-10</td> </td>	4 <td>50</td> <td>11</td> <td>61</td> <td>71</td> <td>-10</td>	50	11	61	71	-10
放し飼取締り	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-2
捨て犬	1	-	-	-	1 <td>1 <td>4 <td>6 <td>2 <td>15</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>-1</td> </td></td></td></td>	1 <td>4 <td>6 <td>2 <td>15</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>-1</td> </td></td></td>	4 <td>6 <td>2 <td>15</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>-1</td> </td></td>	6 <td>2 <td>15</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>-1</td> </td>	2 <td>15</td> <td>21</td> <td>36</td> <td>37</td> <td>-1</td>	15	21	36	37	-1
咬傷等危害発生	6	2 <td>-</td> <td>1 <td>2 <td>2 <td>-</td> <td>5 <td>-</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>-16</td> </td></td></td></td>	-	1 <td>2 <td>2 <td>-</td> <td>5 <td>-</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>-16</td> </td></td></td>	2 <td>2 <td>-</td> <td>5 <td>-</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>-16</td> </td></td>	2 <td>-</td> <td>5 <td>-</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>-16</td> </td>	-	5 <td>-</td> <td>18</td> <td>22</td> <td>40</td> <td>56</td> <td>-16</td>	-	18	22	40	56	-16
鳴き声	3	-	1 <td>-</td> <td>-</td> <td>2 <td>6 <td>5 <td>4 <td>21</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>-7</td> </td></td></td></td>	-	-	2 <td>6 <td>5 <td>4 <td>21</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>-7</td> </td></td></td>	6 <td>5 <td>4 <td>21</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>-7</td> </td></td>	5 <td>4 <td>21</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>-7</td> </td>	4 <td>21</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>52</td> <td>-7</td>	21	24	45	52	-7
糞尿等汚物悪臭	48	9 <td>23</td> <td>17</td> <td>16</td> <td>48 <td>36 <td>4 <td>-</td> <td>201</td> <td>97</td> <td>298</td> <td>338</td> <td>-40</td> </td></td></td>	23	17	16	48 <td>36 <td>4 <td>-</td> <td>201</td> <td>97</td> <td>298</td> <td>338</td> <td>-40</td> </td></td>	36 <td>4 <td>-</td> <td>201</td> <td>97</td> <td>298</td> <td>338</td> <td>-40</td> </td>	4 <td>-</td> <td>201</td> <td>97</td> <td>298</td> <td>338</td> <td>-40</td>	-	201	97	298	338	-40
行方不明等問合	-	-	-	-	-	-	1 <td>-</td> <td>-</td> <td>1 <td>-</td> <td>1 <td>4</td> <td>-3</td> </td></td>	-	-	1 <td>-</td> <td>1 <td>4</td> <td>-3</td> </td>	-	1 <td>4</td> <td>-3</td>	4	-3
死体収容依頼	25	2 <td>7 <td>4 <td>6 <td>6 <td>30</td> <td>47 <td>3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td> </td></td></td></td></td></td>	7 <td>4 <td>6 <td>6 <td>30</td> <td>47 <td>3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td> </td></td></td></td></td>	4 <td>6 <td>6 <td>30</td> <td>47 <td>3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td> </td></td></td></td>	6 <td>6 <td>30</td> <td>47 <td>3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td> </td></td></td>	6 <td>30</td> <td>47 <td>3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td> </td></td>	30	47 <td>3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td> </td>	3 <td>130</td> <td>74</td> <td>204</td> <td>265</td> <td>-61</td>	130	74	204	265	-61
その他	128	30 <td>43 <td>32 <td>37 <td>84 <td>154 <td>178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td> </td></td></td></td></td></td>	43 <td>32 <td>37 <td>84 <td>154 <td>178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td> </td></td></td></td></td>	32 <td>37 <td>84 <td>154 <td>178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td> </td></td></td></td>	37 <td>84 <td>154 <td>178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td> </td></td></td>	84 <td>154 <td>178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td> </td></td>	154 <td>178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td> </td>	178 <td>31</td> <td>717</td> <td>285</td> <td>1,002</td> <td>1,152</td> <td>-150</td>	31	717	285	1,002	1,152	-150
合計	130	29 <td>15 <td>32</td> <td>50</td> <td>73 <td>46</td> <td>112</td> <td>12</td> <td>499</td> <td>185</td> <td>684</td> <td>940</td> <td>-256</td> </td></td>	15 <td>32</td> <td>50</td> <td>73 <td>46</td> <td>112</td> <td>12</td> <td>499</td> <td>185</td> <td>684</td> <td>940</td> <td>-256</td> </td>	32	50	73 <td>46</td> <td>112</td> <td>12</td> <td>499</td> <td>185</td> <td>684</td> <td>940</td> <td>-256</td>	46	112	12	499	185	684	940	-256
引取依頼	1	1 <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>23</td> <td>7 <td>10</td> <td>42</td> <td>9</td> <td>51</td> <td>40</td> <td>11</td> </td>	-	-	-	-	23	7 <td>10</td> <td>42</td> <td>9</td> <td>51</td> <td>40</td> <td>11</td>	10	42	9	51	40	11
捕獲依頼	-	-	-	-	-	-	6 <td>10 <td>8</td> <td>24</td> <td>5</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>-19</td> </td>	10 <td>8</td> <td>24</td> <td>5</td> <td>29</td> <td>48</td> <td>-19</td>	8	24	5	29	48	-19
放し飼取締り	3	1 <td>1 <td>-</td> <td>-</td> <td>2 <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>-3</td> </td></td>	1 <td>-</td> <td>-</td> <td>2 <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>-3</td> </td>	-	-	2 <td>2</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>15</td> <td>18</td> <td>-3</td>	2	-	2	11	4	15	18	-3
捨て猫	-	-	-	-	-	-	-	1 <td>-</td> <td>1 <td>-</td> <td>1 <td>1</td> <td>-</td> </td></td>	-	1 <td>-</td> <td>1 <td>1</td> <td>-</td> </td>	-	1 <td>1</td> <td>-</td>	1	-
咬傷等危害発生	-	-	-	-	-	-	-	-	1 <td>1 <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td> </td>	1 <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>-</td>	2	3	3	-
鳴き声	21	3 <td>2 <td>3 <td>12</td> <td>5 <td>16</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>102</td> <td>62</td> <td>164</td> <td>204</td> <td>-40</td> </td></td></td>	2 <td>3 <td>12</td> <td>5 <td>16</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>102</td> <td>62</td> <td>164</td> <td>204</td> <td>-40</td> </td></td>	3 <td>12</td> <td>5 <td>16</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>102</td> <td>62</td> <td>164</td> <td>204</td> <td>-40</td> </td>	12	5 <td>16</td> <td>29</td> <td>11</td> <td>102</td> <td>62</td> <td>164</td> <td>204</td> <td>-40</td>	16	29	11	102	62	164	204	-40
糞尿等汚物悪臭	61	3 <td>23</td> <td>22</td> <td>24</td> <td>20 <td>34</td> <td>7 <td>-</td> <td>194</td> <td>114</td> <td>308</td> <td>498</td> <td>-190</td> </td></td>	23	22	24	20 <td>34</td> <td>7 <td>-</td> <td>194</td> <td>114</td> <td>308</td> <td>498</td> <td>-190</td> </td>	34	7 <td>-</td> <td>194</td> <td>114</td> <td>308</td> <td>498</td> <td>-190</td>	-	194	114	308	498	-190
行方不明等問合	1	-	-	-	-	-	3	32	-	36	-	36	34	2
死体収容依頼	48	13 <td>19</td> <td>20</td> <td>27</td> <td>31 <td>29</td> <td>139 <td>8</td> <td>334</td> <td>295</td> <td>629</td> <td>767</td> <td>-138</td> </td></td>	19	20	27	31 <td>29</td> <td>139 <td>8</td> <td>334</td> <td>295</td> <td>629</td> <td>767</td> <td>-138</td> </td>	29	139 <td>8</td> <td>334</td> <td>295</td> <td>629</td> <td>767</td> <td>-138</td>	8	334	295	629	767	-138
その他	265	50 <td>60</td> <td>77</td> <td>113</td> <td>131 <td>159</td> <td>337</td> <td>52</td> <td>1,244</td> <td>676</td> <td>1,920</td> <td>2,553</td> <td>-633</td> </td>	60	77	113	131 <td>159</td> <td>337</td> <td>52</td> <td>1,244</td> <td>676</td> <td>1,920</td> <td>2,553</td> <td>-633</td>	159	337	52	1,244	676	1,920	2,553	-633
合計	393	80 <td>103</td> <td>109</td> <td>150</td> <td>215 <td>313</td> <td>515 <td>83</td> <td>1,961</td> <td>961</td> <td>2,922</td> <td>3,705</td> <td>-783</td> </td></td>	103	109	150	215 <td>313</td> <td>515 <td>83</td> <td>1,961</td> <td>961</td> <td>2,922</td> <td>3,705</td> <td>-783</td> </td>	313	515 <td>83</td> <td>1,961</td> <td>961</td> <td>2,922</td> <td>3,705</td> <td>-783</td>	83	1,961	961	2,922	3,705	-783
総計														

# Ⅲ-13 動物愛護教育事業

動物愛護拠点施設基本構想(平成28年12月 大分県・大分市)

・人と動物との関わりに関わり、命に対する責任について学ぶ学習等を広く学校に呼びかけ動物愛護センターでの動物教育、学校への出前講座等を学校、教育委員会と連携して開催できるよう進める。

・「人と動物」という視野にとどまらず、この教育がひいては、社会における他者、他人に対する意識の広がりを促すものであると認識し、広い意味の「命の教育」の一環として動物愛護教育を行う。

## 命の授業

### 学校

道徳科や生活科の授業として出前授業



### 動物愛護センター

・少年自然の家からの帰途  
・社会見学で九州乳業とのジョイント

・来館型授業と出張型授業との横断的授業による認識深化への工夫  
・ホームページでの案内及び教育委員会・校長会等への説明による啓発

目標児童数: 5,000人  
講師: 非常勤職員(教員免許有)  
誘致活動: 教育委員会等への説明  
ホームページ

子どもたちからの情報発信→不適正飼養者の減少→殺処分数の減少

人と動物が愛情豊かに安心して暮らせる社会

## R7

実績: 8,210人  
(児童: 7,143人)

### 出張型授業

255回  
7,132名



### 来館型授業

21回  
1,078名



### Ⅲ-14 大分県動物愛護フェスティバル(親子ふれあい動物フェスタ) (令和7年度)

開催月日	開催場所	参加者数
R7.9.23	おおいた動物愛護センター(大分市)	約1,500人

大分市、(公社)大分県獣医師会と共催で2025親子ふれあい動物フェスタを開催しました。譲渡犬猫の写真コンテストや長寿犬猫の表彰、獣医師体験、災害に備えるしつけ教室、ペットマッサージ教室などを行うとともに、会場内のブースでは動物愛護ボランティア等による啓発活動が行われました。



長寿犬猫の表彰



獣医師体験



災害に備えるしつけ教室

### Ⅲ-15 犬のしつけ教室 (令和7年度)

行事	開催月日	開催場所	内容	参加者
犬のしつけ教室	毎月2回	動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>パピー(子犬)コース・成犬コース</li> <li>・他の犬とのコミュニケーション</li> <li>・他人に触れられる</li> <li>・散歩の方法 等</li> </ul>	165組 (317人)

### Ⅲ-16 大分県動物愛護推進員等の活動 (令和7年度)

行事	開催月日	開催場所	内容	推進員等参加人数
動物愛護ボランティア養成講座	R7.11.29	動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物愛護センター業務・施設紹介、見学</li> <li>・ボランティア活動について</li> <li>・犬猫の基礎知識と動物由来感染症</li> <li>・お散歩実技</li> </ul>	18人
	R7.12.6			6人
動物愛護ボランティアフォローアップ講座	R8.3.7	動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアの概要、お願したいこと</li> <li>・災害に備える犬のしつけ</li> <li>・殺処分ゼロを実現したミルクボランティアの取組事例</li> </ul>	27人
動物愛護推進員研修会・活動報告会	R8.3.7	動物愛護センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時におけるペット対策と愛護推進員の役割</li> <li>・知識として備える自助・共助・公助</li> <li>・活動報告、意見交換</li> </ul>	13人





## Ⅲ-21 おおいた動物愛護センター

### 1 施設概要

所在地：大分市大字廻栖野3231番地47

敷地面積：19,500㎡

建物：① 動物保護棟(約993㎡)  
犬収容頭数(56頭)、猫収容頭数(100頭)  
ふれあいホール、猫飼育モデル室、展示情報コーナー、トリミング室  
犬・猫観察室、犬・猫隔離室、犬・猫譲渡飼養室、検査室、処置室、手術室等  
② 管理棟(2,819㎡)  
事務室、図書資料室、会議室、面談室、ボランティアスペース等

付帯施設：ドッグラン(2,412㎡)、多目的広場(1,399㎡)

沿革：平成25年度 動物愛護推進体制あり方検討会設置  
平成26年度 動物愛護拠点施設調査検討委員会設置  
平成27年度 大分県・大分市動物愛護拠点施設共同設置検討協議会設置  
動物愛護センター基本構想策定  
平成28年度 知事と大分市長で共同設置・運営の基本的事項について合意・確認  
平成29年度 建設工事着工  
平成30年度 「おおいた動物愛護センターの設置及び管理に関する条例」の制定  
知事と大分市長で「おおいた動物愛護センター管理運営に関する協定書」締結  
工事完了(H31.1)  
おおいた動物愛護センター開所(H31.2.17)



### 2 施設の役割

#### 大きな4つの趣旨

- ①責任ある飼育の指導と啓発
- ②動物福祉の教育と共生意識の醸成
- ③収容犬・猫の返還や譲渡
- ④災害等緊急時、被災動物の避難救護活動拠点

#### 業務の内容

犬の引取り・捕獲・収容・返還、猫の引取り・収容・返還、犬・猫等の苦情・相談  
負傷動物の収容・治療、犬・猫の譲渡・事前審査・講習会  
咬傷事故調査・健康観察・飼主指導、狂犬病対策、動物由来感染症対策  
動物愛護教育、動物愛護啓発等

### 3 行財政改革の取組

・ドッグラン及び多目的広場の指定管理者制度及びネーミングライツの導入

### Ⅲ-22 地域猫活動支援

地域猫活動：飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行い、餌やりや排泄場所の管理することで、猫の数を減らしながら生活環境の保全を図る取組。

地域住民や自治会等でルールを決めて、共同で管理を行う。

#### 1 大分県猫不妊・去勢手術助成事業費補助

- ・所有者のいない猫対策として、平成27年度に開始。
- ・県内市町村(大分市除く)が行う手術助成事業費に対し、県が1/2を補助する。(1頭あたり上限5千円)

#### 2 センター拠点型手術(さくら猫プロジェクト)

- ・地域猫活動を促進するため、令和2年度から、おおいた動物愛護センターで所有者のいない猫の不妊去勢手術(さくら猫プロジェクト)を実施。
- ・地域住民等が地域猫活動団体として市町村に登録し、地域で所有者のいない猫を捕獲する。
- ・おおいた動物愛護センターで不妊去勢手術を行った後は、元の地域に猫を戻し、登録団体が餌やりやトイレ等の管理を行う。

自治体名	大分県猫不妊・去勢手術助成事業費補助実績(頭)							累計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	
大分市	173	187	205	204	198	246	246	1,213
別府市	-	-	-	-	-	33	33	33
中津市	-	-	-	-	89	106	106	195
日田市	-	-	-	-	-	71	71	71
佐伯市	-	-	-	-	-	31	31	31
臼杵市	-	-	-	-	-	10	10	10
津久見市	10	10	10	10	20	17	17	77
竹田市	-	-	-	-	10	0	0	10
豊後高田市	-	-	-	-	24	27	27	51
杵築市	-	-	-	-	-	-	-	0
宇佐市	-	-	-	-	-	7	7	7
豊後大野市	-	-	-	-	-	24	24	24
由布市	-	-	-	-	11	8	8	19
国東市	-	-	-	23	-	14	12	49
姫島村	-	-	-	-	-	-	-	0
日出町	-	-	-	-	-	-	-	0
九重町	-	-	-	-	-	-	-	0
玖珠町	-	-	-	-	-	7	7	7
計	183	197	215	237	366	599	599	1,797

自治体名	センター拠点型手術実績(頭)							累計
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R7	
大分市	377	356	453	722	703	861	861	3,472
別府市	111	88	118	136	133	123	123	709
中津市	31	36	87	86	51	65	65	356
日田市	82	87	74	66	137	107	107	553
佐伯市	9	112	67	51	48	71	71	358
臼杵市	107	156	144	70	33	47	47	557
津久見市	12	21	32	43	51	56	56	215
竹田市	74	60	61	75	49	48	48	367
豊後高田市	0	17	56	38	50	52	52	213
杵築市	10	9	34	30	74	63	63	220
宇佐市	3	45	67	42	38	26	26	221
豊後大野市	0	35	65	65	65	61	61	291
由布市	39	92	52	39	16	36	36	274
国東市	5	38	31	40	51	47	47	212
姫島村	-	-	-	-	-	-	-	-
日出町	-	-	36	37	64	71	71	208
九重町	-	-	-	15	18	20	20	53
玖珠町	-	-	-	12	15	32	32	59
計	860	1,152	1,377	1,567	1,596	1,786	1,786	8,338

Ⅲ-23 化製場及び魚介類鳥類等製造施設・貯蔵施設・死亡獣畜取扱場・畜舎及び家きん舎の施設数  
(令和8年3月31日現在)

区分	保健所	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県合計	大分市	合計
		施設実数	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1
化製場	皮革	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	油脂	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	にかわ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	肥料	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
	飼料	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類鳥類等製造施設	-	-	-	-	2	2	-	-	1	-	5	2	7
貯蔵施設	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
死亡獣畜	施設実数	-	-	-	2	-	-	-	3	-	5	-	5
	解体	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
	埋却	-	-	-	2	-	-	-	1	-	3	-	3
	焼却	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1
畜舎家きん舎	施設実数	2	-	-	9	-	-	2	10	3	26	2	28
	牛	-	-	-	7	-	-	-	3	-	10	-	10
	馬	1	-	-	-	-	-	-	1	1	3	-	3
	豚	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	-	2
	めん羊・山羊	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	犬	1	-	-	1	-	-	2	-	-	6	2	8
	鶏・あひる	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	5
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

## IV 食品安全・安心対策

令和7年の県内の食中毒事件は15件発生した。そのうち、ノロウイルスが4件、クドア・セプトエンピクターが4件、カンピロバクター・ジェジュニが3件（うち1件はカンピロバクター・コリも検出）、他4件は、サルモネラ・ティフィムリウム、腸管出血性大腸菌O157、アニサキス、腸炎ビブリオによるものであった。各事件において、保健所が原因究明を行い、危害の拡大防止と再発防止を図った。

食品衛生法の改正により、すべての食品関連事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられたため、本県では平成30年度から個別相談及びワークショップ型セミナーを開催するなど導入支援を行うとともに、インターネットによる衛生管理計画作成などでHACCP導入支援体制を整備している。また、HACCP導入後において、衛生管理計画の見直しや記録等の指導・助言を行い、HACCP定着に向けた支援を実施している。

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保・食育推進本部食の安全確保推進幹事会（平成15年9月設置）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。生産・製造者・流通・販売者、消費者等の県民が参加する「食品安全推進県民会議（平成15年9月設置）」において寄せられた県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有・相互理解・正しい認識の醸成を図っている。

令和7年度の主な事業

### 1 食の安全確保対策事業

- (1) HACCPの導入・定着支援
- (2) 食物アレルギーによる事故防止対策
- (3) 広域食中毒対応の体制強化
- (4) 食品衛生相談体制の整備

### 2 食の安全安心確保体制の運営

- (1) 食の安全確保・食育推進幹事会運営
- (2) 食品安全推進県民会議運営

### 3 輸出食品対策

- (1) 輸出水産食品取扱施設への衛生指導
- (2) 輸出食肉取扱施設への衛生指導

---

## 〔参考〕 令和8年度の主な事業

### 1 食の安全・安心確保対策事業

- (1) HACCPによる衛生管理の導入と定着支援

食の安全・安心を確保するため、HACCPに沿った衛生管理が適切に実施されるよう、講習会等を通じて周知徹底を図るとともに現地指導によるフォローアップを行う。また、製品検査等による科学的検証を推進することにより食品関連事業者におけるHACCPによる衛生管理の定着支援を行うとともに、小規模食品製造事業者に対する衛生設備導入支援を行い、衛生レベルの向上を図る。

- (2) 食物アレルギーによる事故対策

アレルギー物質を含む食品による健康被害の発生を未然に防止するため、食品関連事業者を対象とした講習会等を行い、周知を図るとともに、アレルギー表示について、立入調査等で指導を実施する。

- (3) 県内流通食品検査の実施

県内で流通している食品について、規格基準や残留農薬等の検査を実施して食の安全・安心の確保を図る。

### 2 食中毒防止対策事業

- (1) 食肉の生食等への対策

鶏肉の生食は法律上禁止されていないが、そのリスクは高く、全国的にも食中毒の主要な発生原因となっている。鶏肉の生食や加熱不足による食中毒を防止するため、食鳥処理業者、食肉販売業者、飲食店等の監視指導及び消費者への啓発などを行い、鶏肉の生食等による食中毒発生防止対策を行う。

(2) ふぐ食中毒対策

ふぐ食中毒の発生防止のため、食品衛生法及び大分県食の安全・安心推進条例に基づき、ふぐ処理登録者に対する指導やふぐを取り扱う飲食店、魚介類販売業等に対する監視指導を行う。

また、家庭での自家調理によるふぐ食中毒防止のため、消費者への啓発を行う。

(3) 寄生虫による食中毒発生防止対策

生食用魚介類の提供・販売を行う飲食店や魚介類販売業者等に対し、クドア属びアニサキスによる食中毒防止について、指導を行う。

(4) 腸管出血性大腸菌・ノロウイルス対策

腸管出血性大腸菌の食中毒発生防止対策として、と畜場における衛生対策を推進するとともに、生野菜等についても県の指導基準に基づき指導を行う。肉類の生食や生焼けは重症化する可能性があることをふまえ、食肉販売業者、飲食店等の監視指導及び消費者への啓発などを行う。

また、冬期に多発するノロウイルス食中毒予防対策として、ノロウイルス食中毒注意報を発令する。

### 3 食の安全安心確保体制の運営

(1) 食の安全確保推進幹事会運営

「食の安全確保推進幹事会」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策を推進するとともに、緊急時には食の安全及び安心の確保を図る。

(2) 食品安全推進県民会議運営

県民の代表で構成する「食品安全推進県民会議」を開催するとともに、県内の生産・製造の現場視察を実施し、消費者、生産・製造者等の立場からの意見を聴き、施策に反映させるとともに、食に関する情報の共有、相互理解及び協力の推進を図る。

### 4 輸出食品対策

(1) 対 EU 輸出水産食品は、要件として施設が厚生労働省の事前承認を受けて、都道府県知事の登録又は認定を受ける必要がある。県内の認定施設に対して、指名食品衛生監視員による指導を行っている。

(2) 対米輸出食肉は、要件として施設が厚生労働省の認定を受ける必要がある。大分県内のと畜場が平成31年4月に厚生労働省の認定を受けたことから、認定要綱に基づく指導を大分県食肉衛生検査所が実施している。

#### IV-1 大分県食の安全確保・食育推進本部関係会議の開催状況

##### 1 大分県食の安全確保推進幹事会

年 月	内 容	備 考
第1回会議 令和7年5月	(1) 食の安全・安心確保推進体制について ・大分県食品安全推進県民会議 ・食の安全確保推進本部 ・食の安全・安心確保に関する緊急情報・事務処理要領  (2) 令和7年度食の安全・安心確保関連事業について  (3) 第6次大分県食品安全行動計画の実施状況について  (4) 大分県食品安全推進県民会議について  (5) その他	

#### IV-2 大分県食品安全推進県民会議の開催状況

年 月	内 容	備考
第1回会議 令和7年8月	(1) 令和7年度食の安全・安心確保関連事業について  (2) 最近の食中毒事案について  (3) 食べ残し持ち帰り促進ガイドラインについて  (4) 令和6年度大分県食品衛生監視指導結果について  (5) 第6次大分県食品安全行動計画の実施状況について	委員11名
第2回会議 令和7年12月	(1) 第12期委員の委嘱について  (2) 令和7年度食の安全・安心確保関連事業について  (3) 最近の食中毒事件について  (4) 災害時の避難所の食品衛生対策について	
現地視察 令和8年2月	・フンドーキン醤油株式会社ドレッシング工場  (臼杵市井村小園)	

#### IV-3 令和7年度ふぐ処理者新規講習会受講者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講者数	7	0	3	1	5	0	1	1	1	0	19	11	30

#### IV-4 令和7年度ふぐ処理者更新講習会受講者

保健所名	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	高田	県外	合計	大分市	県合計
講習会受講者数	15	5	8	4	3	1	0	5	0	0	41	34	75

IV-5 令和7年食中毒事件一覧表

大分県 令和7年

No	発生場所	発生日	摂食者数	患者数	死者	病原体	原因食品	原因施設
1	大分市	1月14日	2	2	0	クドア・セプトエンブククター	ヒラメの刺身	販売店
2	大分市	1月18日	4	3	0	クドア・セプトエンブククター	ヒラメの刺身	販売店
3	津久見市	2月28日	20	17	0	ノロウイルス	料理教室提供料理(推定)	料理教室
4	由布市	2月28日	160	88	0	ノロウイルス	飲食店提供料理(推定)	飲食店(旅館)
5	津久見市	3月8日	13	8	0	クドア・セプトエンブククター	ヒラメの刺身	飲食店(一般)
6	大分市	4月23日	24	15	0	ノロウイルス	弁当(推定)	飲食店(一般)
7	臼杵市	5月10日	83	37	0	クドア・セプトエンブククター	ヒラメの刺身	飲食店(旅館)
8	大分市	5月16日	10	5	0	サルモネラ・ティフィムリウム	飲食店提供料理(推定)	飲食店(一般)
9	大分市	8月4日	77	25	0	腸管出血性大腸菌O157	飲食店提供料理(推定)	飲食店(一般)
10	大分市	9月15日	5	3	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理(推定)	飲食店(一般)
11	別府市	10月27日	18	4	0	ノロウイルス	飲食店提供料理(推定)	飲食店(一般)
12	中津市	11月1日	11	5	0	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店提供料理(推定)	飲食店(一般)
13	大分市	11月6日	9	5	0	カンピロバクター・ジェジュニ カンピロバクター・コリ	飲食店提供料理(推定)	飲食店(一般)
14	豊後大野市	12月6日	1	1	0	アニサキス	金目鯛の刺身(推定)	販売店
15	大分市	12月31日	77	55	0	腸炎ビブリオ	海鮮煮物(推定)	飲食店(一般)
計			514	273	0			

【大分県の食中毒発生状況】

令和6年：10(4)件、患者数661(27)人、死亡者0人  
 令和5年：12(3)件、患者数146(68)人、死亡者0人  
 令和4年：9(3)件、患者数392(318)人、死亡者0人  
 令和3年：4(0)件、患者数20(0)人、死亡者0人  
 令和2年：5(0)件、患者数72(0)人、死亡者0人

※( )は大分市分再掲

IV-6 年次別食中毒発生状況

年次	大 分 県				全 国			
	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数	事件数	患者数	罹患率 (人口10万人対)	死者数
H28	6 (1)	298 (158)	25.7	0	1,139	20,252	15.8	14
H29	12 (4)	206 (91)	17.9	0	1,014	16,464	13.0	3
H30	21 (6)	316 (84)	27.7	0	1,330	17,282	13.6	3
R1	6 (4)	126 (102)	11.1	0	1,061	13,018	10.3	4
R2	5 (0)	72 (0)	6.3	0	887	14,613	11.6	3
R3	4 (0)	20 (0)	1.8	0	717	11,080	8.8	2
R4	9 (3)	392 (318)	35.5	0	962	6,856	5.5	5
R5	12 (3)	146 (68)	13.2	0	1,021	11,803	9.5	5
R6	10 (4)	661 (27)	60.9	0	1,038	14,231	11.5	3
R7	15 (8)	273 (113)	25.4	0	1,172	24,727	20.1	2

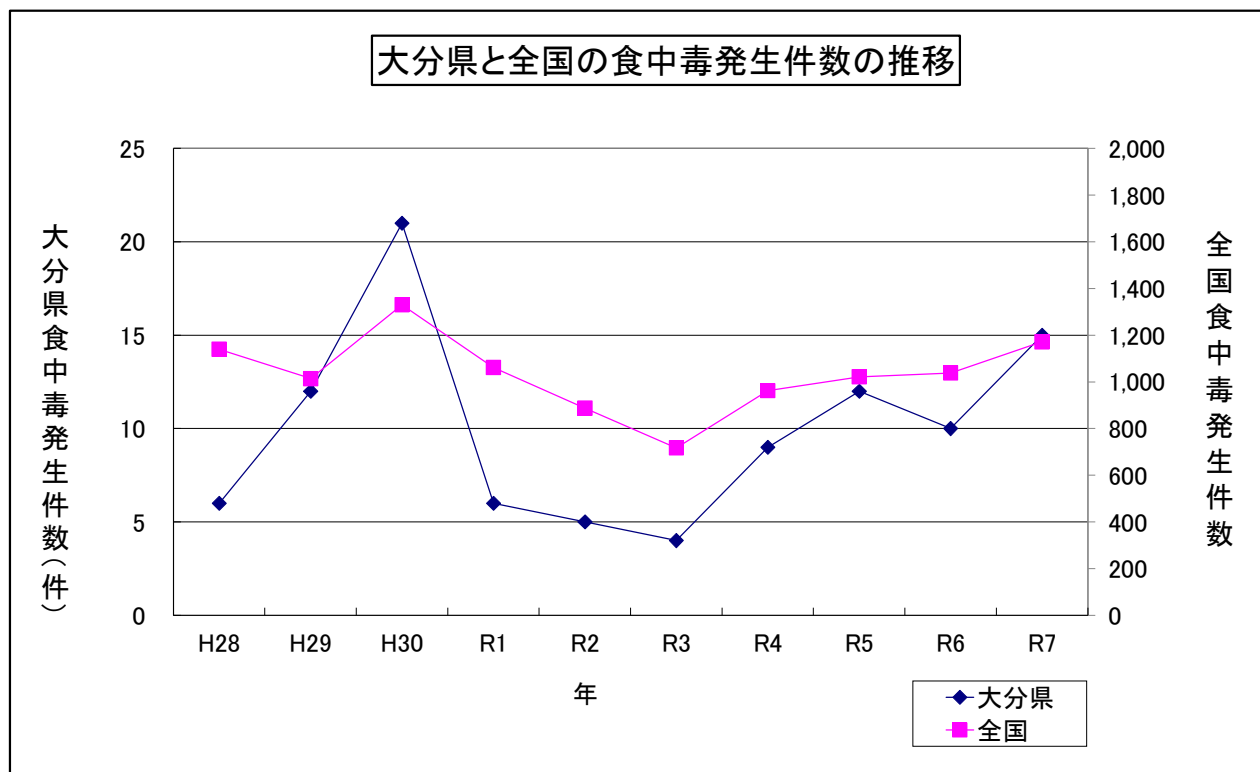
令和7年10月1日現在大分県人口

1,074,257人(大分県企画振興部統計調査課)

令和7年10月1日現在総人口

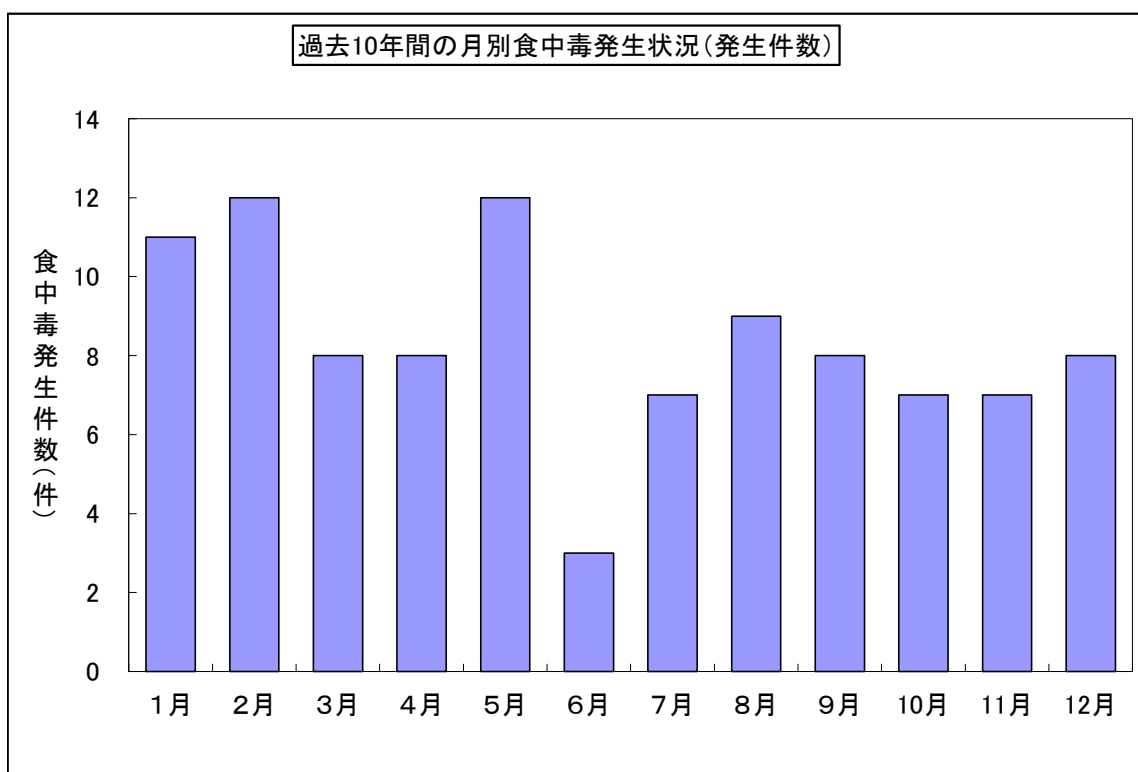
123,219,024人(総務省統計局)

( )は大分市分再掲



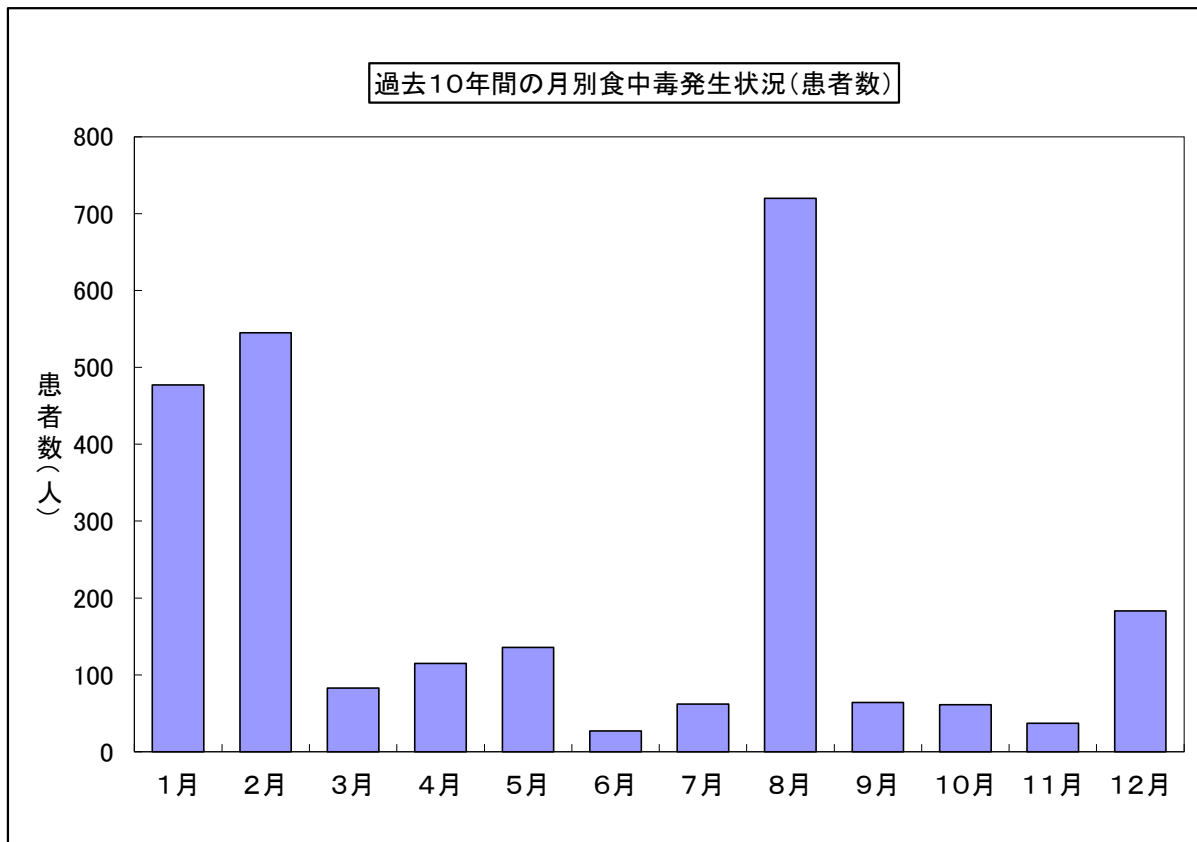
IV-7 過去10年間の月別食中毒発生状況（発生件数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H28	1	2			1			2					6
H29		4			1			1	1	3	1	1	12
H30	3	2	2	4	4		2	2			1	1	21
R1			1	1	1	1				1		1	6
R2	2		1				1		1				5
R3						1			1		2		4
R4	1	1		1	1		1	1	3				9
R5		1	2	1	2		1		1	2		2	12
R6	2		1			1	2	2			1	1	10
R7	2	2	1	1	2			1	1	1	2	2	15
計	11	12	8	8	12	3	7	9	8	7	7	8	100
%	11.0	12.0	8.0	8.0	12.0	3.0	7.0	9.0	8.0	7.0	7.0	8.0	100



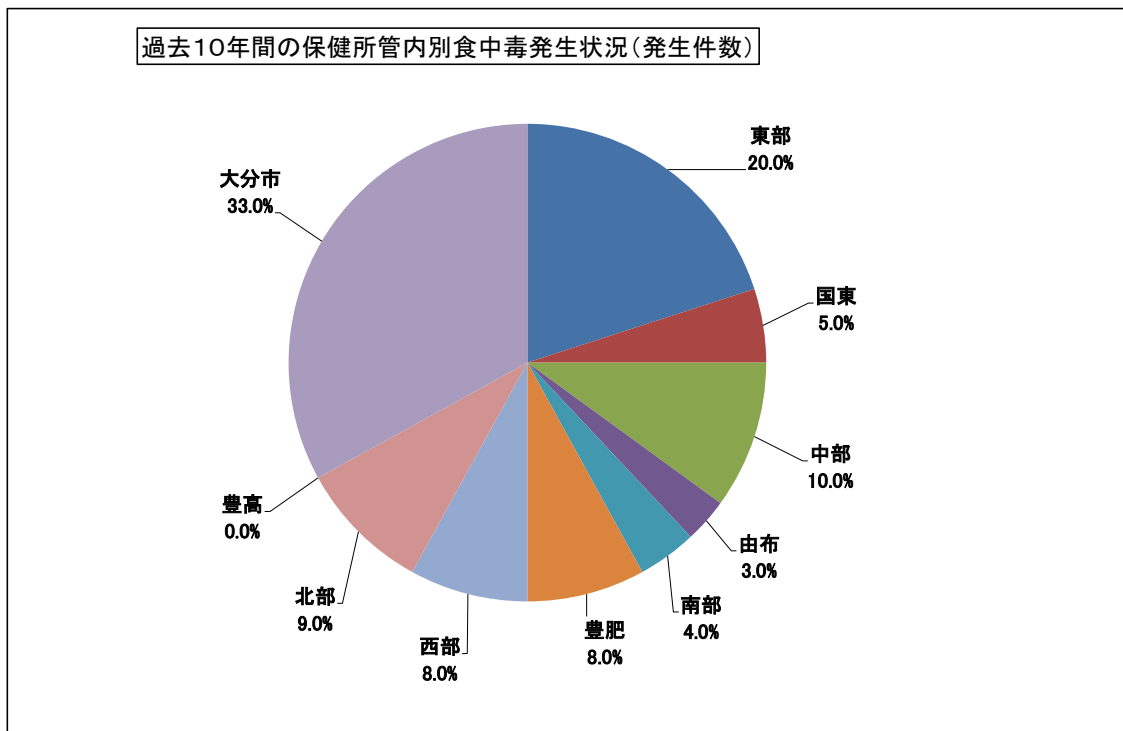
IV-8 過去10年間の月別食中毒発生状況（患者数）

年/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
H28	55	192			14			37					298
H29		158			12			8	5	16	4	3	206
H30	43	28	50	84	26		29	37			12	7	316
R1			4	9	8	15				33		57	126
R2	41		7				13		11				72
R3						8			3		9		20
R4	309	54		4	8		1	1	15				392
R5		8	10	3	26		9		27	8		55	146
R6	24		4			4	10	612			2	5	661
R7	5	105	8	15	42			25	3	4	10	56	273
計	477	545	83	115	136	27	62	720	64	61	37	183	2,510
%	19.0	21.7	3.3	4.6	5.4	1.1	2.5	28.7	2.5	2.4	1.5	7.3	100



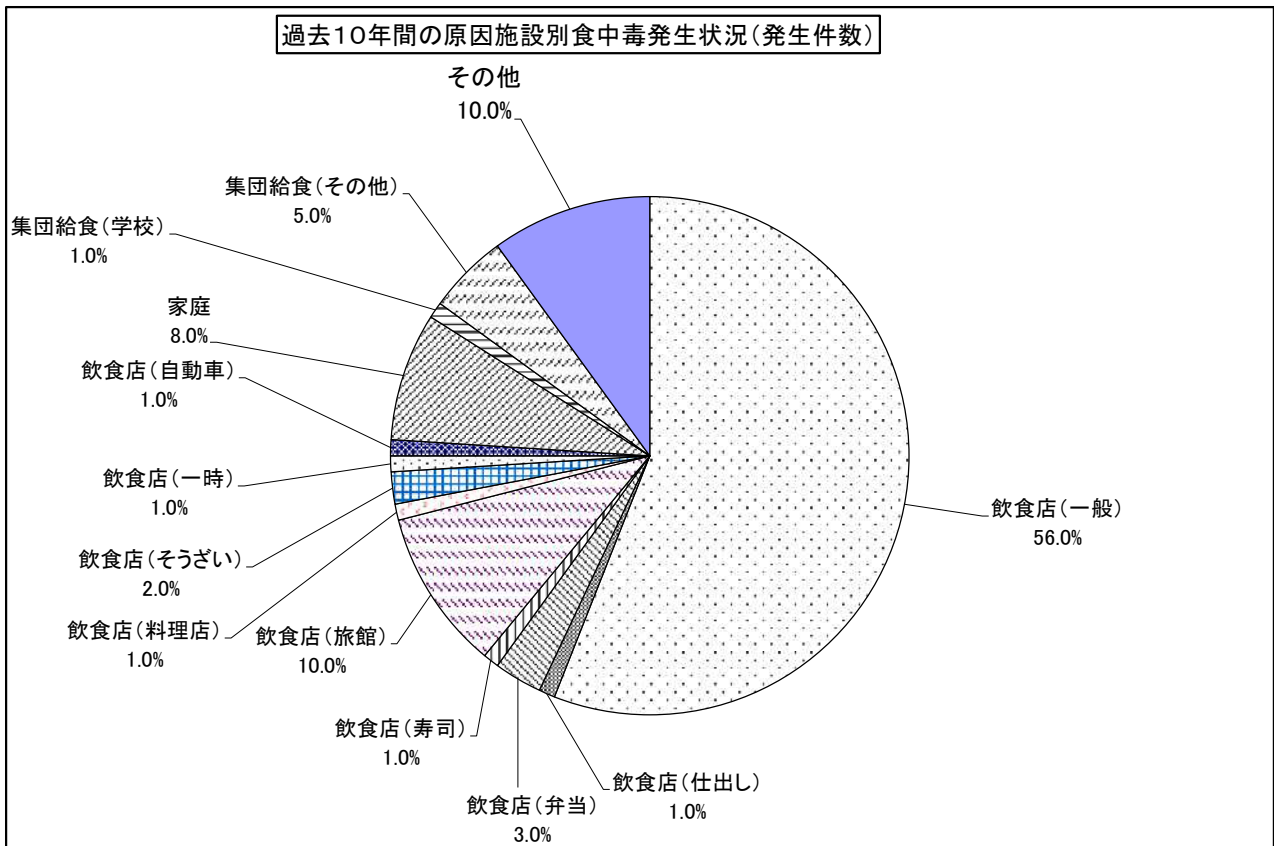
IV-9 過去10年間の保健所管内別食中毒発生状況（発生件数）

年次	保健所管内別食中毒発生状況										計
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	大分市	
H28	3	1					1			1	6
H29	2				2	1		3		4	12
H30	7		1			2	3	2		6	21
R1							1	1		4	6
R2			2			1	2				5
R3			1		1	2					4
R4	1	1	3	1						3	9
R5	3	1			1	1	1	2		3	12
R6	3	2		1						4	10
R7	1		3	1		1		1		8	15
計	20	5	10	3	4	8	8	9	0	33	100
%	20.0	5.0	10.0	3.0	4.0	8.0	8.0	9.0	0.0	33.0	100



IV-10 過去10年間の原因施設別食中毒発生状況（発生件数）

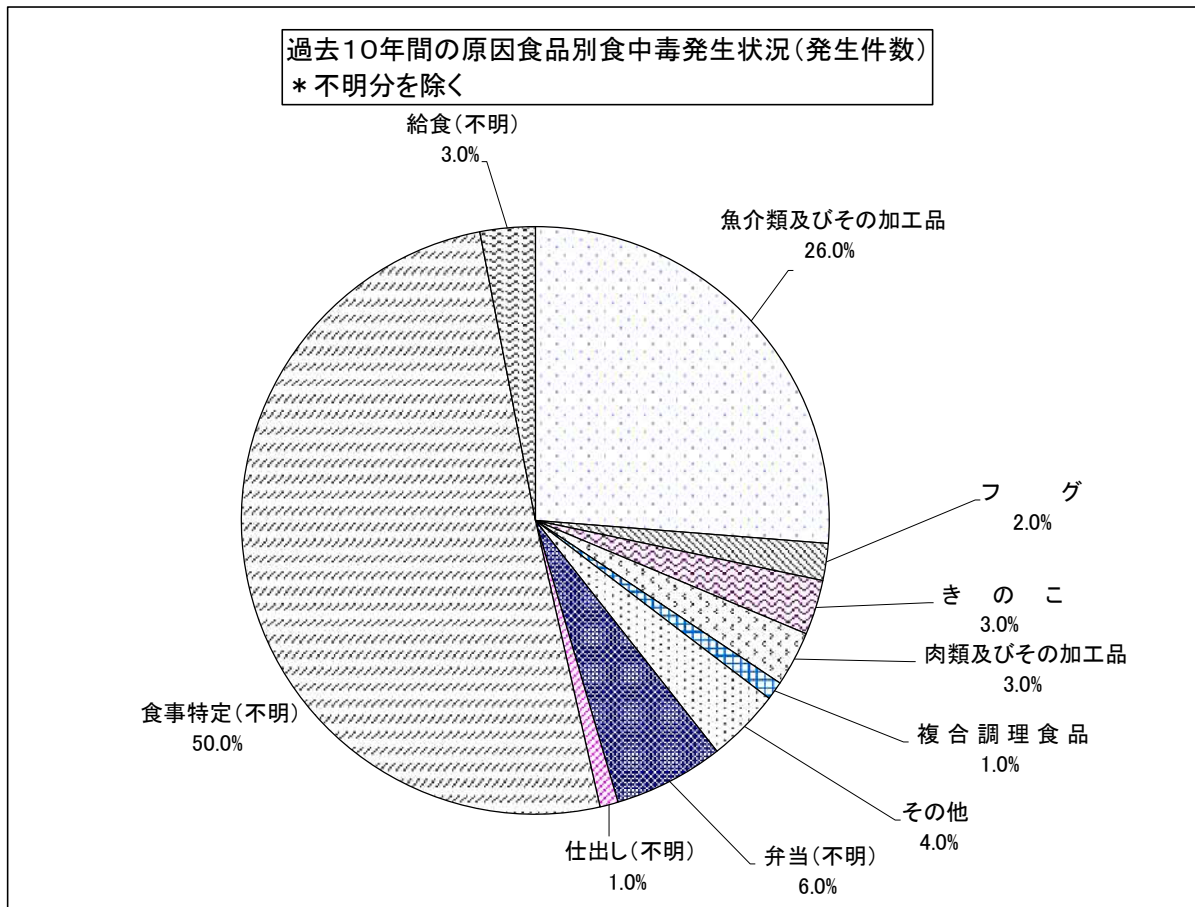
年次	飲食店									家庭	集団給食			その他	不明	計
	一般	仕出し	弁当	寿司	旅館	料理店	そうざい	一時	自動車		学校	その他	寮			
H28	1		1		3					1						6
H29	9	1			1					1						12
H30	13		1			1	1	1	1	2	1					21
R1	5						1									6
R2	2											1		2		5
R3										2		2				4
R4	3		1							1				4		9
R5	6			1	3					1		1				12
R6	8				1							1				10
R7	9				2									4		15
計	56	1	3	1	10	1	2	1	1	8	1	5	0	10	0	100
%	56.0	1.0	3.0	1.0	10.0	1.0	2.0	1.0	1.0	8.0	1.0	5.0	0.0	10.0	0.0	100



IV-11 過去10年間の原因食品別食中毒発生状況（発生件数）

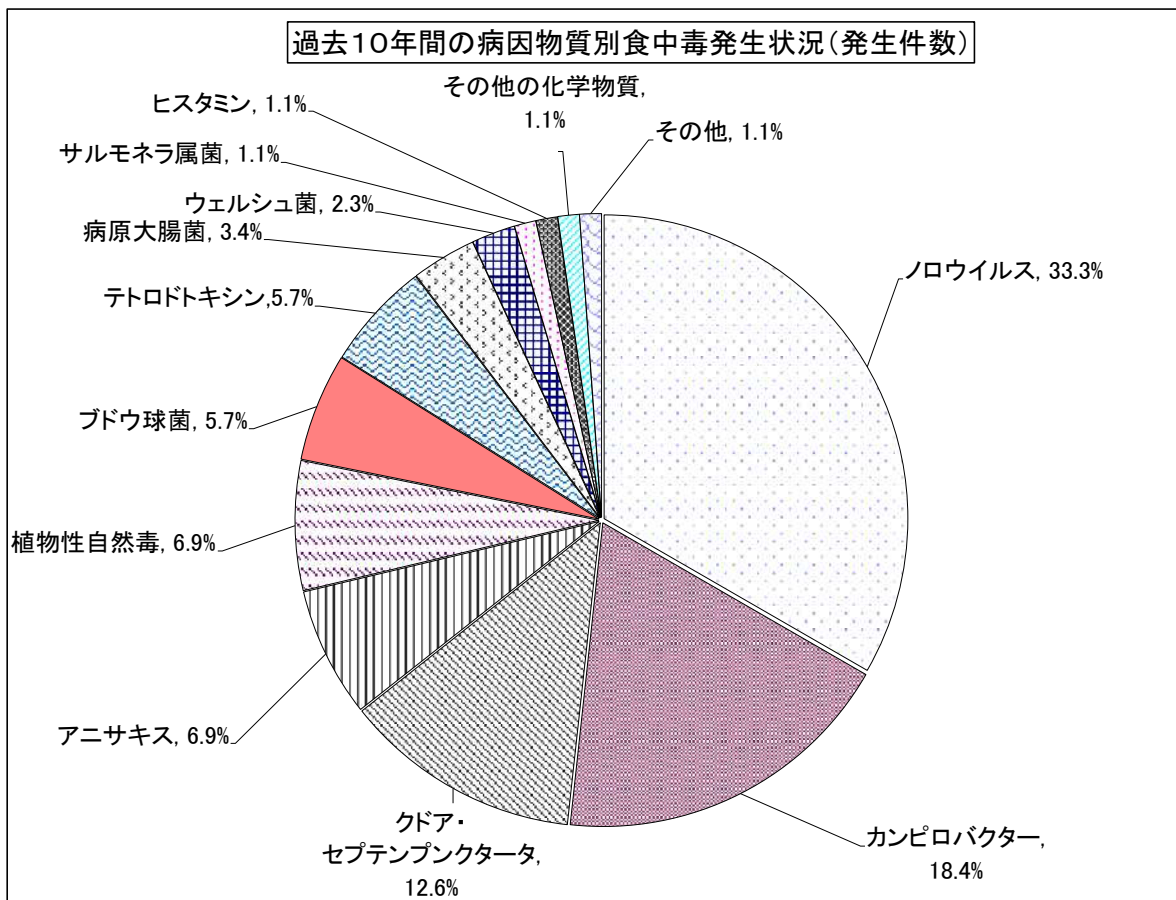
原因食品		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計	%	%*
食品分類	食品例													
魚介類及びその加工品	刺身、寿司、ウニ、丼、スッポン	1		4	1	1		6	4	5	4	26	26.0	26.0
穀類及びその加工品	おにぎり、五目ずし、ちらし寿司、おはぎ											0	0.0	0.0
フグ	モツガ、クワガ、ヒガツガ、ナツガ、シヨウイガ	1		1								2	2.0	2.0
卵類及びその加工品	卵焼き、オムレツ、あわゆき、パバロア											0	0.0	0.0
野菜及びその加工品	漬物									1		1	1.0	1.0
きのこ	ツキヨタケ		1	1			1					3	3.0	3.0
肉類及びその加工品	焼肉、鶏タタキ、鶏刺し				1	2						3	3.0	3.0
複合調理食品	冷麺、しゅうまい、焼きそば							1				1	1.0	1.0
その他	自家製飲料（銅）、塩サバ（ヒスタミン）、クワズイモ			1		1	1	1				4	4.0	4.0
その他	弁当（不明）	1		1	1	1				1	1	6	6.0	6.0
	仕出し（不明）		1									1	1.0	1.0
	折り詰め（不明）											0	0.0	0.0
	食事特定（不明）	3	10	13	3			1	6	4	10	50	50.0	50.0
	給食（不明）						2		1			3	3.0	3.0
不明												0	0.0	
計		6	12	21	6	5	4	9	12	10	15	100	100	

\*不明を除いた件数の合計を100としたときの%



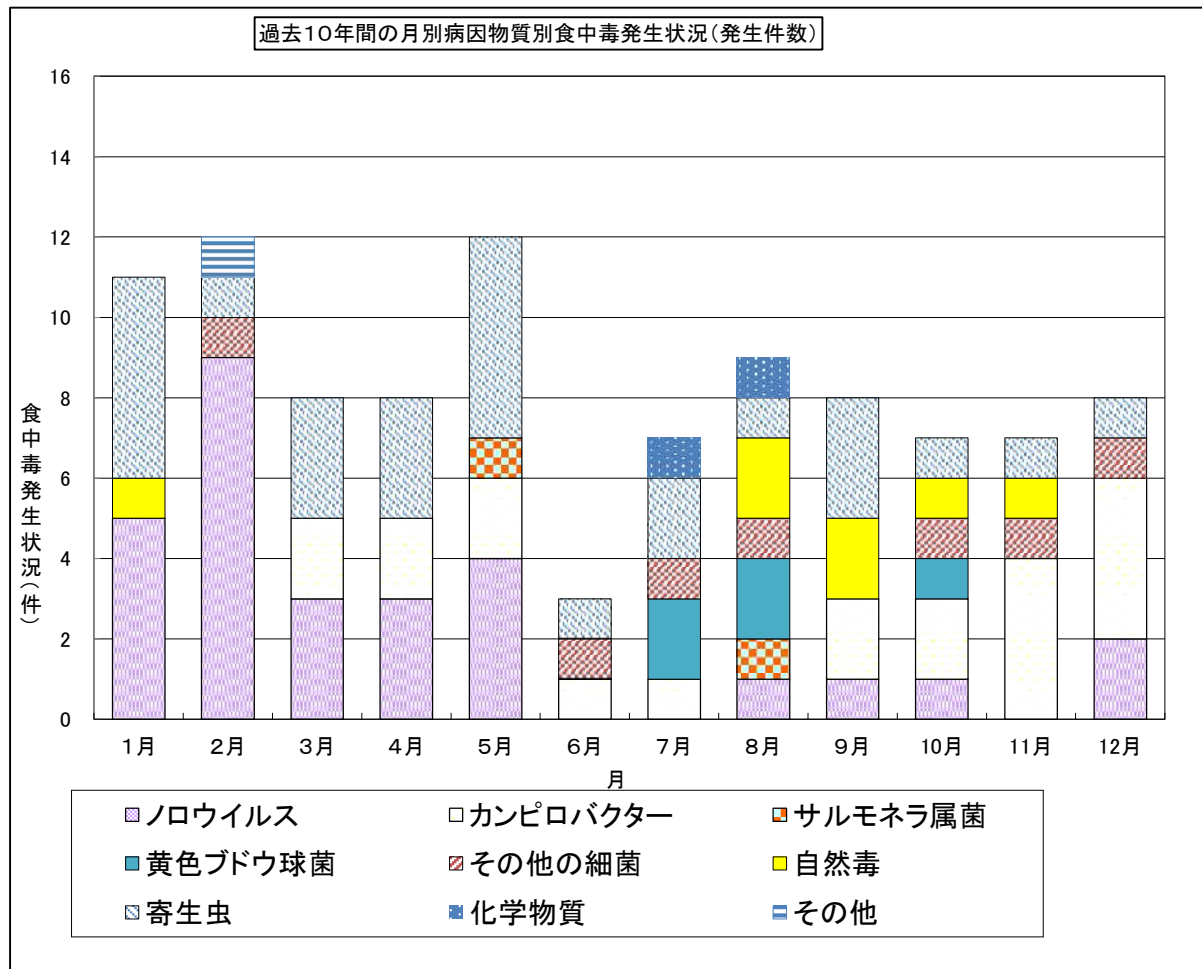
IV-12 過去10年間の病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

年次	細菌							ウイルス	寄生虫	自然毒		化学物質		その他	計
	腸炎ビブリオ	ブドウ球菌	サルモネラ属菌	カンピロバクター	病原大腸菌	ウェルシュ菌	セレウス菌	ノロウイルス	クドア・セフテンpunkタータ	アニサキス	テトロドトキシン	植物性自然毒	ヒスタミン		
H28		1						4			1				6
H29			1	4				4	1			1			12
H30		1		4				9	4		1	1	1		21
R1		1		1	1			2	1						6
R2				2				1	1					1	5
R3				1		1						2			4
R4						1		1	2	4		1			9
R5		1		3	1			3	2	2					12
R6		1		2	1			1	5						10
R7	1		1	3	1			4	4	1					15
計	1	5	2	20	4	2	0	29	20	7	2	5	1	1	100
%	1.0	5.0	2.0	20.0	4.0	2.0	0.0	29.0	20.0	7.0	2.0	5.0	1.0	1.0	100



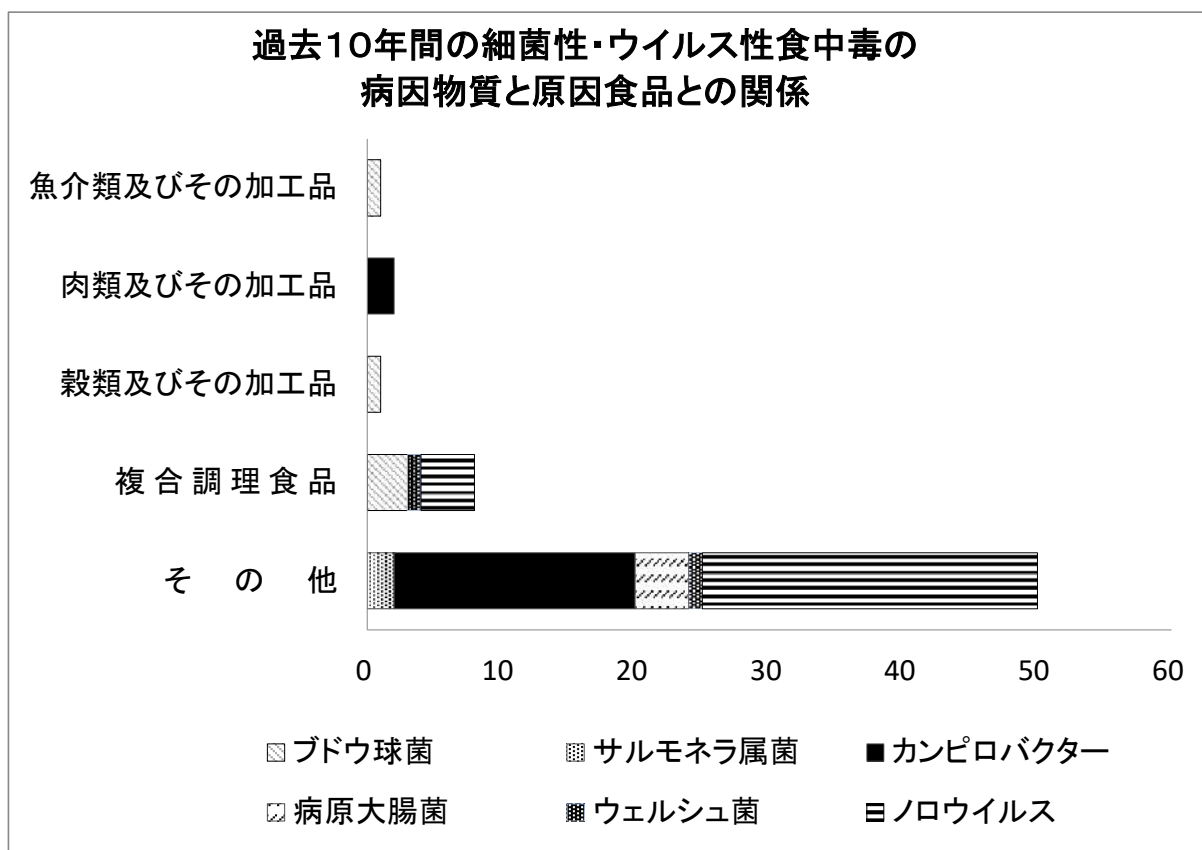
IV-13 過去10年間の月別病因物質別食中毒発生状況（発生件数）

病因物質/月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
腸炎ビブリオ												1	1
黄色ブドウ球菌							2	2		1			5
サルモネラ属菌					1			1					2
カンピロバクター			2	2	2	1	1		2	2	4	4	20
病原大腸菌						1	1	1		1			4
ウェルシュ菌		1									1		2
セレウス菌													0
ノロウイルス	5	9	3	3	4			1	1	1		2	29
テトロドトキシン	1							1					2
植物性自然毒								1	2	1	1		5
クドア・セプテン punkタータ	5	1	3	3	4	1	1		1		1		20
アニサキス					1		1	1	2	1		1	7
ヒスタミン								1					1
その他の化学物質							1						1
その他		1											1
計	11	12	8	8	12	3	7	9	8	7	7	8	100



IV-14 過去10年間の細菌性・ウイルス性食中毒の病因物質と原因食品との関係（発生件数）

原因食品 \ 病因物質	腸炎 ビブリオ	ナグ ビブリオ	黄色ブドウ 球菌	サルモネ ラ属菌	カンピロ バクター	病原 大腸菌	ウェル シュ菌	セレウス 菌	ノロ ウイルス	計
魚介類及びその加工品	1		1							2
肉類及びその加工品					2					2
卵類及びその加工品										0
野菜類及びその加工品										0
穀類及びその加工品			1							1
複合調理食品			3				1		4	8
その他				2	18	4	1		25	50
不明										0
計	1	0	5	2	20	4	2	0	29	63



## IV-15 大分県下のフグによる食中毒事件(昭和45年～)

年	発生日	発生場所	フグ名	摂食	患者	死者	調理の内容	フグの入手経路等
S45	11月6日	臼杵市	サハフグ	7	1	1	肝の吸物	市内鮮魚店
46	1月13日	大分市	ナゴヤフグ	3	3	0	肝	市内鮮魚店
	7月10日	国東市	フグ	4	3	1	刺身、肝	魚市場
47	1月16日	大分市	ナゴヤフグ	2	2	1	内臓等のちり鍋	魚屋
	8月11日	大分市	フグ	1	1	1		釣り
52	1月20日	別府市	トラフグ	2	2	0	刺身と肝のちり	漁師から譲渡
53	2月14日	竹田市	コモンフグ	2	2	1	刺身と肝・卵巣	市内鮮魚店
55	8月26日	日出町	トラフグ	1	1	1	ゆで肝	建網で捕れた
60	5月23日	大分市	クサフグ	2	2	0	肝・卵巣煮付	釣り
	7月17日	国東市	トラフグ	1	1	0	ゆで肝	建網で捕れた
61	10月8日	豊後高田市	クサフグ	3	1	1	肝等の水炊き	建網で捕れた
62	9月27日	杵築市	コモンフグ	1	1	0	肝の生食	釣り
63	9月2日	国東市	ヒガンフグ	1	1	1	骨付き身の煮付	建網で捕れた
H元	7月25日	大分市	ヒガンフグ	4	4	0	肝の生食	建網で捕れた
4	8月1日	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・肝の湯引き	釣り
	8月1日	中津市	クサフグ	1	1	0	刺身・内臓	釣り
7	11月25日	中津市	ナシフグ(推定)	1	1	0	身・皮の水炊き	市内鮮魚行商
8	9月4日	中津市	マフグ	3	2	0	肝等の水炊き	市内移動販売車
10	11月14日	国東市	ヒガンフグ	1	1	0	肝の唐揚げ	釣り
13	2月8日	大分市	トラフグ	12	1	0	ゆで肝	市内飲食店
	9月26日	豊後高田市	トラフグ	3	1	0	ゆで肝	市内鮮魚店
14	10月20日	佐伯市	クサフグ(推定)	1	1	0	フグの煮付け	釣り
15	8月19日	大分市	コモンフグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
	12月3日	別府市	トラフグ・クサフグ	8	2	0	フグ料理	市内無許可飲食店
16	3月2日	佐伯市	ヒガンフグ	1	1	0	刺身・肝	市内飲食店
	5月22日	宇佐市	ショウサイフグ(推定)	1	1	0	フグのみそ汁	釣り
19	1月13日	姫島村	フグ	1	1	0	フグの煮付け	釣り
21	2月7日	由布市	マフグ	2	2	0	卵巣の煮付け	市内鮮魚店
	5月8日	宇佐市	シマフグ	1	1	0	肝臓の煮付け	漁師から譲渡
24	11月18日	国東市	ヒガンフグ(推定)	1	1	0	刺身、肝・皮の湯引	知人から譲渡
	12月14日	国東市	シマフグ(推定)	1	1	0	みそ汁、ゆで肝	漁師から譲渡
26	3月13日	中津市	マフグ	1	1	0	ゆで肝	市内鮮魚店
	10月30日	臼杵市	トラフグ	2	1	0	生肝刺し、ゆで肝	市内飲食店
	12月21日	宇佐市	シホウフグ	1	1	0	フグのみそ汁	漁で捕れた
28	8月1日	佐伯市	トラフグ(推定)	2	2	0	刺身・肝	知人から譲渡
30	1月19日	宇佐市	ショウサイフグ(推定)	2	2	0	皮を入れたみそ汁	知人から譲渡
計				82	52	8		

## V 食品衛生対策の推進

平成13年、我が国で初めてとなるBSEの確認をはじめ、無登録農薬の使用等が相次いで発生し、食品の安全性に対する消費者の不安、不信が高まったことから、平成15年5月、国民の健康保護を重視した、食品の安全性確保についての基本となる法律「食品安全基本法」が成立すると共に、食品衛生法の大改正が行われ国及び各地方自治体は、食品衛生監視指導計画を策定することとなった。

このため、平成16年度から毎年「大分県食品衛生監視指導計画」を策定し、この計画に基づき、各保健所等で地域の特性を考慮した効率的な監視指導を実施している。

改正食品衛生法の施行により、令和3年6月からすべての食品取扱事業者にHACCPに沿った衛生管理が義務づけられた。令和8年度もHACCPの定着に向けた指導を行い、食中毒発生防止を図る。

また、令和7年度から、県下5保健所に設置していた食品衛生機動班を本庁に集約し、広域流通食品製造施設等への高度で専門的な監視指導の充実強化を図っている。

### 1 令和8年度食品衛生監視員等配置状況

本庁、各保健所の衛生課に配置している獣医師、薬剤師、化学、栄養士である者を食品衛生に関する監視指導等を実施する食品衛生監視員に任命しており、その総数は78名である。

また、今年度から、全県下における製造業や食品取扱いの大型店に特化し、専門的に監視するため、本庁に食品衛生監視機動班1班3名を配置している。

(R8.5.1 現在)

所 属	区 分	食品衛生監視員任命総数				食品衛生 監視機動班	
		獣医師	薬剤師	化学	栄養士		
本庁（食品・生活衛生課）		11	4	5	0	2	3
本庁（県民健康増進課）		1	-	-	-	1	-
東部保健所		9	1	6	-	2	-
東部保健所国東保健部		2	-	2	-	-	-
中部保健所		4	-	4	-	-	-
中部保健所由布保健部		4	1	3	-	-	-
南部保健所		4	1	3	-	-	-
豊肥保健所		8(1)	1(1)	2	-	5	-
西部保健所		5(1)	-	5(1)	-	-	-
北部保健所		7	1	4	1	1	-
北部保健所豊後高田保健部		3	2	1	-	-	-
食肉衛生検査所		25(9)	25(9)	-	-	-	-
合 計		83(11)	36(10)	36(1)	1	11	3

※ 獣医師、薬剤師のうち（ ）は、非常勤職員数

※ 栄養士は、健康増進法に関する業務を主に実施

# 令和8年度大分県食品衛生監視指導計画の概要

## 1 趣 旨

大分県が行う食品衛生に関する監視指導の実施について基本的な方向及び監視指導に当たり必要な基本的事項を示し、重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進することにより、飲食に起因する衛生上の危害を未然に防止し、県民の食の安全を確保することを目的とする。

## 2 監視指導の実施に関する基本的な方向

### 行政（大分県）、食品関連事業者及び消費者の役割分担

監視指導は、行政（大分県）、食品関連事業者、消費者の役割分担を前提として実施する。

食品の安全性を確保する第一義的責任を有している者は、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売に携わる食品等事業者であることを明確にした上で、食品等事業者がその責務を果たし、安全な食品等を供給しているか否かを確認するため、県の関係部局が連携して監視指導を行うものとする。

また、消費者は、家庭内食中毒の発生を防止する等の観点から、食品の安全に関する正しい知識と理解を深め、適切に食品を選択し、均衡のとれた食生活を送ることのほか、食品の安全性に関する施策への参画に努めるなど、食品の安全性確保に積極的な役割を果たす必要がある。

### 食品供給工程（フードチェーン）の各段階における監視指導の実施

食品の安全性を確保するためには、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の食品供給の工程（フードチェーン）の各段階において、食品の安全性を確保するための必要な措置が適切に講じられていることが重要である。

この理念を踏まえ、農林水産物の採取から食品の販売までの各段階において、食中毒等の食品衛生の危害の発生状況等を分析、評価した上で、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を実施する。

### 農林水産物の生産段階における監視指導

農林水産物の生産段階における監視指導は、農林水産部局が中心となり、食品衛生担当部局と連携して実施する。

### 採取段階以降の農林水産物及び製造、加工、流通、販売されている食品の監視指導

採取・出荷された農林水産物及び製造、加工、輸入、流通、販売されている食品の監視指導は食品衛生部局（主に、県下の保健所）が実施する。

### 3 重点的な監視指導事項及び監視回数

#### 重点的な監視指導事項

- HACCPの徹底
- 食中毒発生防止対策
  - ①食肉の生食等による食中毒発生防止対策
  - ②寄生虫による食中毒発生防止対策
  - ③ふぐ食中毒発生防止対策
- 食品表示適正化の推進
- 食肉・食肉製品、乳・乳製品、卵・卵加工品、水産食品及び農産物の製造施設の監視指導

#### 食品関係営業施設に対する監視回数

- 営業施設を4ランクに分け監視を行います。

Aランク	年間2回以上立ち入り検査
Bランク	年間1回以上立ち入り検査
Cランク	3年に1回以上立ち入り検査
Dランク	実情に応じて立ち入り検査

- 各種一斉取締りを実施します。

・夏期食品一斉取締り	7月1日～7月31日
・夏期食品表示一斉取締り	7月1日～7月31日
・食品衛生月間	8月1日～8月31日
・年末食品一斉取締り	12月1日～12月28日
・年末食品表示一斉取締り	12月1日～12月28日
・観光・行楽地監視	4月～5月 9月～10月
・ふぐ中毒防止強化月間	10月1日～10月31日

#### 重点的な流通食品の検査

- 県特産食品、県内広域流通食品、消費者がよく利用する食品を中心に行います。

検査対象項目	主な検査対象食品
残留農薬	県産農産物、輸入農産物及び加工食品
残留動物用医薬品	国産食肉、輸入食肉、県産養殖魚介類、県産鶏卵
アレルギー物質	菓子などの加工食品
食品添加物	加工食品（菓子、漬物等）
微生物検査 （食中毒原因微生物等）	清涼飲料水、県産鶏卵、鮮魚介類、食肉製品
微生物検査	弁当、そうざい、生野菜サラダ類、和生菓子、洋生菓子、生食用魚介類、魚肉練り製品、豆腐、めん類、冷凍食品、海藻加工品

## 食品の放射性物質検査

放射性物質の基準を超える疑いのある食品が県内に流通した場合、緊急の放射性物質検査を実施します。

## 4 違反等を発見した場合の措置

食品の検査で違反を発見した場合や食中毒等の健康被害が発生した場合は、食品衛生法又は食品表示法に基づき、食品の廃棄命令や営業停止命令、施設の改善命令等を行い、施設の名称、違反の内容、対象食品等を県で定めた基準に基づき公表します。

## 5 食中毒等健康被害発生時の対応

県庁内関係部局と連携して、迅速な原因究明と被害拡大防止対策を講じます。また、国、関係自治体と情報交換を行い、県民への情報提供を速やかに行います。

## 6 食品等事業者に対する指導

事業者に対し、自らが生産、製造する食品は、自らが責任を持つことを認識させ、自らが実施する衛生管理の推進を指導します。

このため、食品衛生に関する知識を習得させることを目的に、講習会等を実施するとともに、食品衛生監視員等が現場で助言指導を行います。

## 7 消費者、食品等事業者、行政機関相互の情報及び意見交換等

食品衛生監視指導計画について、食の安全に関する意見交換会等を開催し、県民の皆様方の意見を伺い、この計画に反映させます。

また、家庭における食中毒を未然に防止するために、食品衛生に関する情報や有毒植物等を誤食しないための情報を提供するとともに、消費者団体等からの要請があれば、出前食品衛生講座を行うことにしています。

V-1-1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(令和8年3月31日現在)

保健所		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田	計
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	64	10	10	17	20	18	38	72	10	259
	仕出し屋・弁当屋	4	1	4	3	4	3	7	9	0	35
	旅館	4	4	0	5	0	2	5	5	1	26
	その他	34	7	8	7	6	20	28	88	2	200
菓子(パンを含む。)製造業		17	10	4	3	3	13	16	30	0	96
乳処 理 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		0	0	0	1	0	-	0	1	0	2
集 乳 業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		2	4	4	0	2	3	4	19	0	38
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚肉練り製品製造業		0	1	1	0	0	0	0	0	0	2
食品の冷凍または冷蔵業		1	2	1	1	1	1	0	2	0	9
かん詰またはびん詰食品製造業(上記及び下記以外)		0	1	0	1	0	1	0	2	0	5
喫茶店営業		26	4	4	1	7	2	6	30	0	80
あん類製造業		0	0	0	0	0	-	0	25	0	25
アイスクリーム類製造業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
食肉処 理 業		1	0	0	0	0	-	1	0	0	2
食肉販売業		4	1	1	3	4	1	5	0	0	19
食肉製品製造業		0	0	0	0	0	1	0	13	0	14
乳酸菌飲料製造業		0	0	0	1	0	-	0	1	0	2
食用油脂製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業		2	1	0	0	1	1	2	0	0	7
しょうゆ製造業		0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
ソース類製造業		0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
酒類製造業		0	0	0	0	0	-	1	0	0	1
豆腐製造業		0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
納豆製造業		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
麺類製造業		2	0	0	0	0	-	0	0	0	2
そうざい製造業		6	2	2	2	1	2	4	1	0	20
添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。)製造業		0	0	0	0	0	-	0	8	0	8
食品の放射線照射業		0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
清涼飲料水製造業		1	1	0	1	0	-	0	0	0	3
氷雪製造業		0	0	0	0	0	0	-	2	0	2
計		168	49	39	46	49	70	117	311	13	862

V-1-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設

(令和8年3月31日現在)

保健所 区分	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後 高田	計
飲食店営業	2,252	258	489	405	755	635	1,314	1,537	254	7,899
調理の機能を有する 自動販売機	4	2	0	0	4	1	3	10	1	25
食肉販売業	81	17	24	18	34	40	60	91	13	378
魚介類販売業	96	23	41	30	55	26	30	71	14	386
魚介類競り売り営業	2	3	2	2	6	-	1	2	1	19
集乳業	0	0	0	0	0	-	1	1	0	2
乳処理業	0	0	0	0	0	1	1	2	0	4
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
食肉処理業	4	2	1	1	11	17	8	14	1	59
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0
菓子製造業	293	60	83	69	140	139	216	292	48	1,340
アイスクリーム類製造業	5	0	2	2	1	8	4	5	3	30
乳製品製造業	1	0	0	0	0	2	0	3	1	7
清涼飲料水製造業	9	2	4	4	7	8	18	17	0	69
食肉製品製造業	0	0	0	0	1	6	1	8	0	16
水産製品製造業	32	13	14	12	79	7	10	22	5	194
氷雪製造業	1	0	1	1	1	-	3	2	1	10
液卵製造業	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
食用油脂製造業	2	3	1	2	1	1	0	0	3	13
みそ又はしょうゆ製造業	11	4	7	6	11	10	17	20	2	88
酒類製造業	8	4	5	3	4	11	8	19	1	63
豆腐製造業	6	3	3	3	4	10	9	9	0	47
納豆製造業	0	0	0	0	0	-	0	2	0	2
麺類製造業	12	5	2	2	5	6	5	7	7	51
そうざい製造業	129	40	35	29	82	90	118	191	23	737
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	-	0	1	0	1
冷凍食品製造業	16	3	4	3	13	7	8	14	2	70
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	-	0	3	0	3
漬物製造業	40	14	21	21	29	49	114	81	12	381
密封包装食品製造業	21	6	12	9	13	21	41	26	4	153
食品の小分け業	10	5	2	1	6	1	8	12	4	49
添加物製造業	0	0	4	3	3	-	1	5	1	17
計	3,036	467	757	626	1,265	1,097	1,999	2,467	401	12,115

V-2 届出を要する食品関係営業施設

(令和8年3月31日現在)

区分		保健所										計
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後高田		
旧許可業種であった営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	169	37	35	35	59	18	84	101	19	557	
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	170	33	38	39	73	3	122	118	18	614	
	乳類販売業	304	49	63	67	119	2	205	196	38	1,043	
	氷雪販売業	3	2	0	0	0	20	4	1	2	32	
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	130	23	33	30	31	13	39	122	5	426	
販売業	弁当販売業	20	1	1	1	7	-	11	12	4	57	
	野菜果物販売業	69	10	11	11	9	-	36	55	30	231	
	米穀類販売業	20	5	4	3	5	-	13	21	9	80	
	通信販売・訪問販売 による販売業	7	0	0	0	1	-	4	5	1	18	
	コンビニエンスストア	67	10	5	5	15	3	27	55	8	195	
	百貨店、 総合スーパー	59	10	20	17	35	-	34	43	7	225	
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)を除く。)	66	5	13	15	24	-	26	49	5	203	
	その他の食料・飲料 販売業	153	33	29	28	43	1	98	124	32	541	
製造・加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により 規格が定められた添加物の 製造を除く。)	2	0	0	0	0	1	0	0	0	3	
	いわゆる健康食品の 製造・加工業	1	1	2	2	0	2	0	1	3	12	
	コーヒー製造・加工業 (飲料の製造を除く。)	34	7	4	3	6	-	18	20	5	97	
	農産保存食料品製造・加工業	22	6	8	8	5	1	53	26	9	138	
	調味料製造・加工業	23	2	4	4	9	-	25	42	2	111	
	糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	1	3	1	0	5	
	精穀・製粉業	5	2	2	2	1	1	11	14	3	41	
	製茶業	12	3	6	6	12	-	6	8	6	59	
	海藻製造・加工業	0	6	3	3	6	-	0	6	0	24	
	卵選別包装業	1	0	0	1	0	-	2	4	0	8	
	その他の食料品製造・加工業	54	4	12	12	30	1	92	125	21	351	
さ6(上 れ8改 る正 も法 条外 の第 を3 含よ 項る の むに 改 。お 正 い 後 て の 準 法 用 第	行商	7	1	3	1	12	-	2	9	2	37	
	集団給食施設	96	27	33	33	59	-	66	114	17	445	
	器具、容器包装の製造・加工業 (合成樹脂が使用された器具又 は容器包装の製造、加工に限 る。)	0	0	1	1	3	-	5	3	0	13	
	露店、仮設店舗等における 飲食の提供のうち、営業と みなされないもの	5	2	3	3	7	1	2	3	2	28	
	その他	11	4	3	3	9	-	7	11	1	49	
計		1,510	283	336	333	580	68	995	1,289	249	5,643	

V-3-1 旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況

業種	保健所										令和7年度 調査・監視 指導施設数 (合計)
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後 高田	処分件数 (合計)	
飲食店	33	8	14	12	11	37	11	12	21	0	159
一般食堂・レストラン等	10	1	1	2	5	12	3	5	3	0	42
仕出し屋・弁当屋	26	5	10	3	1	7	13	7	2	0	74
旅館	14	1	7	3	17	27	1	7	15	0	92
その他	23	5	4	10	8	34	13	9	10	0	116
菓子(パンを含む)製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳さく取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品製造業	0	0	0	2	0	0	4	0	1	0	7
乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類販売業	8	1	4	4	15	22	7	2	4	0	67
魚介類せり売り営業	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2
魚肉ねり製品製造業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
食品の冷凍・冷蔵業	0	0	1	3	6	3	0	2	0	0	15
かん・びん詰食品製造業	1	0	2	1	1	1	1	2	0	0	9
喫茶店営業	0	0	0	1	2	7	21	0	5	0	36
あん類製造業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
アイスクリーム類製造業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
食肉処	1	0	0	0	0	7	0	2	0	0	10
食肉販売業	2	0	4	1	0	34	6	4	3	0	54
食肉製品製造業	0	2	0	0	0	1	2	8	0	0	13
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
食用油製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
マーガリン・ショートニング製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	3
醤油製造業	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
ソース類製造業	0	0	2	0	0	2	2	0	1	0	7
酒類製造業	0	0	0	0	0	3	6	2	0	0	15
豆腐製造業	2	0	0	0	2	3	0	2	0	0	0
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	0	0	0	2	0	3	0	0	1	0	6
そうざい製造業	0	0	4	8	7	10	2	5	1	0	37
添加物(法第11条の規定による)の製造業	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	4	1	3	1	0	0	0	10
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
計	123	23	53	60	81	217	97	68	68	0	790

(監視件数)

V-3-2 改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設の監視状況

令和7年度

業種	保健所										豊後高田	処分件数(合計) 営業停止令	調査・監視 指導施設数 (合計)
	東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部					
飲食店営業	686	115	125	190	210	236	643	492	254	6	2,951		
調理の機械を有する	0	2	0	1	0	1	418	2	1	0	425		
自動販売機	32	20	8	6	21	20	0	35	13	0	155		
食肉販売業	41	16	36	11	37	21	26	34	14	1	236		
魚介類販売業	1	2	0	0	4	-	23	0	1	0	31		
魚介類競り営業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
集乳	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	3		
処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特別牛乳搾取処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
食肉処理業	2	2	0	2	11	26	0	11	1	0	55		
食品の放射線照射	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3		
菓子製造業	105	41	29	48	56	68	0	106	48	0	501		
アイスクリーム類製造業	2	0	0	2	0	5	75	4	3	0	91		
乳製品製造業	0	0	0	4	0	1	2	3	1	0	11		
清涼飲料水製造業	4	2	1	9	6	7	0	6	0	0	35		
食肉製品製造業	0	0	0	0	0	3	9	9	0	1	21		
水産製品製造業	8	2	4	0	42	-	2	8	5	0	71		
氷雪製造業	1	0	0	0	0	0	3	1	1	0	6		
液卵製造業	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2		
食用油脂製造業	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
みそ又はしょうゆ製造業	3	2	8	2	1	2	0	5	2	0	25		
酒類製造業	0	0	5	1	2	4	7	3	1	0	23		
豆腐製造業	1	2	2	3	9	15	8	7	0	0	47		
納豆製造業	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	11		
麺類製造業	6	2	0	2	1	2	0	2	7	0	22		
そうざい製造業	37	12	11	26	31	42	0	68	23	0	250		
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0	27	1	0	0	28		
冷凍食品製造業	5	1	4	5	2	7	0	10	2	0	36		
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	5		
漬物製造業	2	4	1	5	3	11	0	5	12	0	43		
密封包装食品製造業	2	0	9	9	4	15	11	3	4	0	57		
食品の小分け	2	1	2	0	2	-	13	8	4	0	32		
添加物製造業	0	0	1	0	2	-	1	5	1	0	10		
計	941	229	246	327	444	488	1,285	832	401	8	5,193		

(監視件数)

V-4 届出を要する食品関係営業施設監視状況

令和7年度

業種		保健所									処分件数 (合計)	調査・監視 指導施設数
		東部	国東	中部	由布	南部	豊肥	西部	北部	豊後 高田		
旧許可業種であった 営業	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	1	15	0	1	8	11	1	3	1	0	41
	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	2	9	0	3	9	20	1	3	2	0	49
	乳類販売業	1	17	0	2	1	30	4	0	5	0	60
	氷雪販売業	0	0	0	1	0	-	0	0	0	0	1
	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	0	0	0	0	1	-	0	0	0	0	1
販売業	弁当販売業	0	0	0	1	1	5	1	0	0	0	8
	野菜果物販売業	3	1	1	4	1	10	3	2	7	0	32
	米穀類販売業	0	0	0	1	0	-	0	0	2	0	3
	通信販売・訪問販売 による販売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コンビニエンスストア	0	3	0	0	3	-	0	1	0	0	7
	百貨店、総合スーパー	2	6	2	1	6	13	7	4	2	0	43
	自動販売機による販売業 (コップ式自動販売機(自動洗浄・ 屋内設置)を除く。)	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0
	その他の食料・飲料販売業	2	4	0	2	6	9	2	0	3	0	28
製造・ 加工業	添加物製造・加工業 (法第13条第1項の規定により 規格が定められた添加物の 製造を除く。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	いわゆる健康食品の 製造・加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業(飲料の 製造を除く。)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	農産保存食料品製造・加工業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	調味料製造・加工業	0	0	1	0	4	-	0	1	0	0	6
	糖類製造・加工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精穀・製粉業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	製茶業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	海藻製造・加工業	0	4	0	0	3	1	0	0	0	0	8
	卵選別包装業	1	0	0	0	0	4	0	0	0	0	5
	その他の食料品製造・加工業	0	0	0	4	0	7	0	2	1	0	14
れ6へ上 る8改記 も正以 の条法外 を第3の 含む項の 。に改 お正 い後 て準用第 さ	行商	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	集団給食施設	33	0	12	8	2	12	27	31	3	0	128
	器具、容器包装の製造・加工 業 (合成樹脂が使用された器具 又は容器包装の製造、加工に 限る。)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	露店、仮設店舗等における飲 食の提供のうち、営業とみなさ れないもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		45	59	16	28	46	122	46	48	26	0	436

## V-5 令和7年度食品等事業者施設への監視指導結果

食品等事業者への監視指導について、過去の食中毒の発生状況や営業の内容等に応じて、4段階(A~D)に分類し年間の監視回数を定めている。

ランク	監視回数	対象施設
A	年2回以上	前年度、食品衛生法違反による行政処分を受けた施設 ※1
B	年1回以上	「HACCPに基づく衛生管理」を実施する営業許可施設
		前年度の有症苦情原因施設 ※2
		と畜場・食鳥処理場(認定小規模)
C	3年に1回以上	前年度、大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設
		「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する営業許可施設等(A及びBを除く) ※3
D	実情に応じて	食品の製造・加工を行う営業届出施設
		上記以外の食品等関連施設

※1 行政処分：食中毒発生による営業停止、規格基準違反による回収命令等

※2 健康被害に係る苦情が発生したが、食中毒事件と断定するに至らなかった施設等

※3 学校、病院等の給食施設を含む

### ランクA 年2回以上

	立入件数	施設数	達成率
前年度、食品衛生法違反による行政処分を受けた施設	8	3	200%

### ランクB 年1回以上

	立入件数	施設数	達成率
「HACCPに基づく衛生管理」を実施する営業許可施設	91	61	149%
前年度の有症苦情原因施設	34	37	92%
と畜場・食鳥処理場(認定小規模)	15	9	167%
前年度、大分県食品衛生指導基準等に基づく収去検査で「不良」と判定された食品製造施設	42	22	191%
合 計	182	129	141%

### ランクC 3年に1回以上

	立入件数	施設数	達成率
・「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」を実施する営業許可施設等(A及びBを除く) ※学校・病院等の給食施設を含む ・食品の製造・加工を行う営業届出施設	4,445	14,685	91%

### ランクD 実情に応じて

	立入件数	施設数
上記以外の食品等関連施設	344	4,814

V-6 食品関係の違反・苦情について(保健所別)

	食品関係										施設・営業					計	
	法第6条			法第13条・18条等				表示			法第50条・51条			無許可営業	その他		
	腐敗・変敗	カビの発生	異物混入	その他	成分規格	保存基準	添加物	その他	不衛生な食品の取扱	不衛生な施設	その他	有症苦情					
東部	違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	8	0	23
	苦情	1	1	8	1	0	0	0	4	3	1	25	1	0	2	0	47
国東	違反	0	0	0	0	0	0	0	1	4	1	1	4	0	2	0	8
	苦情	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
中部	違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	1	0	7
	苦情	1	0	1	4	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	0	11
由布	違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	39
	苦情	1	1	2	0	0	0	0	0	2	0	7	3	0	0	4	20
南部	違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39	0	0	0	0	0	39
	苦情	1	1	2	0	0	0	0	0	2	0	7	3	0	0	4	20
豊肥	違反	0	0	0	0	1	0	0	0	0	55	0	0	0	1	0	57
	苦情	0	1	2	0	0	0	0	0	3	0	2	0	1	3	0	12
西部	違反	0	0	0	0	0	0	0	0	0	94	0	0	0	1	0	95
	苦情	5	2	4	0	0	0	1	0	2	0	22	2	1	0	0	39
北部	違反	0	0	0	0	4	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	11
	苦情	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	4	5	0	9	0	29
豊後高田	違反	0	0	0	1	0	0	0	0	11	1	2	1	0	0	0	16
	苦情	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	11
計	違反	0	0	0	1	5	0	2	1	263	2	7	1	0	13	0	295
	苦情	13	6	30	6	0	0	0	1	4	13	15	3	75	16	9	191

V-7 食品・乳等収去検査状況（検査施設別）

項目	保健所が独自に実施した収去検査						県が計画した収去検査						試験した収去検 体数	
	東部		豊肥		北部		衛環研(化)		衛環研(微)		登録検査機関		検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・
	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・	検 体 数	不 適 合 ・ 不 違 反 ・		
魚介類	15	4	17	2	10	1	29	0	18	0	0	0	89	7
冷無加熱摂取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0
凍加熱後摂取冷凍食品（加熱）	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
食加熱後摂取冷凍食品（未加熱）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
品生食用冷凍鮮魚介類	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	9	1	26	1	8	0	22	0	0	0	0	0	65	2
肉卵類 及び その加工品	24	0	19	1	25	1	40	0	48	2	1	0	157	4
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	33	4	20	5	4	0	8	0	1	0	0	0	66	9
野菜類・果物及びその加工品	73	6	66	7	34	3	42	0	0	0	19	0	234	16
菓子類	33	4	29	2	24	2	18	0	0	0	9	0	113	8
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	10	1	0	0	10	1
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	6	0
その他の食品	4	0	2	0	3	0	2	0	0	0	0	0	11	0
合成添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	191	19	182	18	108	7	163	0	83	3	30	0	757	47
生乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
低脂肪牛乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
加工乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の乳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	191	19	182	18	108	7	163	0	83	3	30	0	757	47

V-8 食品等の収去検査結果(項目別)

検査項目	理化検査										微生物学検査										項目合計		
	合計		適合件数		違反件数		不適合件数		検体数		違反件数		不適合件数		検体数		違反件数		不適合件数		項目合計		
	検体数	違反件数	適合件数	違反件数	適合件数	違反件数	適合件数	違反件数	検体数	違反件数	適合件数	違反件数	適合件数	検体数	違反件数	適合件数	違反件数	適合件数	検体数	違反件数	適合件数	違反件数	
魚介類	89	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
無加熱採取冷凍食品	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍直前に加熱された加	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結後採取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
凍結直前に加熱の加熱後	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
採取冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生食用冷凍鮮魚介類	65	0	2	40	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
魚介類加工品	157	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肉類類及びその加工食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	66	0	9	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
殺菌及びその加工品	234	0	16	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
野菜類・果物及びその加工品	113	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子類	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・ひん詰食品	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物及びその製剤	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
おもちゃ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	757	0	47	81	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生乳																							
牛乳																							
低脂肪牛乳																							
加工乳																							
その他の乳																							
小計																							
合計																							

## V-9 食品・乳等収去試験状況(年度別)

(検体数)

食品		年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
			総数	違反	総数	違反	総数	違反
魚介類			86	0	70	0	89	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品		6	0	11	0	1	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前加熱済)		8	0	5	0	5	0
	加熱後摂取冷凍食品(凍結前未加熱)		2	0	6	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類		0	0	0	0	0	0
魚介類加工品			33	0	65	0	65	0
肉卵類及びその加工品			175	4	172	4	157	0
乳製品			0	0	1	0	0	0
乳類加工品			0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓			10	2	10	0	0	0
穀類及びその加工品			105	0	83	0	66	0
野菜・果物・その加工品			197	0	225	0	234	0
菓子類			76	0	69	1	113	0
清涼飲料水			8	0	7	0	10	0
酒精飲料			1	0	1	0	0	0
氷雪			0	0	0	0	0	0
水			2	0	3	0	0	0
かん・びん詰食品			1	0	3	0	6	0
その他の食品			17	0	18	0	11	0
合成添加物及びその製剤			0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装			0	0	0	0	0	0
おもちゃ			0	0	0	0	0	0
小計			727	6	749	5	757	0
生乳			0	0	0	0	0	0
牛乳			0	0	0	0	0	0
低脂肪乳			0	0	0	0	0	0
加工乳			0	0	0	0	0	0
その他の乳			0	0	0	0	0	0
小計			0	0	0	0	0	0
計			727	6	749	5	757	0
ATP等ふき取り検査			712	0	601	0	695	0

V-10 食品衛生講習等の実施について

	東部		国東		中部		由布		南部		豊肥		西部		北部		豊後高田		合計	
	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数	実施回数	参加人数
営業者	26	867	5	82	7	98	16	223	15	348	19	439	20	412	14	371	8	94	130	2,934
給食調理従事者	6	192	1	48	1	17	2	54	4	216	6	114	2	103	3	295	1	20	26	1,059
消費者	3	42	0	0	1	30	1	22	0	0	1	25	0	0	0	0	0	0	6	119
その他	12	400	6	284	5	119	5	77	0	0	3	70	1	25	5	104	1	12	38	1,091
計	47	1,501	12	414	14	264	24	376	19	564	29	648	23	540	22	770	10	126	200	5,203

## VI 食肉、食鳥肉の衛生対策の推進

消費者に安全・安心な食肉及び食鳥肉の提供を推進するため、と畜場にあつては食用に処理されるすべての獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)について1頭ごとに検査を実施している。また、と畜場内で処理された食肉の細菌検査等を行い、食肉が衛生的に取扱われるように監視指導を行っている。

食鳥処理場については、疾病の排除及び衛生的な食鳥処理について検査及び監視指導することにより食鳥肉による危害の防止を図っている。

### 1 と畜場及び食肉衛生対策

(1) と畜場は、(株)大分県畜産公社(以下、「畜産公社」という。)の1施設で、令和7年度のと畜検査頭数は156,783頭であり、前年度に比べ691頭(0.4%)減少している。畜種別では、牛は7,256頭で140頭(2.0%)の増加、豚は149,390頭で816頭(0.5%)の減少、馬は0頭、めん羊・山羊は137頭となっている。

(2) 動物用医薬品の残留防止対策として、病畜、保留畜については、肝臓、腎臓、筋肉を採取し、食肉衛生検査所で抗菌性物質の残留の有無について簡易検査を行い、残留を認めたものについては、畜産振興課を通じて家畜保健衛生所に調査指導を依頼する体制を取っている。

(3) 平成29年4月1日から牛海綿状脳症(BSE)のスクリーニング検査の対象が、大分県を含めすべての自治体において、神経症状や起立不能等全身症状を呈する牛となっている。

また、平成17年10月1日から検査対象にめん羊・山羊が追加されたことから、検査の名称も伝達性海綿状脳症(TSE)スクリーニング検査に変更となっている。

令和7年度の検査頭数は0頭であった。

(4) 畜産公社は令和元年4月5日に対米、対カナダ、対香港及び対オーストラリア輸出食肉を取り扱うと畜場及び食肉処理場の認定を取得し、「対米輸出食肉を取り扱うと畜場の認定要綱」に従って、HACCPシステムによる衛生管理を行っている。

認定施設では、地方厚生局による月1回以上の現地査察、不定期に行われる相手国の査察などへの対応が求められる。厚生労働省から指名されたと畜検査員が指名検査員となり、施設の衛生管理指導、査察対応、HACCP計画の検証のためのサルモネラ検査、大腸菌検査等を実施している。令和2年2月には、米国農務省食品安全検査局による現地査察が実施され、畜産公社施設、食肉衛生検査所の検査体制等が適正であるとの結果を受けた。

## 2 食鳥肉衛生対策

(1) 年間処理羽数 30 万羽以上の大規模食鳥処理場は、大分県内では現在該当施設なし。

(2) 年間処理羽数 30 万羽未満の認定小規模食鳥処理場は令和 7 年度末で 11 施設（うち 2 施設休止中）。各処理場では、食鳥処理衛生管理者による、疾病鶏の排除が行われている。

令和 7 年度の認定小規模食鳥処理場の処理羽数は、合計 26,442 羽であり、前年度と比較して 142 羽（0.5%）の減少となっている。

### VI-1 と畜場の設置状況・と畜検査体制

(令和 8 年 3 月 31 日時点)

		株式会社大分県畜産公社
区分	一般	
と畜場番号	17	
所在地	豊後大野市犬飼町田原 1580-29	
開設年月日	平成 28 年 8 月 22 日	
処理能力 (頭/日)	大動物	60
	小動物	560
	豚換算	800
検査機関	食肉衛生検査所	

### VI-2 大分県畜産公社の輸出相手国と登録要件

(令和 8 年 3 月 31 日時点)

輸出可能国	認定取得日	主な登録要件	輸出可能国	認定取得日	主な登録要件
① タイ	H25.1.9	と畜場法	⑥台湾	H29.9.22	H A C C P 導 入
② マカオ	H25.3.7		⑦アメリカ (※)	R1.4.5	
③ ベトナム	H26.3.27		⑧カナダ	R1.4.5	
④ ミャンマー	H29.1.4		⑨香港	R1.4.5	
⑤ メキシコ	R6.3.6	その他	⑩オーストラリア	R1.4.5	
			⑪シンガポール	R1.8.8	
			⑫フィリピン	R3.3.11	
			⑬EU 等	R7.4.7	

※併せて、⑭ニュージーランド向け輸出牛肉取扱施設の要件を満たす

## VI-3 輸出状況

### 1 食肉輸出状況（牛）

		米国	香港	豪州	カナダ	タイ	マカオ	台湾	シンガポール	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	EU	合計
令和7年度	総重量(kg)	59,533	63,635	3,283	1,440	13,848	3,666	124,849	20,179	3,642	753	0	2,701	297,528
	証明件数	391	267	19	12	76	21	440	215	13	26	0	21	1,501
令和6年度	総重量(kg)	60,116	35,591	1,179	619	2,374	8,646	80,204	20,925	1,861	1,312	37	-	212,863
	証明件数	295	130	7	6	53	56	281	178	31	39	1	-	1,077
令和5年度	総重量(kg)	43,963	28,950	1,450	263	469	1,267	49,071	7,005	4,224	2,164	147	-	138,973
	証明件数	245	149	19	3	12	33	238	58	30	46	3	-	836
令和4年度	総重量(kg)	55,987	30,913	197	-	2,815	942	20,171	9,178	1,324	419	-	-	121,946
	証明件数	272	106	2	-	29	36	94	54	5	8	-	-	606
令和3年度	総重量(kg)	50,876	24,271	19	-	584	2,313	12,037	2,948	1,607	245	-	-	94,900
	証明件数	257	174	1	-	7	34	79	35	1	7	-	-	595
令和2年度	総重量(kg)	11,851	20,489	16	-	1,257	523	27,925	333	-	-	-	-	62,394
	証明件数	70	179	1	-	7	8	125	2	-	-	-	-	392
令和元年度	総重量(kg)	1,287	7,772	21	-	3,290	1,367	8,984	-	-	-	-	-	22,721
	証明件数	10	50	1	-	35	21	45	-	-	-	-	-	162
平成30年度	総重量(kg)	-	-	-	-	285	1,769	4,777	-	-	-	-	-	6,831
	証明件数	-	-	-	-	7	35	26	-	-	-	-	-	68
平成29年度	総重量(kg)	-	-	-	-	452	2,742	2,330	-	-	-	-	-	5,524
	証明件数	-	-	-	-	10	39	20	-	-	-	-	-	69
平成28年度	総重量(kg)	-	-	-	-	399	668	-	-	-	-	-	-	1,067
	証明件数	-	-	-	-	6	15	-	-	-	-	-	-	21

### 2 食肉輸出状況（豚）

		豚肉		合計
		マカオ	香港	
令和7年度	総重量 (Kg)	0	0	0
	証明件数	0	0	0
令和6年度	総重量 (Kg)	0	0	0
	証明件数	0	0	0
令和5年度	総重量 (Kg)	2,961	0	2,961
	証明件数	11	0	11
令和4年度	総重量 (Kg)	681	0	681
	証明件数	5	0	5
令和3年度	総重量 (Kg)	1,318	19	1,337
	証明件数	10	1	11
令和2年度	総重量 (Kg)	1,089	0	1,089
	証明件数	10	0	10
令和元年度	総重量 (Kg)	2,087	203	2,290
	証明件数	19	3	22
平成30年度	総重量 (Kg)	1,767	413	2,180
	証明件数	22	3	25
平成29年度	総重量 (Kg)	1,562	—	1,562
	証明件数	19	—	19
平成28年度	総重量 (Kg)	145	—	145
	証明件数	3	—	3

### 3 食肉輸出状況（副産物）

		香港 (豚：尾胃耳足)	マカオ (豚：足)	合計
令和7年度	総重量 (Kg)	0	0	0
	証明件数	0	0	0
令和6年度	総重量 (Kg)	0	0	0
	証明件数	0	0	0
令和5年度	総重量 (Kg)	21,540	0	21,540
	証明件数	24	0	24
令和4年度	総重量(kg)	48,000	0	48,000
	証明件数	48	0	48
令和3年度	総重量(kg)	48,000	0	48,000
	証明件数	48	0	48
令和2年度	総重量(kg)	48,000	800	48,800
	証明件数	48	4	52

### 4 水産輸出状況

		EU	中国	台湾	ベトナム	シンガ ポール	香港	合計
令和7年度	総重量 (Kg)	10,444	—	—	—	—	—	10,444
	証明件数	102	—	—	—	—	—	102
令和6年度	総重量 (Kg)	9488	—	—	—	—	—	9488
	証明件数	100	—	—	—	—	—	100
令和5年度	総重量 (Kg)	8,876	9,710	—	—	—	—	18,586
	証明件数	103	70	—	—	—	—	173
令和4年度	総重量 (Kg)	12,199	34,452	349	315,536	—	—	362,536
	証明件数	102	132	1	8	—	—	243
令和3年度	総重量 (Kg)	9,787	20,320	—	398,545	—	—	428,652
	証明件数	94	105	—	10	—	—	209
令和2年度	総重量 (Kg)	7,155	37,880	299	268,172	—	—	313,506
	証明件数	91	151	1	11	—	—	254
令和元年度	総重量 (Kg)	16,383	29,120	—	—	—	—	45,503
	証明件数	180	161	—	—	16	1	358
平成30年度	総重量 (Kg)	18,733	—	120	—	—	—	18,853
	証明件数	187	—	2	—	—	—	189

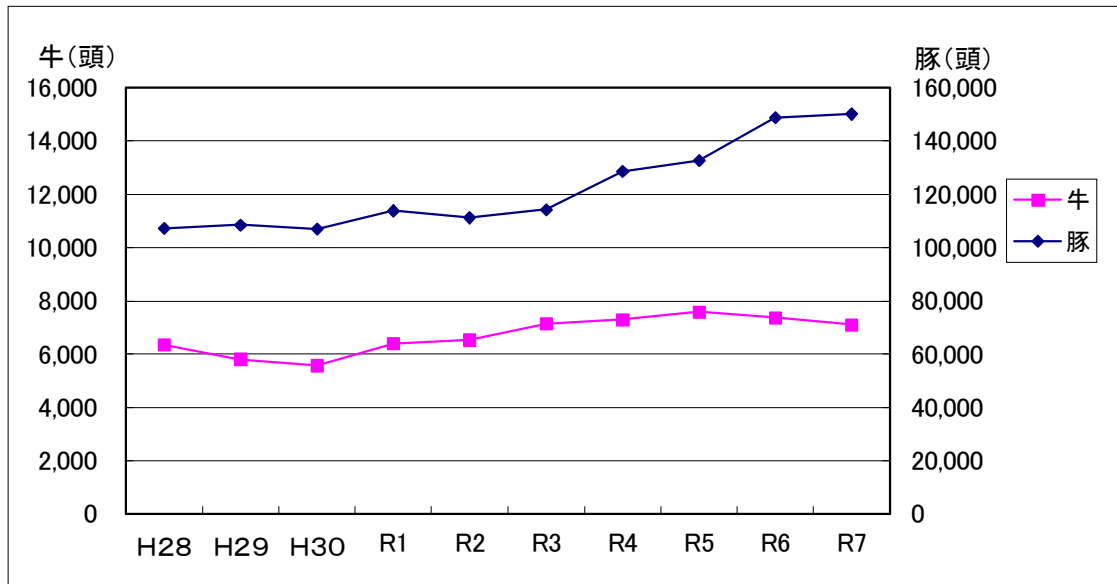
※県保健所で発行した衛生証明書に基づく情報

VI-4 七畜検査頭数

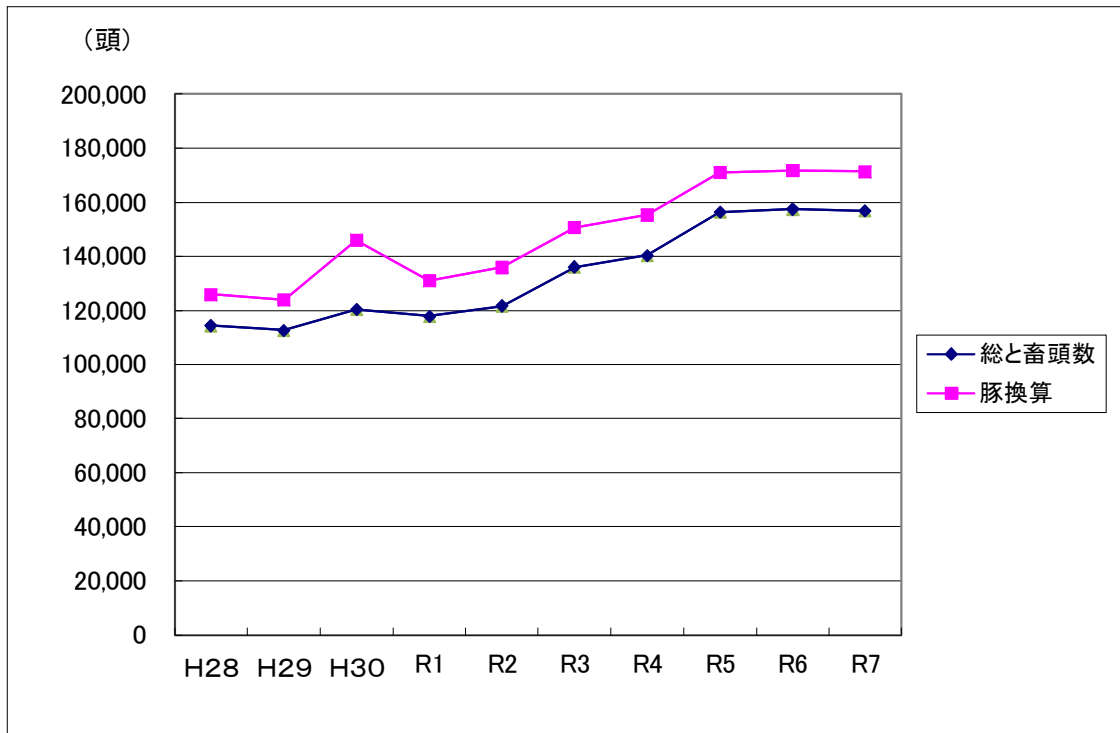
	R7年度計	R6年度計	R5年度計	R4年度計	R3年度計	R2年度計	R1年度計	30年度計	29年度計	28年度計	27年度計	26年度計	25年度計	24年度計	23年度計	22年度計	21年度計	20年度計	
牛 150kg以上	時間内	6,279	6,206	6,403	6,351	6,149	6,071	5,597	5,575	5,270	5,690	6,301	6,129	6,027	6,413	7,209	8,373	9,290	10,099
	時間外	977	906	951	1,216	1,152	1,056	923	801	284	78	51	52	80	56	75	82	100	71
	小計	7,256	7,112	7,354	7,567	7,301	7,127	6,520	6,376	5,554	5,768	6,352	6,181	6,107	6,469	7,284	8,455	9,390	10,170
牛 150kg未満	時間内	0	4	20	29	9	11	24	19	30	44	64	26	9	8	3	5	12	4
	時間外	0	0	0	0	0	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	0	4	20	29	9	13	24	22	30	44	64	26	9	8	3	5	12	4
牛 合計	時間内	6,279	6,210	6,423	6,380	6,158	6,082	5,621	5,594	5,300	5,734	6,365	6,155	6,036	6,421	7,212	8,378	9,302	10,103
	時間外	977	906	951	1,216	1,152	1,058	923	804	284	78	51	52	80	56	75	82	100	71
	小計	7,256	7,116	7,374	7,596	7,310	7,140	6,544	6,398	5,584	5,812	6,416	6,207	6,116	6,477	7,287	8,460	9,402	10,174
馬 150kg以上	時間内	0	0	2	1	2	1	2	-	4	4	-	1	5	4	4	4	6	4
	時間外	0	0	0	0	0	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	0	0	2	1	2	1	2	1	5	4	4	1	5	4	4	4	6	4
馬 150kg未満	時間内	0	1	0	0	0	-	-	2	1	1	1	1	2	3	1	2	2	3
	時間外	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	0	1	0	0	0	-	-	2	1	1	1	1	2	3	1	2	2	3
馬 合計	時間内	0	1	2	1	2	1	2	2	6	5	1	2	7	7	5	6	8	7
	時間外	0	0	0	0	0	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	0	1	2	1	2	1	2	3	6	5	1	2	7	7	5	6	8	7
豚	時間内	145,537	146,277	143,845	130,195	126,237	112,831	108,193	110,977	105,175	105,069	106,241	107,374	96,251	96,840	90,791	100,726	97,604	117,463
	時間外	3,853	3,929	4,986	2,423	2,539	1,614	3,200	3,034	1,916	3,476	1,015	752	1,529	658	735	1,745	498	578
	小計	149,390	150,206	148,831	132,618	128,776	114,445	111,393	114,011	107,091	108,545	107,256	108,126	97,780	97,498	91,526	102,471	98,102	118,041
めん羊	時間内	132	146	117	82	82	69	27	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	時間外	1	0	3	5	2	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	133	146	120	87	84	72	28	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
山羊	時間内	4	5	3	2	4	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	時間外	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小計	4	5	3	2	4	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
獣畜計	時間内	151,952	152,639	150,390	136,660	132,483	118,983	113,843	116,575	110,482	110,808	112,607	113,531	102,294	103,268	98,008	109,110	106,914	132,652
	時間外	4,831	4,835	5,940	3,644	3,693	2,675	4,124	3,839	2,201	3,554	1,066	804	1,609	714	810	1,827	598	489
	小計	156,783	157,474	156,330	140,304	136,176	121,658	117,967	120,414	112,683	114,362	113,673	114,335	103,903	103,982	98,818	110,937	107,512	133,141
大小動物 豚換算	大動物	7,256	7,112	7,356	7,568	7,303	7,128	6,522	6,377	5,590	5,772	6,352	6,182	6,112	6,473	7,288	8,459	9,396	10,174
	小動物	149,527	150,362	148,974	132,736	128,873	114,530	111,445	114,037	107,093	108,590	107,321	108,153	97,791	97,509	91,530	102,478	98,116	118,048
	豚換算	171,295	171,698	171,042	155,440	150,782	135,914	131,011	133,168	123,863	125,906	126,377	126,699	116,127	116,928	113,394	127,855	126,304	148,570

## VI-5 と畜検査頭数の推移

年度別牛・豚のと畜頭数



総と畜頭数と豚換算頭数



VI-6 年度別病畜検査頭数

(単位:頭)

畜種別 \ 年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
牛	404	423	554	678	694	607	607
馬	0	1	1	1	1	0	1
豚	2	0	4	2	5	13	12
めん羊・山羊	0	2	7	2	5	2	1
合計	406	426	566	683	705	622	621

VI-7 獣畜のとさつ禁止又は廃棄の原因

1 とさつ禁止

(単位:頭)

畜種別 \ 年度	令和7年度				令和6年度	令和5年度	令和4年度
	膿毒症	尿毒症	その他	合計			
牛	-	4	5	9	7	11	7
馬	-	-	-	-	-	-	-
豚	10	-	-	10	26	7	7
合計	10	4	5	19	33	18	14

2 全部廃棄

(単位:頭)

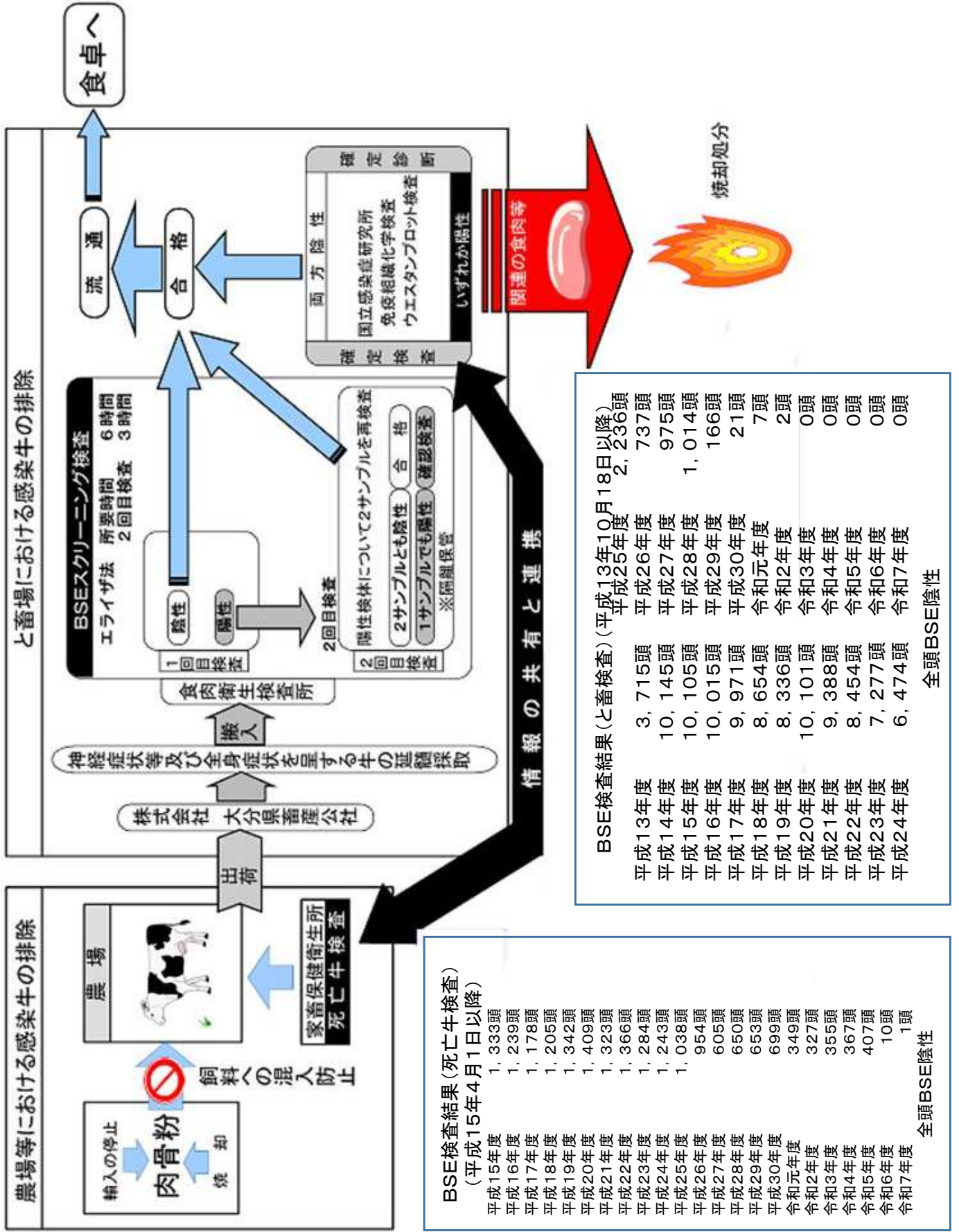
畜種別 \ 年度	令和7年度									令和6年度	令和5年度	令和4年度
	膿毒症	敗血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	変性	その他	合計			
牛	13	2	6	1	72	22	1	4	121	154	208	180
豚	335	70	-	1	5	4	87	16	518	646	402	202
合計	348	72	6	2	77	26	88	20	639	800	610	382

3 一部廃棄

(単位:頭)

畜種別 \ 年度	令和7年度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
牛	4,458	4,807	5,184	5,744
豚	78,828	84,975	89,967	89,633
合計	83,286	89,782	95,151	95,377

# VI-8 BSE（牛海綿状脳症）検査体制



## VI-9 認定小規模食鳥処理場

(令和7年度)

管轄保健所	処理場名	処理羽数	全部廃棄	部分廃棄	死鳥	立入件数
東部	由布ファーム	15,923	318	726	-	1
由布	味の店 蔵(※)	-	-	-	-	-
	河野処理場	381	-	-	-	2
	山村処理場	565	-	-	-	-
豊肥	大野町豊のしゃも処理場	7,499	-	-	-	1
	内那地どり牧場	1,836	-	-	-	1
西部	軍鶏処理場	9	-	-	-	1
	時松雉屋	109	-	-	-	1
	竹やぶ	-	-	-	-	-
北部	波田地鳥牧場(※)	-	-	-	-	-
	岩本食鶏	120	-	-	-	2
合計		26,442	318	726	-	9

※:休止中(2施設)

## VII 食の安心対策及び食育の推進

食の安全・安心確保対策については、「食の安全確保・食育推進本部（平成15年9月設置、平成28年4月名称変更）」を中心に、食に関する総合的かつ効果的な安全施策の推進を行っている。加えて、リスクコミュニケーション等の実施により、県民の声を施策に反映させ、食に関する情報の共有と相互理解と正しい認識の醸成を図っている。

食品表示法が平成27年4月1日から施行され、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度となった。令和2年度からは新制度へ完全移行され、事業者への制度の周知指導のさらなる徹底を図った。

さらに、食品偽装表示防止対策として、県・国等の関係者からなる食品偽装表示対策チームを設置し、偽装表示の監視を行ってきた。

また、食生活の乱れや食料自給率の低下など、「食」に関する様々な問題が指摘される中で、食育を県民運動として推進するために、食育推進条例を制定し、平成28年4月1日に施行した。

平成19年8月から、家庭・消費、学校・保育所、生産・流通等6分野20名の代表で構成する「食育推進会議」を設置し、県民参加型の食育推進体制を確立。平成20年度には6保健所3保健部に地域食育総合窓口を設置するとともに、各地方機関が連携した「地域食育推進連絡協議会」を6地域に設置し、地域における食育推進体制の整備を図った。

なお、平成25年度から横の連携と市町村支援を強化するため、「地域食育推進連絡協議会」に市町村を加えて運営している。

また、平成20年度に地域における食育活動の活性化を図るため、「おおいた食育人材バンク」を設置し、県民の要望に応じて食育の実践者を派遣した。

令和8年度に策定した第5期大分県食育推進計画に基づき、県民一人ひとりが「えらぶ・つくる・たべる」力を身につけることを目指し、食育を推進している。

## 令和7年度の主な事業

### 1 食の安心確保対策

- (1) リスクコミュニケーション推進事業

### 2 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置
- (2) 消費者向け食品表示講習会
- (3) 食品適正表示推進者新規登録講習会

### 3 次世代へつなぐ食育推進事業

- (1) おおいた食育人材バンクの運営
- (2) 食育推進体制の運営
- (3) おおいた「食」のストーリー継承事業
- (4) 地域での食育推進事業費補助

---

## 〔参考〕 令和8年度の主な事業

### 1 食の安心確保対策

- (1) リスクコミュニケーション推進事業

消費者を対象とした食の安全・安心に関する講演会の開催等により、食の知識や安全性に関する相互理解を深める。

### 2 食品表示の適正化

- (1) 食品偽装表示対策チームの設置

食品表示に関する法令を所管する県、大分市、県警の各課の担当で食品偽装表示対策チームを構成し、食品偽装表示に対し迅速・的確な対応を図る。

- (2) 消費者向け食品表示講習会

一般消費者を対象に、食品表示に関する講習会を実施。

- (3) 食品適正表示事業者講習会

新規の食品関連事業者や新任者を対象に、食品表示検定レベルの基礎講座を実施。

### 3 次世代へつなぐ食育推進事業

- (1) おおいた食育人材バンクの運営

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を人材バンクに登録し、県民の要望に応じて派遣することにより、地域における食育活動の活性化を図る。

- (2) 食育推進体制の運営

食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会と県民の意見を施策に反映させ

る食育推進会議の運営を行い、「第5期大分県食育推進計画」の進行管理や次期計画を策定する。

(3) おおいた「食」のストーリー継承事業

- ・郷土料理や地域の食など食文化の保護・継承のための若者世代に向けた講座の開催
- ・年間を通じた農林漁業体験の実施
- ・次代に残したい大分の郷土料理レシピ集（令和版）作成
- ・学校給食食育動画啓発チラシの普及啓発

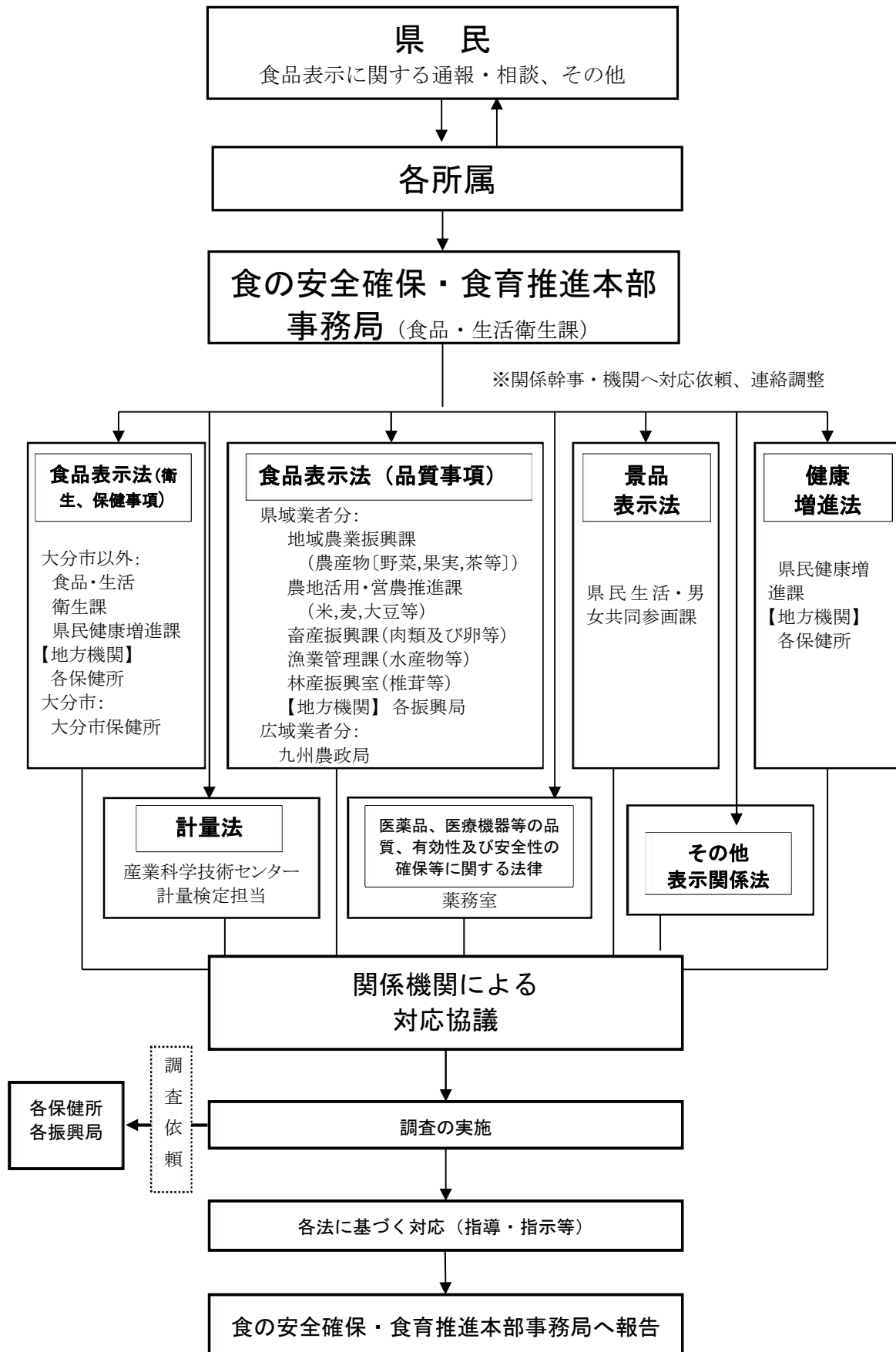
(4) 地域での食育推進事業費補助

地域で食育を推進する市町村等に対する補助

## Ⅶ-1 令和7年度リスクコミュニケーション推進事業の実施状況

月 日	場 所	内 容	備 考
7月 8日	昭和学園高校	昭和学園高校製菓衛生師コース2、3年生を対象に、食品表示に関する講座を開催した。	21人
7月31日	イオン挟間店	小学生親子を対象とした、食中毒を防止するための講座や手洗い教室、普段利用するスーパーの食品衛生管理について学ぶバックルームツアーを実施した。	23人
年 間	県内 (56回)	各保健所(部)で消費者や事業者を対象に、食品衛生や食中毒対策等を中心としたリスクコミュニケーション研修を行った。	1,355人
計58回			計1,399人

## Ⅶ-2 食品表示に関する情報の事務処理フロー



### VII-3 令和7年度食品表示に関する疑義案件の受付状況（3月末現在）

#### 1 食品表示疑義案件 受付数

アイネス	1 件
九州農政局大分県拠点	2 件
地域農業推進課	0 件
食品・生活衛生課	3 件
その他	1 件
合 計	7 件

#### 月別受付数

4月	1 件	10月	0 件
5月	0 件	11月	3 件
6月	0 件	12月	0 件
7月	1 件	1月	0 件
8月	0 件	2月	0 件
9月	1 件	3月	1 件

合計 7 件

#### うち立入調査を行った事案

単独調査	保健所	1 件
	振興局	1 件
	その他	1 件
合同調査等		3 件
合 計		6 件

#### 2 内 訳

##### 品目別

生鮮食品	農産物	0
	畜産物	0
	水産物	2
加工品		5
その他		0

##### 内容別

原産地に関すること	3
品質に関すること	0
期限表示に関すること	1
原材料に関すること	0
内容量に関すること	0
その他	3

## Ⅶ-4 食品表示合同立入調査の結果

### (1) 合同立入調査施設数

回 法令	R6年度					R7年度			
	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (9月)	第3回 (12月)	計
衛生事項	66	56	67	70	259	72	63	57	192
品質事項	61	67	67	84	279	60	60	56	176
保健事項	53	48	52	66	219	49	57	53	159
健康増進法	29	20	14	19	82	13	12	15	40
景品表示法	10	1	1	3	15	3	1	1	5
米トレサ法	9	6	8	14	37	12	12	11	35
計	228	198	209	256	891	209	205	193	607

### (2) 調査食品件数

回 法令	R6年度					R7年度			
	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (9月)	第3回 (12月)	計
衛生事項	805	768	766	731	3,070	2,386	2,107	2,254	6,747
品質事項	1,287	1,298	1,319	1,828	5,732	2,234	2,560	2,320	7,114
保健事項	529	682	693	832	2,736	1,000	1,170	975	3,145
健康増進法	520	676	694	832	2,722	990	1,171	966	3,127
景品表示法	286	150	180	260	876	530	180	200	910
米トレサ法	39	16	40	102	197	160	176	188	524
計	3,466	3,590	3,692	4,585	15,333	7,300	7,364	6,903	21,567

### (3) 不適正表示食品件数

回 法令	R6年度					R7年度			
	第1回 (6月)	第2回 (8月)	第3回 (10月)	第4回 (12月)	計	第1回 (6月)	第2回 (9月)	第3回 (12月)	計
衛生事項	111	80	55	105	351	190	124	121	435
品質事項	52	34	52	50	188	115	103	48	266
保健事項	53	30	38	46	167	34	31	15	80
健康増進法	7	16	21	4	48	8	7	27	42
景品表示法	0	0	0	6	6	0	1	1	2
米トレサ法	0	0	1	7	8	6	19	11	36
計	223	160	167	218	768	353	285	223	861

Ⅶ－５ 食品偽装表示対策チームの構成と担当法令等

部 局 等	担当部・課	備考（関係法令）
福祉保健部	薬務室	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
	県民健康増進課	健康増進法、食品表示法（保健事項）
生活環境部	県民生活・男女共同参画課	不当景品類及び不当表示防止法
	食品・生活衛生課	食品衛生法、食品表示法（衛生事項）
東部保健所	衛生課	食品衛生法 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 食品表示法（衛生事項）
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	
中部保健所	衛生課	
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	
南部保健所	衛生課	
豊肥保健所	衛生課	
西部保健所	衛生課	
北部保健所	衛生課	
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	
農林水産部	農地活用・営農推進課	
	地域農業振興課	
	畜産振興課	
	林産振興室	
	漁業管理課	
東部振興局	農山漁村振興部	
中部振興局	農山漁村振興部	
南部振興局	農山漁村振興部	
豊肥振興局	農山村振興部	
西部振興局	農山村振興部	
北部振興局	農山漁村振興部	
産業科学技術センター	計量検定担当	計量法
警察本部生活安全部		
大分市保健所	衛生課	食品衛生法、食品表示法（衛生事項）
	健康課	健康増進法、食品表示法（保健事項）
大分市	商工労政課	計量法

オブザーバー

部 局 等	担当部・課	備考（関係法令）
九州農政局	米穀流通・食品表示監視課	農林物資の規格化等に関する法律
		食品表示法（品質事項、広域）
		牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
		米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律

## VII-6 大分県食の安全確保・食育推進本部食育推進幹事会の開催状況

年 月	内 容	備 考
令和7年5月	議題：(1)第4期大分県食育推進計画について (2)第5期大分県食育推進計画の策定について	第1回会議

## VII-7 大分県食育推進会議の開催状況

年 月	内 容	備 考
令和7年7月	場所：大分県水産会館 (Web会議システム Zoom とのハイブリッド型開催) 議題：(1)第4期大分県食育推進計画について (2)令和7年度次世代へつなぐ食育推進事業について (3)第5期大分県食育推進計画について	第1回会議 委員15名
令和7年11月	場所：大分県水産会館 (Web会議システム Zoom とのハイブリッド型開催) 議題：「第5期大分県食育推進計画」の素案について	第2回会議 委員13名
令和8年3月	場所：大分県水産会館 (Web会議システム Zoom とのハイブリッド型開催) 議題：(1)「第5期大分県食育推進計画」案について (2)令和7年度次世代へつなぐ食育推進事業の実施状況について	第3回会議 委員11名

## Ⅶ-8 「おおいた食育人材バンク」登録人材派遣事業の実施状況

様々な分野で活躍する食育の実践者・団体を「おおいた食育人材バンク」に登録し、県民の要望に応じて地域での食育活動に派遣した。

### 1 登録状況（令和8年3月末時点）

(1) 登録者数：109（個人81・団体28）

(2) 分野別の登録状況

① 食生活			11	①食生活・・・基本的な調理技術の指導や健康な食生活の実現に関する事
② 食文化			7	②食文化・・・地域食材の活用や郷土料理の継承に関する事
③ 生産体験交流			12	③生産体験交流・・・農林水産業などの体験に関する事
④ 環境			0	④環境・・・環境に配慮した食生活に関する事
⑤ 連携	79	①・②	17	⑤連携・・・①～④の各分野を組み合わせた内容に関する事
		①・③	4	
		②・③	6	
		②・④	1	
		①・④	4	
		③・④	2	
		①・②・④	20	
		①・②・③	5	
		①・③・④	0	
		②・③・④	0	
		①～④	20	

### 2 派遣状況（令和7年度）

(1) 派遣数：個人87件 団体20件

(2) 内訳

申請者	個人	団体
保育所・幼稚園	10	14
小学校・中学校	7	2
その他	70	4
計	87	20

対象者	個人	団体
子ども	14	18
大人	54	1
親子	19	1
従事者	0	0
計	87	20

活動内容	個人	団体
講演	27	4
実習	50	16
体験	10	0
計	87	20

派遣地域	個人	団体
大分市保健所管内	33	9
東部保健所管内	21	1
中部保健所管内	9	3
南部保健所管内	8	0
豊肥保健所管内	2	1
西部保健所管内	3	0
北部保健所管内	11	6
計	87	20

## Ⅶ-9 食育の普及・啓発

「食育」の役割や重要性について、多くの県民に理解を深めてもらうとともに、誰もが日々の生活の中で実践できる食育を啓発するために、食育推進基本計画で定める6月の「食育月間」、大分県食育推進条例で定める11月19日の「おおいた食(ごはん)の日」、県青少年育成県民会議が啓発する「家庭の日」(毎月第3日曜日)と連携し、「家族みんなでいただきます!」の日などの普及啓発を行った。

### (1) 6月の「食育月間」の普及啓発

月日	内容	参加者数	備考
6月	セントポルタビジョンを使用して啓発	-	大分市中央町のセントポルタビジョンで「食育月間」の動画を放映。
6月	啓発品を県立美術館、県立武道スポーツセンター等に設置して啓発	-	啓発品(ポケットティッシュ)を配布。

### (2) 11月の「おおいた食(ごはん)の日」「おおいた食育ウィーク」の普及啓発

月日	内容	参加者数	備考
11月	イオン株式会社と連携した啓発	-	イオン株式会社と連携し、県内6店舗にて「おおいた食の日」「おおいた食育ウィーク」のポスターを設置
11月18日	おおいた食の日・食育ウィーク啓発イベント「大分の発酵文化に関する食文化講座」開催	30名	食文化講座 第1回

### (3) 毎月第3日曜日の「家族みんなでいただきます」の日の普及啓発

月日	内容	参加者数	備考
再掲 6月	啓発品を県立美術館、県立武道スポーツセンター等に設置して啓発	-	啓発品(ポケットティッシュ)を配布。

### (4) 「食育月間」「おおいた食(ごはん)の日」「おおいた食育ウィーク」以外の啓発活動

月日	内容	参加者数	備考
12月11日 1月17日	おおいた食の日・食育ウィーク啓発イベント「大分の発酵文化に関する食文化講座」開催	109名	食文化講座 第2回、第3回
通年	SNSを活用した食育の啓発	-	Instagramによる情報発信 32回
通年	学校給食食育動画の配信 (白ねぎ、みかん、しいたけ、甘太くん、養殖ぶり、ちりめん、ひじき、ピーマン、大豆、牛乳、にら、たまご、お米、かぼす、もやし)	-	学校給食の時間を活用した食育を推進し、地産地消を進めるため、大分県産品をテーマとした食育動画を作成、YouTubeにて配信 また、家庭や学校現場で視聴する際の補助教材として動画視聴啓発チラシを作成、県ホームページにて公開
通年	「食生活スタートブック」の配信	-	一人暮らしを始める若者をターゲットに朝ごはんの大切さなどを伝えるデジタルブックを県ホームページにて配信
通年	「次代に残したい大分の郷土料理レシピ集(令和版)」の配信	-	県内の伝統的な食文化の継承を推進するため、大分の郷土料理レシピ集(令和版)を作成、県ホームページ、YouTubeにて配信

## Ⅶ－10 製菓衛生師試験実施状況

### (1) 令和7年度製菓衛生師試験実施状況

1	試験実施年月日	令和8年3月6日
2	出願者数	
	(1) 法第5条第1号該当者数	81 人
	(2) 法第5条第2号該当者数	7 人
3	受験者数	
	(1) 法第5条第1号該当者数	79 人
	(2) 法第5条第2号該当者数	7 人
4	合格者数	
	(1) 法第5条第1号該当者数	51 人
	(2) 法第5条第2号該当者数	7 人
5	合格率	
	(1) 法第5条第1号該当者数	64.6 %
	(2) 法第5条第2号該当者数	100.0 %
	(3) 全受験者	67.4 %
6	試験委員数	5 人
7	試験問題数	60 問
8	試験時間	2 時間
9	受験料	9,400 円

### (2) これまでの製菓衛生師試験実施状況

年度	受験申込数	受験者数	合格者数	合格率
H24	114	113	103	91.2%
H25	139	138	83	60.1%
H26	145	144	105	72.9%
H27	102	102	80	78.4%
H28	77	77	60	77.9%
H29	87	86	70	81.4%
H30	69	68	54	79.4%
R1	83	77	70	90.9%
R2	77	74	63	85.1%
R3	84	82	68	82.9%
R4	81	80	64	80.0%
R5	98	98	77	78.6%
R6	99	93	64	68.8%
R7	88	86	58	67.4%

## VIII 食品ロス削減

令和元年10月の食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に伴い、国、自治体、事業者、消費者等多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組んでいる。国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減させるという目標を設定しており、同様に、本県においても、2030（令和12）年度の目標を、家庭系食品ロス量23,762t、事業系食品ロス量20,111tと設定している。

県では、国の推計方法を参考に、県内の食品ロス量を推計しており、令和4年度推計で、家庭系食品ロス量が25,346t、事業系食品ロス量が15,793t、合計41,139tであり、事業系食品ロス量は目標を達成している。これは、食品ロス削減への意識が高まっていることに加えて、新型コロナウイルスの影響による営業時間の短縮や外出自粛などで外食の機会が減ったことなどが要因と考えられている。県内の食品ロス量は着実に減少しているものの、家庭系食品ロス量は目標に達成しておらず、事業系食品ロス量も特殊な社会状況の影響が大きかったことから、経済が回復していく中でも食品ロスの削減を進められるよう取り組んでいく必要がある。

消費者や事業者が食品ロス削減を意識し、自ら行動できるよう、家庭生活や社会活動等の様々な場面において食品ロス削減に繋がる意識啓発や情報発信を行い、県民総参加での食品ロス削減の推進を図る。

---

**〔参考〕 令和8年度の主な事業**

**1 大分県食品ロス削減推進協議会開催**

事業者、消費者、行政等が連携協働し、食品ロス削減に向けた取組を促進する。

**2 食品ロス削減推進サポーター研修の実施**

食品ロス削減に関する取組の推進的な役割を担う者の連鎖を作るため、消費者庁が考案したサポーター認定制度の研修会を実施する。

**3 各意識啓発及び情報発信**

食品ロス削減月間（10月）や、宴会開催時期（12～1月頃）に合わせて効果的に行う。

- （1）新聞広告掲載
- （2）食べきり・てまえどりキャンペーン
- （3）3010運動の推進
- （4）県内一斉フードドライブ

# 令和8年度の取組

消費者や事業者が、食品ロス削減を意識し、自ら行動できるよう、家庭生活や社会活動等の様々な場面において、食品ロス削減に繋がる意識啓発や情報発信を行うことで、県民総参加での食品ロス削減の推進を図る。

## 目的

- **大分県食品ロス削減推進協議会開催**（7月開催予定）  
事業者、消費者、行政等が連携協働し、食品ロス削減に向けた取組を促進。
- **食べきり・てまえどりキャンペーン**（10月をメインに通年）  
統一性のあるデザインでポスター・POPを作成し、県民へのイメージ定着を図る。  
・食べきり：飲食店360店舗以上の協力を目指す。  
・てまえどり：大きいスーパー等に限定せず、25事業者以上の協力を目指す。
- **新聞広告掲載**（10月1日or2日）  
大分合同新聞に、食品ロス削減に向けた取組を掲載し、県民への意識啓発を行う。
- **県内一斉フードドライブ**（10月～11月頃）  
引続き市町村とも連携し、規模を拡大して実施する。  
事前に参加者を募り、大分県ホームページに実施日・実施場所を掲載するとともに、マスコミへのリリースや大分県公式LINEでの告知を行う。
- **食品ロス削減推進サポーター研修**  
食品ロス削減に関する取組の推進的な役割を担う者の連鎖を作るため、消費者庁が考案したサポーター認定制度の研修会を実施する。
- **30・10運動の推進**（12月～1月頃）  
特に食べ残しが多く発生する宴会での食品ロス削減を目指す。  
YouTube 広告・Instagram広告（動画広告）を実施し、若年層を中心に食品ロス削減啓発を行う。



## 業務概要（令和 8 年度）

編集・発行者 大分県生活環境部食品・生活衛生課  
〒870-8501 大分市大手町 3 - 1 - 1  
TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 3 0 5 4